

大学番号 4

**平成19事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間  
(平成16~19事業年度) に係る業務の実績に関する報告書**

平 成 2 0 年 6 月

國 立 大 学 法 人  
小 樽 商 科 大 学

## ○ 大学の概要

### (1) 現況

① 大学名  
国立大学法人小樽商科大学

② 所在地  
北海道小樽市緑3丁目5番21号

③ 役員の状況  
秋山義昭（学長）（平成16年4月1日～平成18年3月31日）  
秋山義昭（学長）（平成18年4月1日～平成20年3月31日）

理事数（非常勤を含む。） 3名  
監事数（非常勤を含む。） 2名

④ 学部等の構成  
商学部  
商学研究科

⑤ 学生数及び教職員数（平成19年5月1日現在）

	学生数	商学部	合計	
(昼間コース)	経済学科	2,353人	(うち留学生 64人)	
	商学科	477人		
	企業法学科	542人		
	社会情報学科	370人		
	教育課程	253人		
	経済学科	472人		
	商学科	45人		
(夜間主コース)	企業法学科	33人		
	社会情報学科	42人		
	教育課程	65人		
		54人		
	商学研究科	合計	124人	(うち留学生 15人)
		経営管理専攻(修士課程)	4人	
		現代商学専攻(博士前期課程)	37人	
教員数	現代商学専攻(博士後期課程)	4人		
	アントレプレナーシップ専攻 (専門職学位課程)	79人		
職員数	135人			

教員数 135人  
職員数 70人

### (2) 大学の基本的な目標等

小樽商科大学は、経済社会の発展と地域社会の活性化に貢献し、延いては文化・人類の発展に寄与し得る研究と人材の育成を推進することを使命として、実学重視の伝統と商科系単科大学としての特徴を活かし、一層の個性化を図るために、以下の目標を設定する。

#### 1 教育の分野

- (1) 徹底した少人数主義によるきめ細かな教育の実施
- (2) 実学を重視した教育の実施
- (3) 広い視野と国際的感覚を育てるための国際交流事業の充実

#### 2 研究の分野

- (1) 基礎研究とそれを踏まえた応用的・実学的研究の重視
- (2) 1学部に広範な専門分野を包摂する単科大学の特性を活かした総合的・学際的研究の推進

#### 3 社会貢献の分野

- (1) 地域社会の活性化に資する産学官連携事業の展開
- (2) 経済社会の要請に応え得る高度な専門的知識を有する職業人の育成

#### 4 本学の特徴—「実学」の伝統を受け継いだ教育—

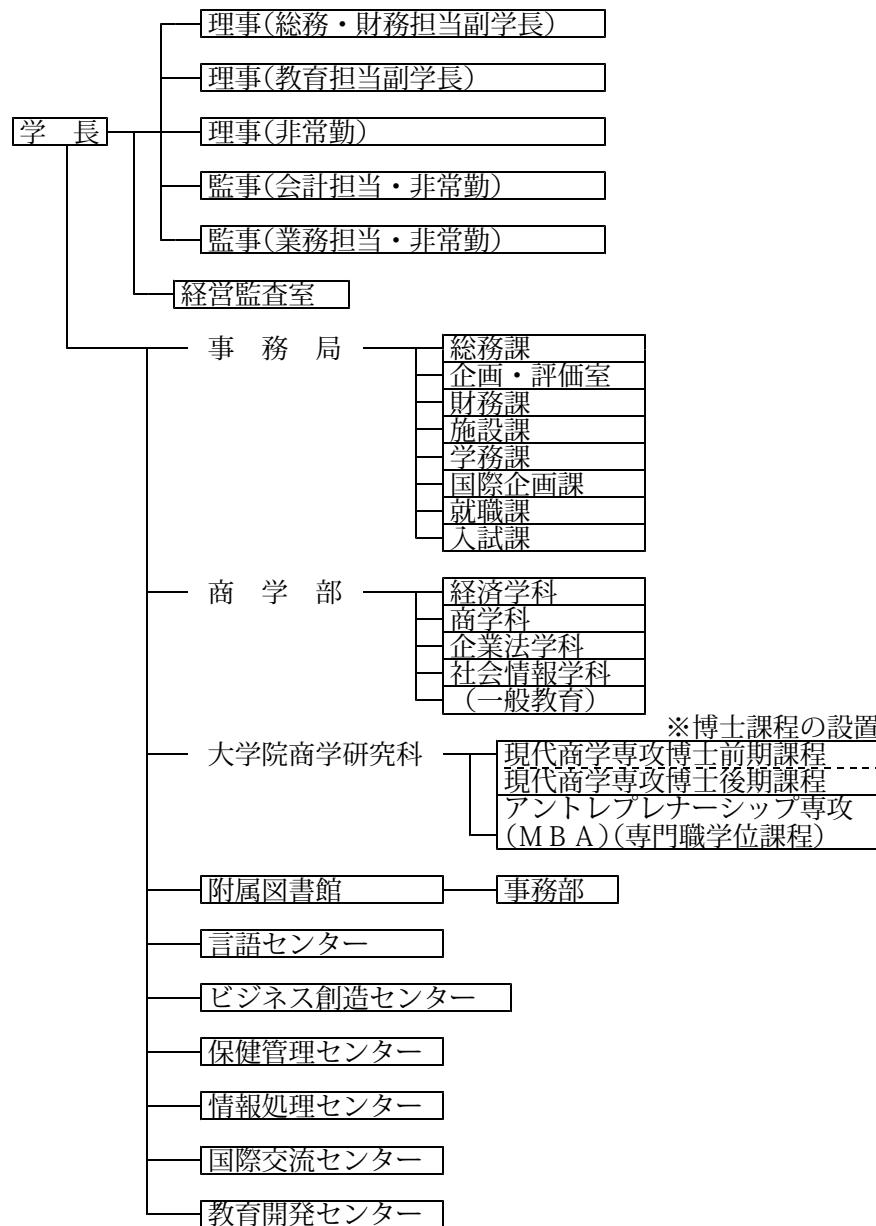
「経済学」「商学」「法学」「情報科学」「言語文化」「人文・自然」という幅広い学問分野の講義やゼミが揃っているため、自分の専門分野を深めると同時に、これらの多彩な分野から科目を選択し、幅広い知識を修得することができる。また、単に所定の学問分野の知識を頭に入れるだけではなく、専門ゼミ、基礎ゼミによって、議論する力、文章を書く力、発表する力等の積極的に発信する力を養い、それぞれの学問分野の知識を組み合わせて実践的に活用する能力を修得することができる。この専門能力と幅広い知識を使いこなす能力の双方を修得する学問が「実学」である。

なお、この実学を基礎にして、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、ロシア語、朝鮮語の7外国語及び短期留学生プログラムの英語による経済学及び商学の授業科目を開講し、グローバルな時代に対応するための実践的なスキルを身に付けさせる、もう一つの伝統を受け継いだ教育を実施している。

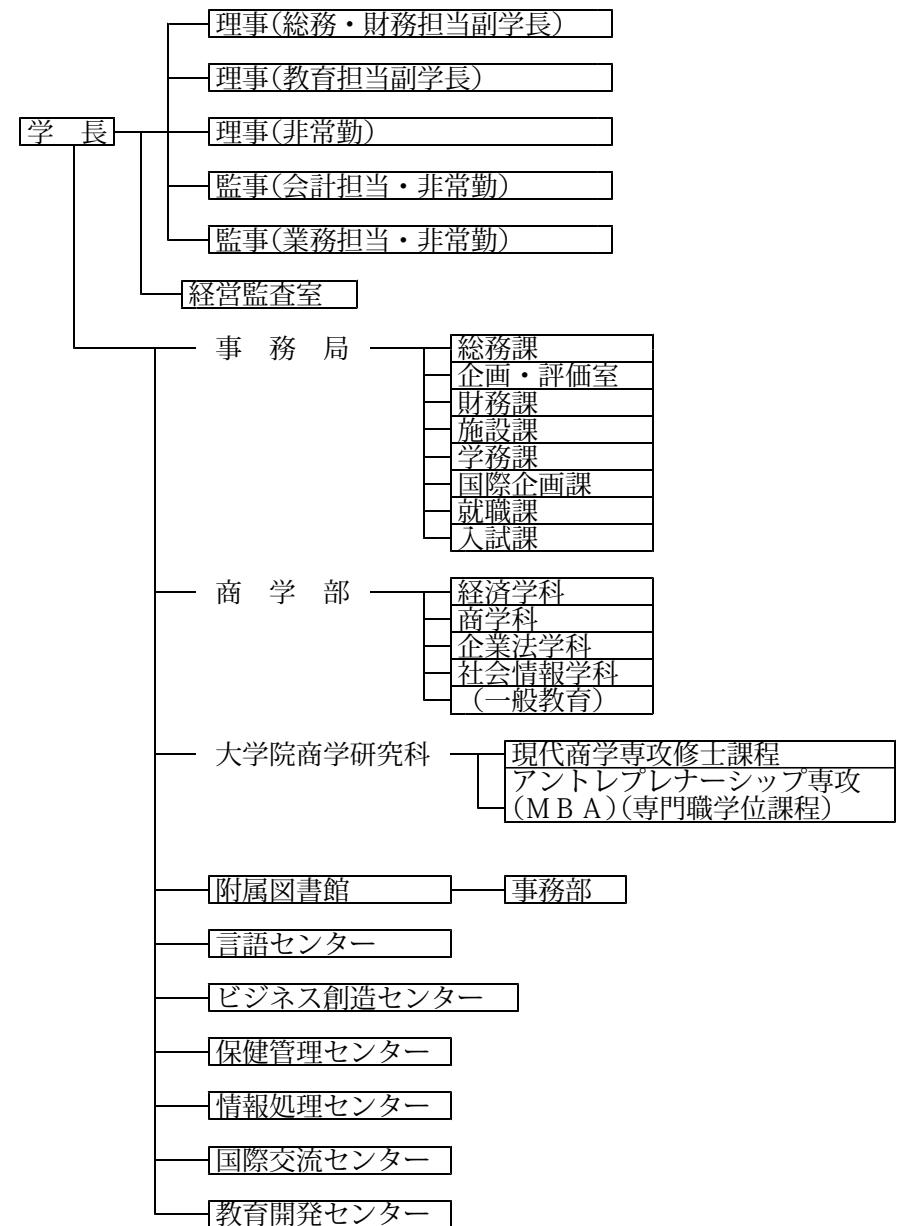
大学院商学研究科は、現代商学専攻博士（前期・後期）課程及びアントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）の2専攻を設置している。現代商学専攻では、博士前期課程において、商学の分野における専門的な研究者となるための人材及び社会の多様な方面で活躍し得る高度な専門的知識・能力を有する人材の育成を目的として特定のテーマについて研究を深めて修士論文に結実させる教育を実施している。博士後期課程においては、実践的、応用的総合社会科学としての商学の理念に基づきビジネスの複合性、多様性を理解させるための理論、制度、環境及びツールのバランスのとれたカリキュラムとコースワークによりテーマ研究を組織的に指導し、博士論文を完成させることによって学位の質を保証する教育を実施している。アントレプレナーシップ専攻は、自らの専門性を軸に、マーケティング、組織、戦略、会計等の知識・スキルを統合し、経営分析能力やビジネスプランニング能力を持つMBAホルダーを育成し、テーマ研究型と高度専門職業人養成型の双方の専攻を持つ研究科である。

## (3) 大学の機構図

平成19年度



平成18年度



## ○ 全体的な状況

### 1. 学長のリーダーシップの下、機動的・戦略的な大学運営を目指した取組

#### 学長のリーダーシップを補佐する体制の整備

- (1) 学長、理事、副学長、事務局長により構成される「五者懇談会」を設置し、毎週月曜日に業務遂行状況・課題等について意見交換を行うことにより、執行組織が学長の方針に迅速に対応できる体制を整備した。
- (2) 学長の諮問に基づき、施設整備、財政問題及び業務改善に関し、個別の課題ごとに調査検討する「学長補佐」を設置した。各補佐の下での改善状況等については実績報告書(中期計画【1】参照)。
- (3) 評価全般の業務を担当する非理事の「副学長」職を設置した。

#### 事務組織の改編

- (4) 学長を支える事務組織の見直しを行い、戦略的に重要な業務を執行する組織として、「企画・評価室」「入試課」「就職課」「国際企画課」を設置した。さらに「国際企画課」には、英語の堪能な職員を独自採用した。

#### 戦略的な予算編成・管理システム

- (5) 学長が戦略的見地から「予算編成方針」を示し、各部署から提出される予算要求を査定・配分する仕組を作った。予算費目として「学長裁量経費」を置き、教育研究、地域貢献等の事業に重点的・裁量的に配分した。
- (6) 学長の下で「第1期中期計画期間における財政計画」を策定し、予算編成方針に反映させた。

#### 教育研究組織の改編

- (7) 教育研究の必要性に応じて学部・大学院の教育研究組織を見直すとの方針の下に、本学の特徴を生かし、社会の要請にも応える次のような組織改革を行った。  
①専門職大学院の設置、②博士後期課程の設置、③学部組織（夜間主コース等）の改革、④教育開発センターの設置、⑤札幌サテライトの移転・拡充

#### 教職員の人事評価システムの導入

- (8) 学長の下に、「教員人事評価ワーキンググループ」（評価担当副学長が座長）を設置し、教員の業績評価システムの検討を開始し、5つの評価領域及び評価項目案を策定した(中期計画【15】参照)。

#### 教員の定員管理システムの導入

- (9) 教員の年齢構成、人件費総額の推移等を考慮して教員の採用上限、学長枠教授ポストの設置、学長保留、採用保留人数等を定めた「学内教員定員管理の基本的枠組み」を策定し、教員の定員管理を行った。

#### 研究推進体制の整備

- (10) 重点的に推進すべき本学の研究を支援するために「研究推進会議」を設置し、研究費を重点的に配分する仕組みを構築した。
- (11) 「小樽商科大学出版会」を創設し、教員の研究成果に対する助成を行った。
- (12) 寄附講座等を誘致するための客員教授制度等を整備し、北洋銀行から、企業再生に関する寄附研究部門・客員教授を受け入れた。

#### 同窓会（緑丘会）との連携

- (13) 緑丘会、小樽商科大学後援会から毎年、助成(2,400～1,500万円)を受け、教職員の海外派遣、国際交流、学生の課外活動等に支援を行った。
- (14) 毎年、緑丘会と連携して、O B・O Gを講師に迎えた講義「エバーグリーン講座」を開催した。
- (15) 就職課と緑丘会が連携して、企業セミナー開催、資格試験講座の開設、就職活動融資制度の運用等、学生の就職支援活動を行った。

#### 道内の国公私立大学との連携

- (16) 商科系単科大学の特徴を生かし、さらなる発展を図るために理系の大学との連携を積極的に進めた。以下の大学と文理融合型連携協力に関する協定を締結し、連携事業を展開した。  
①札幌医科大学、②北海道東海大学、③北海道薬科大学、④室蘭工業大学。(中期計画【159】【187】参照)

#### 将来構想の検討

- (17) 「小樽商科大学組織体制、人事評価見直しの基本方針」を役員会で決定し、次期中期目標・計画における大学運営の方針を策定するため教育研究評議会の下に「将来構想検討ワーキンググループ」を設置し、検討を開始した。(中期計画【25】参照)
- (18) 創立百周年（2011年）に向けて、「創立百周年記念事業委員会」を立ち上げ、教職員、同窓会、学生、市民一体の記念事業を展開するための準備を開始した。

#### 外部評価委員会の設置

- (19) 外部評価委員会を設置し、平成19年度は、大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）の外部評価を実施した。

### 2. 国民や社会に対する説明責任を重視した社会に開かれた大学運営を目指した取組

#### 広報体制の整備

- (20) 教職員と外部の専門家による「広報委員会」を設置した。同委員会が定めた「小樽商科大学広報戦略」に基づいて毎年事業計画を策定し、広報活動を行った。(中期計画【55】参照)
- (21) 広報の一環として地域の農家、企業と連携した商品（日本酒「小樽緑丘」、饅頭「商大饅頭」）を開発した。また、郵便事業会社と連携して「創立百周年記念切手」を作成し、発表した。

#### 地域連携に関する取組

- (22) 大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）においてエグゼクティブ・セミナー「MBAサマーセミナー」を開催した。
- (23) 地方自治体、商工会議所、中小企業同友会と本学をメンバーとする「小樽商科大学地域連携協議会」を設置し、毎年連携事業を展開した。
- (24) 日本経済新聞社との共催で、第1回日経ビジネスクリエーション塾を、「地域と大学の連携」をテーマに開催した。

#### 一日教授会の開催

- (25) 小樽市民が一日限りの教授となって、個別テーマごとに大学（学長）と意見交換を行う「一日教授会」を毎年開催した。

#### 産学官連携の取組

- (26) ビジネス創造センターが、外部の人材（客員教員・研究員、産学官連携コーディネーター、学外協力スタッフ）の協力を得て、プロジェクト事業、情報発信事業、高度職業人養成事業を内容とする産学官連携事業を展開した。

#### 入試広報・高大連携に関する取組

- (27) 入学試験委員会の下に教職員による「入試広報・高大連携専門部会」を設置し、毎年事業計画を立て、各種事業(中期計画【84】参照)を展開した。

**施設の設置、開放その他**

- (28) 産学官連携事業の拠点として「札幌サテライト」の移転・拡充を行った。「一日教授会」での市民の要望に応えて、大学と市民の交流の場として小樽駅前プラザ「ゆめぼーと」を開設した。
- (29) 講義棟、大学会館、体育館等の施設を開放した。附属図書館の開館日、開館時間を拡大した。

**3. 中期計画の全体的な進捗状況、各項目別のポイント、各項目に横断的な事項の実施状況など**

[1] 中期計画は、全体的には概ね計画どおりに進捗している。

[2] 「1 業務運営・財務内容等の状況」におけるポイントは次のとおりである。  
**運営体制の効率化・改善**

- (30) 大学トップによる「五者懇談会」を毎週開催し、執行組織が学長の方針に迅速に対応できる体制を整備した。
- (31) 「学長補佐」「評価担当副学長」(非理事)を設置して業務・財務の改善を図った。
- (32) 学長が戦略的見地から「予算編成方針」を示し、各部署から提出される予算要求を査定・配分する仕組を作った。
- (33) 学内の主要な委員会(大学評価委員会、財務委員会、目標計画委員会等)の構成員に事務職員を配置した。
- (34) 事務組織の見直しを行い、「企画・評価室」「入試課」「就職課」「国際企画課」を設置した。「国際企画課」には英語に堪能な職員を独自採用した。
- (35) 役員、経営協議会、広報委員会、就職課、ビジネス創造センターに外部の人材を登用し、業務の遂行に学外の有識者の意見を取り入れた。
- (36) 学長直属の「経営監査室」を設置し、監事、会計監査人、経営監査室による監査会議を開催して内部監査制度を整備した。

**教育研究組織の見直し**

- (37) 本学の特徴を生かし、社会の要請にも応える次のような組織改革を行った。  
①専門職大学院の設置、②博士後期課程の設置、③学部組織(夜間主コース等)の改革、④教育開発センターの設置、⑤札幌サテライトの移転・拡充

**教職員の人事の適正化**

- (38) 学長の下に「教員人事評価ワーキンググループ」(評価担当副学長が座長)を設置し、教員の業績評価システムの検討を開始、5つの評価領域及びその評価項目案を策定した。
- (39) 学長が「学内教員定員管理の基本的枠組み」を策定し、教員の定員管理を行った。
- (40) 寄附講座等を誘致するための客員教授制度等を整備し、北洋銀行から、企業再生に関する寄附研究部門・客員教授を受け入れた。
- (41) 職員の任用方針(①ジェンダーバランスへの配慮、②高度な専門性を要求される職員の柔軟な採用、③任期制、④民間からの登用の場合の給与体系の改善等)を決定した。
- (42) 民間企業等からの人材登用に当たって人事交流の実施体制を確立し、給与基準等の改正を行った。(中期計画【24】参照)
- (43) 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(骨太方針2006)に基づき、毎年人件費1%削減を実行した。

**事務等の効率化・合理化**

- (44) 北海道内7国立大学の間で事務職員の人事等に関する共同処理について検討し、改善を図った。(中期計画【28】参照)
- (45) 学生用証明書発行事務の改善を行ったほか、「課長・室長・事務長会議」

等において、業務全般の効率化について継続して検討し、逐次実施した。

- (46) 事務職員の勤務評定結果に基づく人事評価システムを導入した。(中期計画【34】参照)

**外部資金その他自己収入の獲得**

- (47) 大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻(専門職学位課程)、ビジネス創造センター、教育開発センターを運営するために特別教育研究経費を導入した。

- (48) 外部資金を獲得するための窓口となる組織を設置し、関連する諸制度(中期計画【35】参照)を整備し、獲得に努めた。窓口となる組織は以下のとおりである。①外部資金獲得ワーキンググループ(科研費)、②教育開発センター(GPなどの教育支援経費)、③ビジネス創造センター(企業等からの共同研究、受託研究)。

- (49) 学内施設の開放、学生ニーズの高い有料講座の開設、寄附講座の誘致等に努めた。(中期計画【39】参照)

**経費の抑制**

- (50) 事務処理の外注化、IT化、ペーパレス化、省エネ等に努めた。

**資産の運用管理**

- (51) 学内施設(講義棟、大学会館、体育館、室内プール、グラウンド、宿泊施設、札幌サテライト)の合理的な料金での貸し出しに努めた。

- (52) 「施設の有効利用規程」を制定して備品・器具の有効利用に努め、「施設改善改修計画」に基づいて年度ごとに施設の保守点検を行った。

**自己点検評価の充実**

- (53) 「大学評価委員会」が、「評価実施要項」に基づいて、教育と研究に関する自己点検評価を実施した。

- (54) 「大学評価実施規程」を改正して、評価結果を大学運営にフィードバックする仕組みを取り入れた。

- (55) 大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻(専門職学位課程)の外部評価を実施した。

**情報公開の推進**

- (56) 教職員と外部の専門家による全学広報活動の立案・実行のための「広報委員会」を設置した。同委員会が定めた「小樽商科大学広報戦略」に基づいて毎年事業計画を策定し、広報活動を行った。

- (57) 広報を一元的に担当する実働部門として関係部署に「広報担当部門」を設置した。

**施設設備の整備・活用**

- (58) 施設整備担当学長補佐の答申を受けて、施設の整備(PC実習室の集約、教育開発センターの施設配備、保健管理センターの改修、職員宿舎の利用拡大等)を実施した。

- (59) 教育研究の高度化に対応して次のような施設整備を行った。①専門職学位課程のための講義室・学生控え室の整備、②札幌サテライトの移転・拡充、③体育館の改築、④小樽駅前プラザ「ゆめぼーと」の開設、⑤大学院自習室の拡充。

**安全管理**

- (60) 学長を委員長とする全学的な「危機管理委員会」を設置して体制を整え、「危機管理規程」「危機管理ガイドライン」及び「危機管理マニュアル」を作成して対応の仕組みを作った。

- (61) 労働安全衛生法に基づき「安全衛生管理規程」を制定して教職員で構成される「衛生委員会」を設置し、職場の安全衛生の維持を図った。

- (62) 学生の安全対策として「学生安全マニュアル」を作成し、新入生ガイド

- ス時に配布し、毎年「学生生活支援セミナー」（交通安全、悪徳商法対策、救急救命等）を開催するなどして啓発に努めた。
- (63) 学生の生活・学習面での悩み、苦情、相談等を早期に発見し事故・トラブルを未然に防止するために、「学生何でも相談室」「教育担当副学長への投書」「教育担当副学長と学生団体との定期的懇談会」「リーダーズ・アセンブリ」の諸制度を運用した。
- [3] 「II 教育研究等の質の向上の状況」におけるポイントは次のとおりである。**
- (64) 入学試験委員会のもとに全学的な教職員の組織「入試広報・高大連携専門部会」を設置し、毎年事業計画を立て、事業を展開した。
- (65) 教養教育、特に初年次教育に力を入れ、大学での学びの意義や動機付け、知的スキルを涵養するための科目を全学協力方式で開講した。
- (66) 「商学」を応用的・実践的社会科学ととらえ、実学教育の理念のもとに教育課程を編成し、教育方法に様々な改革（履修上限制度、インターンシップ、GPA、成績評価基準の明示、地域社会や企業と連携した授業科目の設置、グループワークを取り入れた講義等）を行った。
- (67) 同窓会・緑丘会の支援を受けて学生の国際交流に努めた。
- (68) 「教育開発センター」を設置し、全学的なFD活動（授業改善アンケート、講演会、ワークショップ、研修会等）を実施するとともに、学部の教育課程に関する自己点検評価を行った。
- (69) 大学院商学研究科経営管理専攻（修士課程）の改革を行い、新たに「アントレプレナーシップ専攻」（専門職学位課程）を設置し、旧経営管理専攻を「現代商学専攻」に改編した。その後、現代商学専攻に博士後期課程を設置し、区分制博士課程に改編した。
- (70) 大学院商学研究科現代商学専攻の改編において、前期課程の教育課程の改革を行った。
- (71) 大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）において開発したe-Learningシステムの機能強化とユーティリティ開発を進めるとともに、大学院商学研究科現代商学専攻にも導入した。
- (72) MBAプログラムを持つ韓国成均館大学と協議し協定を締結した。
- (73) 重点的に推進すべき本学の研究を支援するために「研究推進会議」を設置し、研究費を重点的に配分する仕組みを構築した。
- (74) 「小樽商科大学出版会」を創設し、教員の研究成果への助成を行った。
- (75) 「大学評価委員会」が、「評価実施要項」に基づいて、教育と研究に関する自己点検評価を実施した。

#### 4. 平成19年度に特に重点的に取り組んだ、又は成果が上がった取組

- (76) 平成20年度以降の非常勤講師人件費を平成22年度までに平成17年度のレベルまで削減することを計画し、実施した。
- (77) 助手を除く教員に裁量労働制を導入した。
- (78) 業務改善担当学長補佐の指導の下、「事務組織・機能の再構築基本方針」を策定し、業務改善を継続するとともに、平成20年度からチーム制を導入するなど再編を進めることとした。
- (79) 大学と小樽市民の交流を目的とした「一日教授会」を「学生による地域貢献」のテーマで開催し、学生による地域での活動報告を行った。
- (80) 大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）の教育の成果について外部評価を実施した。
- (81) 教育開発センターに「キャリア教育開発部門」を新設し、キャリア教育プログラムの開発を行った。
- (82) 教育開発センター学部教育開発部門が、「知の基礎系」の自己点検評価を行った。

- 行い、初年次教育のあり方について提言を行った。
- (83) 英語科目について、1単位化（セメスター制への対応）、e-Learningシステム、TOEICを用いた科目の新設等の改革を行った。
- (84) 教育研究活動の推進のため、大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）及び教育開発センターには、教育改革の分野で、ビジネス創造センターにおいては、研究推進の分野で、それぞれ特別教育研究経費等が措置された。

## 項目別の状況

## I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化  
① 運営体制の改善に関する目標

中期目標	(1) 効果的な組織運営に関する基本方針 ① 学長がリーダーシップを発揮しつつ、全学的視野に立ち組織運営が可能となるよう学長を補佐する体制を整備する。 ② 学内の審議機関における適切な役割分担を行い、効率的な運営組織、運営体制を確立する。 ③ 事務組織が学長以下の役員等を直接支える機能を備え、大学運営の企画立案に積極的に参画する体制を整備する。 ④ 広く学外の専門家・有識者を運営組織に登用し、国民への説明責任、意思決定プロセスの透明性を確保する。 ⑤ 北海道国立7大学の連携を推進する。
	(2) 戰略的な学内資源配分の実現等に関する基本方針 学内全体の業務運営体制を見直し、適切な予算管理システム及び会計システムを構築し、目標管理を徹底する。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期 年度	判断理由（計画の実施状況等）		ウエト 中期 年度
			平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 【1】 ①全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策 学長の発案に対して、全学的な観点から検討し、企画立案するために、平成16年度に学長を補佐する組織を設置する。	【1-1】 (平成16年度で実施済みのため、平成19年度は年度計画なし)	III	(平成16～18年度の実施状況概略) 学長が行う企画・立案、執行を補佐する体制を整備（学長補佐規程）し、次の補佐を配置した。 ①施設整備担当学長補佐(H16) 学内施設の有効利用について調査を行い、大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）のための講義室・学生控え室及び「教育開発センター」をそれぞれ講義棟（4号館及び2号館）に設置した。 ②財政問題担当学長補佐(H17) 財政面を点検・調査し、「財政問題に関する報告書」をとりまとめて学長に提言した。物件費及び環境問題等をテーマに点検し、会議資料の削減及びゴミ分別収集の徹底を図った。 ③業務改善担当学長補佐(H17～19) ペーパーレス化等現行業務の実態を見直し、平成18年度から、教授会資料の電子媒体化、スケジュール管理システムを導入した。	(特に取組の予定はなし)	
			(平成19年度の実施状況) 【1-1】 (引き続き、業務改善担当学長補佐を置き、事務組織の見直しに際し、指導・助言を行った。)		
【2】 ②運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策 ① 法務、財務、労務に関する高度な専門性を必要とする担当部門について検討を行う。		III	(平成16～18年度の実施状況概略) 法務、財務、労務の高度な専門性を持つ担当部門の必要性について調査・検討した結果、現体制（労務に関しては総務課、財務に関しては財務課、法務に関しては企画・評価室）で処理することが可能であるとの結論に達した。必要に応じて、学内外の専門家に相談することとした。	(特に取組の予定はなし)	

	【2-1】 (平成18年度で実施済みのため、平成19年度は計画なし)		【平成19年度の実施状況】 【2-1】	
【3】 ② 運営組織の変革に伴い、平成16年度に既存の各種委員会のあり方を見直す。	【3-1】 (平成16年度で実施済みのため、平成19年度は計画なし)	III	(平成16~18年度の実施状況概略) 将来構想委員会、学科長会議等の計7つの委員会を整理し、それらの委員会の役割・機能等を再検討して「組織・運営規程」を制定した。	(特に取組の予定はなし)
			【平成19年度の実施状況】 【3-1】	
【4】 ③ 教員・事務職員等による一體的な運営に関する具体的方策 ① 各種委員会等の審議機関に、当該審議に係る所掌の事務職員を構成員として配置する制度設計を行う。	【4-1】 (平成16年度で実施済みのため、平成19年度は計画なし)	III	(平成16~18年度の実施状況概略) 大学における主要な委員会、「大学評価委員会」「目標計画委員会」「附属図書館運営委員会」等の委員会に事務局長又は所掌する課長等が参画し、教員、事務職員との意思疎通・意見交換等活発にできる体制を整備した。	(特に取組の予定はなし)
			【平成19年度の実施状況】 【4-1】	
【5】 ② 専門的知識を有する幹部職員が、積極的に法人運営に参画できる運営体制を検討する。	【5-1】(平成17年度で実施済みのため、平成19年度は計画なし)	III	(平成16~18年度の実施状況概略) 中期目標・中期計画を検討する「目標計画委員会」に事務局長を、「教員配置の適正化ワーキンググループ」に総務課長を、「予算編成ワーキンググループ」に財務課長を加えるなど事務幹部職員の意見等を反映できる体制を整備した。今後も、法人運営に関する委員会等に幹部職員を参画させることとした。 週1回開催されている「五者懇談会」に事務局長を参加させることとした。	(特に取組の予定はなし)
			【平成19年度の実施状況】 【5-1】	
【6】 ④ 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策 運営組織への有識者・専門家の登用について、適切な人材を得るために制度を研究する。	【6-1】 (平成18年度で実施済みのため、平成19年度は計画なし)	III	(平成16~18年度の実施状況概略) 社会の幅広い知見を大学運営に活かすため、経営協議会に企業経営の専門家や地域経済界のトップ構成員(5名)として、元銀行役員を理事(非常勤)に、元私立大学学長を業務監事として迎え入れた。経営戦略の立案や直面する課題を解決するのにふさわしい人材を登用した。	(特に取組の予定はなし)
			【平成19年度の実施状況】 【6-1】 (引き続き、上記体制を維持している。)	
【7】 ⑤ 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策 北海道地区的学長会議及び副学長会議等を開催し、意見交換し、大学運営に反映させ	【7-1】	III	(平成16~18年度の実施状況概略) 北海道地区的国立大学間の連携協力については、国立大学協会北海道支部会議、学長会議及び副学長会議等に参加し、意見交換を行い、大学運営に反映させてきた。	国立大学協会北海道支部会議等を通じて、他大学との連携・協力体制について意見交換し、大学運営に反映させる。
			【平成19年度の実施状況】	

る。	(平成20年度以降実施のため、平成19年度は計画なし)	III	<p><b>【7-1】</b></p> <p>今年度は、運営費交付金の効率化減等に関する地方公共団体や産業界に対する支援依頼を共同で行った。また、国立大学法人室蘭工業大学と連携し、講義、地域再生フォーラムを開催したほか、事務局長による北海道地区国立大学法人等人事交流調整委員会において、人事交流のルールを決め、今後も共通課題について意見交換し、大学運営に反映させることとした。</p>
<p><b>【8】</b></p> <p>(6) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策</p> <p>① 予算管理システム導入及び実施のための組織整備 ア、平成16年度に予算編成方針の策定支援、予算原案の調整、予算実績の差異分析等を担当する事務組織を設け、また、予算案の審議及び調整する委員会を設置する。 イ、適切な予算管理システム設計のため、管理会計等専門分野の人材を、外部を含めて参画させたプロジェクトチームを平成16年度に発足させる。</p>		III	<p><b>(平成16~18年度の実施状況概略)</b></p> <p>①理事、事務局長、複数の教員を構成員とする「財務委員会」を設置し、予算に関する諸課題等について検討した。</p> <p>②「予算決算及び出納事務取扱規則」を制定して、経営協議会および役員会等での予算原案の審議手続の明確化を図った。</p> <p>③財務委員会の下に「予算計画ワーキンググループ」を設置し、予算の編成及び実行上の問題点等を把握・検討した。</p> <p>④外部の公認会計士を加えたプロジェクトチームにおいて、平成16年度及び平成17年度の予算編成及び執行実績を踏まえ今後の予算管理のあり方、財政計画の策定方針等を検討し、中期的な財政運営に関する基本方針「第1期中期計画期間における財政計画」を取り纏めた。</p> <p>⑤予算執行状況調査の改善策として、調書の提出回数の見直し、予算責任者に対するヒアリング実施等の手法を検討した。</p>
	<p><b>【8-1】</b></p> <p>中長期的な大学運営を見越した人件費予算管理システム構築に向けた検討を行う。</p>	III	<p><b>(平成19年度の実施状況)</b></p> <p><b>【8-1】</b></p> <p>予算執行状況調査の見直しを行うとともに、人件費予算管理については、見込み部門と実績把握部門での分業化を図り、中長期的な大学運営を見越した体制とした。</p> <p>また、平成20年度以降における非常勤講師人件費については、平成22年度までに平成17年度決算額と同程度まで削減することとし、そのため平成20年度から対前年度約4%程度の削減を実行することを学長裁定により決定した。</p>
<p><b>【9】</b></p> <p>② 戰略的な予算編成 毎年、学長が戦略的な見地から予算編成方針を提示し、上記①の委員会で各部門からの部門予算原案との整合性について企画・立案を行う。</p>		III	<p><b>(平成16~18年度の実施状況概略)</b></p> <p>①学長が大学全体の戦略的見地から「予算編成方針」を策定し、この方針に基づいて、財務委員会が、部門別に申請される予算要求を査定・配分した。また、「第1期中期計画期間における財政計画」を踏まえ、人件費抑制、共通経費及び一般管理費の削減を「予算編成方針」等に盛り込み、予算編成を行った。</p> <p>②平成16年度は、学長裁量経費に学内共同事業充実経費を設け、申請に基づき、学長が査定・配分を実施した。平成18年度からは、3区分(教育研究活性化、教育研究環境改善、地域社会貢献推進)で運用することとし、学長のリーダーシップのもと重点的に配分した。</p> <p>③決算剩余金を財源とする補正予算を組み、ア</p> <p>「第1期中期計画期間中に踏まえつた学長策定の予算編成方針の下に、平成20~21年度予算を編成し、実行する。」</p>

			ベスト除去対策を中心とした予算を編成し、実行した。	
	【9-1】 平成18年度に引き続き、「第1期中期計画期間中における財政計画」を踏まえつつ、学長策定の予算編成方針の下に、平成19年度予算を編成し実行する。	III	(平成19年度の実施状況) 【9-1】 平成18年度に引き続き、学長が策定した予算編成方針に基づき、部門別に申請される予算要求を査定・配分する方法により平成19年度当初予算を編成し、実行した。 また、平成19年度中において喫緊に対応せざるをえない事業や人事院勧告等による人件費の増など、当初予算では見込み難い事由による補正予算を学長裁定により編成した。	
【10】 ③予算の効率的・効果的な実施 予算実績比較ができるだけ短期に行い、PDCA(Plan計画—Do実施—Check差異分析—Action是正措置)の徹底を図る。		III	(平成16~18年度の実施状況概略) ①平成16年度においては、財務委員会等で当初予算の執行について早期に検証・調査し、補正予算(12月)に反映させた。 ②平成17~18年度においては、財務委員会等で半期毎に行っていた予算執行状況の調査検証を四半期毎に変更し、執行状況確認、是正措置などを短期で実施した。 ③「会計規程」「予算決算及び出納事務取扱規則」で各部門毎の予算責任者を明確化し、配分予算執行等に関する責任権限を委譲した。 ④各学科等が特定の事業を実施することにより獲得した収入について、実施主体に対してインセンティブを配分する仕組みを構築した。	平成19~20年度は、4半期毎に予算の計画と実績の差異を分析し、必要に応じて、適正な是正措置を講じる。
【10-1】 平成18年度に引き続き、4半期毎に予算の計画と実績の差異を分析し、必要に応じて、適正な是正措置を講じる。		III	(平成19年度の実施状況) 【10-1】 平成18年度同様に、四半期毎に執行状況調査を行い予算計画ワーキンググループで検証した結果について財務委員会において審議しているが、事務の簡素化の観点から今年度より第1四半期の各予算責任者で行う調査を省略し、財務課において執行状況を把握することとした。 なお、平成19年度における四半期毎の執行状況については、概ね計画に沿って執行されていることを確認した。	
【11】 ⑦内部監査機能の充実に関する具体的の方策 ①適正な会計制度の導入 会計規程に基づいた本学全体の業務及び財産の実態を把握し、適切な内部牽制制度を確立する。		III	(平成16~18年度の実施状況概略) ①「国立大学法人会計基準」を踏まえ、会計関係諸規程を制定するなど、本学の会計制度を整備した。 ②法人化後の会計処理を適切に行うため、「会計システム運用マニュアル」「会計処理マニュアル」「決算処理マニュアル」を作成し、関係職員に配布した。 ③法人化後の会計業務に対応した財務課内各係担当業務の見直しを行い、内部牽制プロセスを整備した。 ④財務諸表等を本学ホームページに掲載した。 ⑤旅費支給業務の簡素化、効率化を図るために、「旅費規程」及び「旅費に関する事務取扱要項」の改正を行った。	①平成19年度に文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を踏まえて整備した関係規程等の検証・見直しを行う。 ②平成16年度に整備した会計処理における内部牽制プロセスの検証・見直しを行う。

	<p><b>【11-1】</b> 文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を踏まえて、公的研究費の不正使用防止のための関係規程等の整備を図る。</p>		<p><b>【11-1】</b> 文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を踏まえて、「小樽商科大学における研究費の不正使用防止行動計画」並びに「同不正使用防止行動計画を実行するための運用マニュアル」を策定し、行動計画推進部署及び研究費に関する相談窓口の設置を行うとともに内部監査体制の強化及び厳密な事実確認を行うこととした。</p>	
<b>【12】</b> <b>② 内部監査のための組織の設置</b> 業務の内部監査機能を充実するため、業務執行部門から独立した学長直属の組織を平成16年度に設置する。		<p><b>【12-1】</b> (平成18年度で実施済みのため、平成19年度は計画なし)</p>	<p><b>(平成16~18年度の実施状況概略)</b>            ①業務部門とは別に学長直属の組織として「経営監査室」を設置するとともに、経営監査室関連の規程を制定し、調査・勧告権限を付与した。            ②監事、会計監査人及び経営監査室による監査会議を開催し、監査方針、監査内容等について協議し、協議結果を踏まえて各役割に応じた監査を実施した。            ③監査の実施手続に関する指針や、監査結果に対する評価基準を具体的に示した「内部監査手順書」を作成し、本学の内部監査方法の充実を図った。</p> <p><b>(平成19年度の実施状況)</b>  <b>【12-1】</b></p>	(特に取組の予定はなし)

## I 業務運営・財務内容等の状況

- (1) 業務運営の改善及び効率化
- (2) 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標

教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等に関する基本方針  
教育研究の必要性に応じて学部・大学院の教育研究組織を見直していく。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期 年度	判断理由（計画の実施状況等）		ウェブ 中期 年度
			平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	
【13】 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置  (1)教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策  各種委員会等の学内組織において学部及び大学院における教育課程、入学者選抜及び研究体制の課題・問題点を恒常に研究しつつ、必要に応じて組織の編成・見直しを行う。	【13-1】 学内の各種委員会における検討課題を集約し、教育研究組織上の問題点・課題を常に把握するとともに、組織の再編・見直しの必要性について検討する。	III	<p>（平成16～18年度の実施状況概略）</p> <p>①学内主要委員会の活動報告を毎年度末の教育研究評議会において行い、本学が抱えている問題、課題を学内で共有する体制を整えた。          ②平成16年度に教育開発センターを設置し、5つの部門（学部教育開発部門、大学院教育開発部門、専門職大学院教育開発部門、キャリア教育開発部門、研究部門）を置いて、教育課程、教育方法、教育研究組織のあり方を全学的に検証し、必要な場合は改革を学内に提案する体制を整備した。</p>	(特に取組の予定はなし)	
			<p>（平成19年度の実施状況）</p> <p>【13-1】 教育開発センターは、キャリア教育開発部門を新設し、11名（副学長1人、教員7人、事務職員3人）の構成員を、大学院商学研究科現代商学専攻においては、博士後期課程の設置が認められ専任教員17人を、同博士前期課程は学生の研究指導上の区分として「博士後期進学類」と「総合研究専修類」を新設して担当教員を配置した。</p>		
【14】 (2)教育研究組織の見直しの方針性  18歳人口の減少、国際化等の大学をめぐる環境の変化に伴う、学部及び大学院における教育のありかたの変化に合わせて、教育研究組織も見直しを行う。	【14-1】 (平成16年度で実施済みのため、平成19年度は計画なし)	III	<p>（平成16～18年度の実施状況概略）</p> <p>次のような教育研究組織の見直しを行った。</p> <p>①学部改革（夜間主コースの定員・教育課程の改革、商業教員養成課程の廃止：平成16年度）          ②教育開発センター設置（平成16年度）          ③大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）の設置（平成16年度）          ④教育開発センターに研究部門設置（平成17年度）</p>	(特に取組の予定はなし)	
			<p>（平成19年度の実施状況）</p> <p>【14-1】 (平成19年度に、以下の教育研究組織の改革を行った。)</p> <p>①教育開発センターを改組し、新たにキャリア</p>	(特に取組の予定はなし)	

		教育開発部門設置 ②大学院商学研究科現代商学専攻に博士後期課程設置 また、次期中期計画策定に向けて、教育研究評議会の下に置く「将来構想検討ワーキンググループ」において、教育研究組織の見直しについて検討を開始した。)	ウェイト小計	
--	--	---	--------	--

I 業務運営・財務内容等の状況  
 (1) 業務運営の改善及び効率化  
 ③ 人事の適正化に関する目標

中期目標	(1) 戰略的・効果的な人的資源の活用に関する基本方針 ① 教育・研究活動の全般にわたって、教員が常により高いインセンティブを持ち続けることができるシステムを構築する。 ② 事務職員の専門性の向上を図るため、必要な研修を受ける機会を確保する。
	(2) 非公務員型を生かした柔軟かつ多様な人事システムの構築等に関する基本方針 多様な採用方法、勤務形態及び職務に応じた定年制等、柔軟な人事システムを構築する。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期 年度	判断理由（計画の実施状況等）		ウエブ 中期 年度
			平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	
【15】 ③ 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置 (1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策 ① 教員がインセンティブを高めるのに資するシステムという観点から、教員の人事評価システムを検討する組織を設置する。	【15-1】 (平成18年度で実施済みのため、平成19年度は計画なし)	III	(平成16～18年度の実施状況概略) 教員業績評価システムを担当する「副学長」を学長が指名し、「副学長」の下に、学科長、専攻長等によるワーキンググループを組織して評価システムの策定に向けて検討することとした。	(特に取組の予定はなし)	
			(平成19年度の実施状況) 【15-1】 (平成18年度に設置した教員人事評価ワーキンググループにおいて、教員業績評価における5つの評価領域及びその評価項目案を策定した。今後、同ワーキンググループでは、教員の業績評価のための自己評価書の作成方法や評価方法など評価システムの試行に向けた検討を進める。)		
【16】 ② 事務職員の能力開発や専門性向上のための研修を「新国立大学協会」等と連携して実施する。	【16-1】 (平成18年度で実施済みのため、平成19年度は計画なし)	III	(平成16～18年度の実施状況概略) ① 本学独自の研修として、「事務系職員海外派遣研修」「事務系職員ビジネススクール派遣研修」「事務系職員文部科学省派遣研修」を整備し、海外派遣研修（2名）を実施した。また、道内の国立大学法人及び国大協北海道地区支部が主催で実施している研修・人事院が主催で実施している研修に職員を派遣した。 ② 国立大学協会の研修計画に基づいて、次の研修に参加した。 ・大学マネージメントセミナーⅠ・Ⅱ 9名 ・大学職員マネージメント 4名	(特に取組の予定はなし)	
			(平成19年度の実施状況) 【16-1】 (①道内の国立大学法人及び国大協北海道地区支部が主催で実施している研修・人事院が主催で実施している研修に職員を派遣した。また、民間で実施しているパソコンの研修などを能力開発や専門性向上のための研修に職員を派遣した。)		

				②国立大学協会の研修計画を基に、派遣スケジュールを作成し、これまでと同様に引き続き、職員を大学マネージメントセミナーに3名、大学トップマネージメントセミナーに1名、大学改革シンポジウムに2名派遣した。)	
【17】 (2)柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 ①事務職員のジェンダーバランスに十分配慮するとともに、機動性、戦略性、柔軟性に富む任用システムを検討し、実現を図る。		III		<p>(平成16~18年度の実施状況概略) 事務職員を採用する場合の採用の原則について検討し、以下のとおり採用方針として決定した。</p> <p>①ジェンダーバランスについては、本学は17%程度と低くはないが、教員の目標値である20%を参考としながら、能力が同等であれば積極的に女性職員を採用する。</p> <p>②国立大学法人統一採用試験合格者を採用することを原則とするが、職種の専門性が高い場合は、積極的に独自採用できることとして、2名採用した。</p> <p>③定年までの生涯雇用が原則であるが、必要な期間だけ任期を付して採用できることとする。</p> <p>④本学の理念・目標実現のために必要な人材を長期的な展望をもって採用する。また、民間経験のある者が在職者とほぼ同程度の給与を得ることができる給与体系に変更するため、本学の就業規則を改正した。</p>	(特に取組の予定はなし)
【17-1】 (平成17年度で実施済みのため、平成19年度は計画なし)				(平成19年度の実施状況) 【17-1】	
【18】 (2)種々の職務の特殊性に鑑み、多様な勤務形態が可能となるよう検討し、実現を図る。		III		<p>(平成16~18年度の実施状況概略) 教員について、裁量労働制導入についての検討を行い、平成17年2月に教員に対する裁量労働制の説明会を開催し、多様な意見等を受け、その意見等を反映させて、労使協定を締結した。</p>	(特に取組の予定はなし)
【18-1】 (平成18年度で実施済みのため、平成19年度は計画なし)				(平成19年度の実施状況) 【18-1】 (教授・准教授・助教を対象に裁量労働制を実施した。)	
【19】 (3)任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策 国際公募を含む現行の公募制を維持する。また客員教授制度等の任用制度及び任期制の基準について、平成17年度末までに専門委員会を設け検討する。		III		<p>(平成16~18年度の実施状況概略) ①「国立大学法人小樽商科大学寄附講座・寄附研究部門規程」を制定し、客員教授及び客員准教授の制度を整備した。 ②株式会社北洋銀行との寄附研究部門の協定を締結し、同銀行から客員教授を受け入れた。 ③教員の採用にあたっては、教育内容等を考慮して、必要に応じて外国学術雑誌、インターネット求人サイト等を媒体として国際公募を実施した。 ④任期制については、平成17年度から教員配置適正化ワーキンググループを設置し、検討を行った。教員の任期については、「大学の教員等の任期に関する法律」に基づき、従来の制度を維持するが、在職中の教員については、</p>	(特に取組の予定はなし)

			総合的に勘案して導入を見送った。	
	【19-1】 (平成18年度で実施済みのため、平成19年度は計画なし)		(平成19年度の実施状況) 【19-1】	
【20】 (4)外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策 ①外国の学術雑誌等を媒体とした国際公募を促進する。		III	(平成16～18年度の実施状況概略) 国際公募について学内外の調査を行い、公募に適した外国学術雑誌を定め、今後、この外国学術雑誌に掲載することとし、国際公募の促進を図った。(実績2名)	(特に取組の予定はなし)
	【20-1】 (平成18年度で実施済みのため、平成19年度は計画なし)		(平成19年度の実施状況) 【20-1】	
【21】 ②教員のジェンダーバランスを改善するために目標値を設定し、設定後、3年毎にその成果について評価する。		III	(平成16～18年度の実施状況概略) ①平成16年度時点で、女性教員が約16%を占めており、この割合で現在も維持している。 ②教員配置適正化ワーキンググループにおいて、平成20年度末までに教員のジェンダーバランスを20%とする提言があり、平成18年度、教育研究評議会において20%を目標値とする旨決定された。 ③平成21年度に実績値を基に採用人事のあり方を評価することとした。	平成21年度に実績値を基に採用人事のあり方を評価する。
	【21-1】 (平成21年度実施のため、平成19年度計画はなし。)		(平成19年度の実施状況) 【21-1】	
【22】 ③公募書類に、ジェンダーバランスの改善措置などを積極的に記載する他、福利厚生面の拡充等教員の勤務に対する支援体制を紹介する。		III	(平成16～18年度の実施状況概略) ①公募書類に教員のジェンダーバランス、福利厚生に関する事項を記載するなど支援体制の広報(紹介)を充実した。 ②女性教員採用促進に関する具体策として、公募書類に「男女雇用機会均等法を遵守し、育児支援型勤務時間体制を導入していることを明記し、女性教員に対する不利益がないことを応募者に対し明確に示した。	(特に取組の予定はなし)
	【22-1】 (平成18年度で実施済みのため、平成19年度は計画なし)		(平成19年度の実施状況) 【22-1】	
【23】 (5)事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策 ①一般的に行われる職員採用試験とは別に、教育・研究に関する施策を実施する上で必要な特殊な能力・技能を持った事務職員を、法人独自の判断で民間等から選考採用するために必要な制度を検討する。		III	(平成16～18年度の実施状況概略) ①一般職員の採用予定職種において、高い専門性が必要とされた場合、専門知識を持った職員を国立大学法人統一採用試験合格者以外から独自採用する制度を導入し、2名採用した。 ②採用公募の原則として、ハローワーク及び一般求人誌で求人を行い、その能力の証明のため、例えば語学(英語)のスペシャリストを採用する場合は、最低限の資格としてTOEICの点数を要件とし、関連専門分野の本学教員が作成した筆記試験及び得点上位者による面接を実施するなどの仕組みを確立し、今後、教育研究に関する施策を実施する上で必要な特	(特に取組の予定はなし)

				殊能力・技能を持った事務職員を採用する上で同様の手順を踏むこととした。	
	【23-1】 (平成17年度で実施済みのため、平成19年度は計画なし)			(平成19年度の実施状況) 【23-1】	
【24】 ②教育行政、大学経営等に関する知識・経験が豊富な人材を養成し、あるいは登用するために、民間企業、他の独立行政法人、政府各省庁等との人事交流における制度上の諸問題を研究する。		III		(平成16～18年度の実施状況概略) ①民間企業、他の独立行政法人、政府各省庁等との人事交流における制度上の諸問題を検討し、人事交流による不利益をなくすよう、給与基準等の改正を行った。 ②他大学民間企業等との人事交流を促進するために、在籍出向制度等を整備した。 ③ビジネス創造センターに、地域連携コーディネーター、学外協力スタッフ制度を設置し、官公庁及び民間企業から、人材(14～17名を受け入れた)。	(特に取組の予定はなし)
	【24-1】 (平成18年度で実施済みのため、平成19年度は計画なし)			(平成19年度の実施状況) 【24-1】	
【25】 ⑥中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策 ・本学にふさわしい組織編成・重点整備についての方針を定め、その進捗状況を評価する。		III		(平成16～18年度の実施状況概略) ①学長の諮問を受け、事務組織のあり方、教員組織のあり方及び教員業績評価の在り方について再検討するため、「組織体制、人事評価見直しの基本方針」を策定した。 ②この基本方針に基づき、「将来構想検討ワーキンググループ」「教員人事評価ワーキンググループ」「業務改善タスクフォース」を設置した。	事務組織の再編を進め、「組織体制、人事評価見直しの基本方針」に従い、その進捗状況を点検・評価する。
	【25-1】 組織体制見直しに関する基本方針に基づき、組織の見直し等について検討する。	III		(平成19年度の実施状況) 【25-1】 「組織体制、人事評価見直しの基本方針」に従い、「将来構想ワーキンググループ」は、次期中期計画を目途に検討を開始した。「教員人事評価ワーキンググループ」は、評価領域・評価項目について検討し、案を作成した。「業務改善タスクフォース」は、業務改善担当学長補佐の指導の下、「事務組織・機能の再構築基本方針」を基に、業務改善について検討した。また、課長・室長・事務長会議において、平成20年度からチーム制を導入するなど再編を進めるとした。	
【26】 ⑦教職員の勤務環境の整備に関する具体的方策 ・託児所設置を含む、教職員が働きやすい環境について検討する。		III		(平成16～18年度の実施状況概略) ①教職員及び学生に対して、託児所に関するアンケートを実施し、「託児所設置に関するワーキング会議」においてアンケート結果の検討を行った結果、ニーズが少なく、設置は見送られることとなった。 ②教職員の働きやすい環境を整備するにあたって、授乳施設の設置や勤務体制の柔軟化などの検討を行った。	(特に取組の予定はなし)



## I 業務運営・財務内容等の状況

## (1) 業務運営の改善及び効率化

## ④ 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	(1) 事務処理の効率化・合理化に関する基本方針 ① 複数大学による共同業務処理を推進する。 ② 効率化・合理化を図るためのIT化及び外注化を推進する。 (2) 事務組織の機能・編成の見直しに関する基本方針 ① 政策・企画立案機能の強化・充実 学長の政策決定を支え、企画立案機能を強化するための機能、組織の見直しを行う。 ② 事務職員の資質、能力の向上のための研修及び人事システムを確立する。				
		中期	年度	進捗状況	

中期計画	平成19年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）		カエ 中期 年度
			平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	
【28】 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 (1)複数大学による共同業務処理に関する具体的方策 ① 平成20年度末までに事務系職員の採用・養成・研修及び人事交流についての共同業務処理のシステムを完成する。	【28】 (平成16年度で実施済みのため、平成19年度は計画なし)	III	(平成16～18年度の実施状況概略) ①採用に関しては、北海道内7国立大学による「北海道地区国立大学法人等職員採用実施委員会」及び「同委員会作業部会」において、北海道大学に「統一採用試験事務室」を設置し、事務系職員の採用関係業務を共同処理することとした。 ②養成・研修に関しては、北海道内7国立大学等の担当課長による「北海道地区大学法人等合同研修実施委員会」を設置し、事務系職員の養成・研修プログラムの階層研修を共同実施することについて検討した。 ③人事交流に関しては、②の委員会において事務系職員の人事交流のあり方等について検討を行い、各大学間相互で出向協定を締結し、人事交流の円滑化を図った。	(特に取組の予定はなし)	
			(平成19年度の実施状況) 【28-1】		
【29】 ② 志願者数の確保等のための大学説明会等を共同で実施するシステムについて検討する。	【29-1】 北海道地区国公立大学で組織する「北海道進学コンソーシアム」において、平成18年度の見直しの結果に基づき、仙台市及び札幌市で進学説明会を実施する。	III	(平成16～18年度の実施状況概略) ①北海道内10国公立大学で組織する「北海道進学コンソーシアム」を設置し、進学説明会を名古屋、大阪、仙台、札幌で開催し、延べ約400名の参加を得た。	北海道地区国公立大学で組織する「北海道進学コンソーシアム」において、これまで実施してきた説明会等に関して点検評価を実施する。	
			(平成19年度の実施状況) 【29-1】 大学生相談コーナーの設置及び受験産業から講師を招聘し、講演会を開催する等新たな企画を取り入れ実施したことにより、仙台会場100名、札幌会場400名の参加を得た。		
【30】 (2)業務のアウトソーシング等			(平成16～18年度の実施状況概略) ①外注化に適した業務の洗い出しを行った結	事務組織の再編を進めた上で、業務のアウトソーシング	

の可能性について、費用対効果の観点を含め検討する。

に関する具体的方策  
①効率化、合理化のための外注化を推進する。

III  
果、「秘書業務」「情報処理業務」「環境整備業務」「課外活動施設及び大学会館の維持管理業務」を派遣会社との契約を行い外注化を実施した。  
②さらに外注化促進のため「外注化検討ワーキンググループ」を設置し、業務の洗い出しを行い、「給与計算業務」の外注化が可能か検討を行った。その結果、給与及び人事を一体化して扱う新システムの導入が、長期的な費用対効果が望めると判断されたため、新システム導入を決定した。

**【30-1】**  
費用対効果や効率性の観点から、事務組織体制の見直しに併せてアウトソーシングの可能性について検討する。

III  
**(平成19年度の実施状況)**  
**【30-1】**  
現在進めている事務組織の再編を行った上で、費用対効果の観点を含めて業務のアウトソーシングの可能性についてさらに検討することとした。

平成17年度に策定した実施計画を総括する。

**【31】**  
②平成20年度末までに、事務処理のIT化、ペーパーレス化を推進する。

III  
**(平成16～18年度の実施状況概略)**  
①事務処理業務全般について、IT化及びペーパレス化に該当する業務の洗い出しを実施し、会議の開催通知、議事要旨等のペーパレス化を図った。  
②広報誌・財務情報・学内諸情報のホームページ掲載、履修登録や成績登録を行う学務情報システムの導入等を行い、IT化及びペーパレス化を推進した。  
③会議資料参照システムの利用による教授会等での資料削減、事務の効率化を実施した。  
④学生の利便性を考慮して、シラバスをホームページに掲載し、学内外からの閲覧を容易にした。また、検索機能の充実により必要なページを容易に検索できるようにした。  
⑤事務職員で構成された「学務事務電算化推進ワーキンググループ」において、証明書自動発行機の導入を検討した結果、同発行機を導入し、各種証明書の即日発行を可能にした。また、事務業務の軽減により、在学生に対する各種証明書郵送サービスを始め、学生の便宜を図った。

III  
**(平成19年度の実施状況)**  
**【31-1】**  
①大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻(専門職学位課程)において使用していたe-Learningシステムを大学院現代商学専攻においても使用し、学生等への連絡事項等にも活用している。  
②給与支給事務について、費用対効果の観点から検討した結果、平成20年3月から人事・給与システムを統合し、データの一元管理を行った。併せて給与明細書のペーパーレス化を図り、学内LANを利用したWeb明細として閲覧できるシステムを導入した。

効率的な事務組織の再編を進める。

**【32】**  
(3)事務組織の機能・編成の見直し

III  
**(平成16～18年度の実施状況概略)**  
①平成16年度の組織見直しの重点事項として、

<p>直しに関する具体的方策 ①全学的に組織及び職員配置を見直し、学長の政策決定支援、企画立案、財務、地域貢献、産学官連携、修学指導、就職指導、入学者選抜等の業務に重点的に対応できる組織及び職員配置に改める。</p>		<p>III ②平成16年度に各種業務に重点的配置した組織の業務の遂行状況及び人員配置について、平成18年度の「課長・室長・事務長会議」において、検証を行った。その結果、業務運営と事務サービスに更なる効率化が必要であるとして、再検討することとした。</p>	
<p>【32】 事務職員の戦略的な配置を考慮し、事務組織体制の見直しを検討する。</p>		<p>III 【32-1】 平成19年度の実施状況 平成18年度の「課長・室長・事務長会議」における業務運営と事務サービスに更なる効率化の再検討を受けて、学長より「事務組織・機能の再構築基本方針」が示された。同基本方針に基づいて、「課長・室長・事務長会議」において、事務組織の再編に関するアクションプランを策定し、平成20年度から、チーム制の導入などの再編を進めることとした。</p>	
<p>【33】 ②職員の資質・能力の向上 ア、平成17年度末までに、国立大学法人の業務内容と適切に対応した職員の学内・外の研修プログラムを確立する。</p>		<p>(平成16~18年度の実施状況概略) ①本学独自の研修として、「事務系職員海外派遣研修」「事務系職員ビジネススクール派遣研修」「事務系職員文部科学省派遣研修」を整備し、海外派遣研修(2名)を実施した。また、北海道内の国立大学法人及び国大協北海道地区支部が主催で実施している研修・人事院が主催で実施している研修に職員を派遣した。 ②国立大学協会の研修計画に基づいて、次の研修に参加した。 ・大学マネージメントセミナーⅠ・Ⅱ 9名 ・大学職員マネージメント 4名</p>	<p>(特に取組の予定はなし)</p>
<p>【33-1】 (平成18年度で実施済みのため、平成19年度は計画なし)</p>		<p>(平成19年度の実施状況) 【33-1】 (①北海道内の国立大学法人及び国大協北海道地区支部が主催で実施している研修・人事院が主催で実施している研修に職員を派遣した。また、民間で実施しているパソコンの研修など能力開発や専門性向上のための研修にも職員を派遣した。 ②国立大学協会の研修計画を基に、派遣スケジュールを作成し、これまでと同様に引き続き、職員を大学マネージメントセミナーに3名、大学トップマネージメントセミナーに1名、大学改革シンポジウムに2名派遣した。)</p>	
<p>【34】イ、平成18年度末までに、職員の意欲を向上させるための透明性のある人事システムを確立する。</p>		<p>(平成16~18年度の実施状況概略) ①北海道内大学会議、他大学の人事担当者、本学に採用された民間企業出身の教員等から事務職員の評価に関する情報を収集し、客観的</p>	<p>(特に取組の予定はなし)</p>


## (1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

## 1. 特記事項

## 【平成16～18事業年度】

- ・学長が大学全体の戦略的見地から「予算編成方針」を策定し、部門別に申請される予算要求を査定・配分する方法により予算編成等を行った。また、「第1期中期計画期間中における財政計画」を踏まえ、人件費抑制、共通経費及び一般管理費の削減を「予算編成方針」等に反映させた。
- ・教員の年齢構成、人件費総額の推移等を考慮して教員の採用上限、学長枠教授ポストの設置、学長保留、採用保留人数等を定めた「学内教員定員管理の基本的枠組み」を策定し、教員の定員管理を行った。
- ・学長のリーダーシップの下で運用される学長裁量経費は、「教育研究活性化」「教育研究環境改善」「地域社会貢献推進」の3区分で運用され、各事業年度の当初予算では賄うことができない事業等について、重点的に配分した。
- ・学外及び学内での収入を伴う各種事業等を実施した部局等に対して、その収入をその部局等に傾斜配分（インセンティブ）する仕組みを構築した。
- ・業務内容と適切に対応した事務系職員の学内・外の研修プログラムについては、語学研修及び実務研修を経験させる「事務系職員海外派遣研修」、大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）に派遣する「事務系職員ビジネススクール派遣研修」、文部科学省における実務を経験させる「事務系職員文部科学省派遣研修」の各プログラムを整備し、国立大学協会との連携においては、「大学マネージメントセミナーⅠ・Ⅱ」「国立大学法人等新任部長研修」「国立大学法人等新任課長・事務長研修」を受講させた。
- ・法人化にあたり、学長が行う大学運営の企画等に対応するための「企画・評価室」、就職支援強化のため「就職課」を設置した。「就職課」に、本学の同窓会である「緑丘会」の支援による就職アドバイザーを配置した。入試広報体制の強化のため「入学主幹」を「入試課」に改組し、国際企画課に語学（英語）のスペシャリスト（係長、専門職）を採用した。また、「会計課」を「財務課」に組織換えし、財務処理を円滑に進める職員の適正配置を行った。
- ・学長が行う企画・立案、執行を補佐する体制を整備（学長補佐規程）し、次の補佐を配置した。
  - (1) 施設整備担当学長補佐  
学内施設の有効利用について調査を行い、専門職学課程のための講義室・自習室及び学部・大学院の教育を担う「教育開発センター」を講義棟（2・4号館）に設置した。
  - (2) 財政問題担当学長補佐  
財政面を点検・調査し、「財政問題に関する報告書」をとりまとめて学長に提言した。
  - (3) 業務改善担当学長補佐  
ペーパーレス化等現行業務の実態を見直し、平成18年度から、教授会資料の電子媒体化、スケジュール管理システムを導入した。

- ・学長直属の組織として「経営監査室」を設置し、監査の実施手続に関する方針や監査結果に対する評価基準を具体的に示した「内部監査手順書」を策定し、監査を行った。また、監事、会計監査人及び経営監査室による監査会議を開催

し、監査方針・監査内容等について協議した。

- ・事務職員を採用する場合の任用原則について検討し、次のとおり決定した。
  - (1) ジェンダーバランスについては、17%と低くないが、教員の目標値である20%を参考しながら、能力が同等であるならば積極的に女性職員を採用する。
  - (2) 国立大学法人統一採用試験合格者を採用することを原則とするが、職種の専門性が高い場合は、この試験以外からでも積極的に採用する。
  - (3) 定年までの生涯雇用を原則とするが、必要な期間だけ任期を付して採用できることとする。
  - (4) 本学の理念・目標実現のために必要な人材を長期的な展望をもって採用する。
- また、民間経験のある者が在職者とほぼ同等程度の給与を得ることができる給与体系になるよう、本学の就業規則を改正した。
- ・会計業務の改善・効率化のために、旅費支給に係る職務区分の簡素化、旅費に関する諸規程の改正、現行業務との整合性の検証に基づく会計諸規程の見直しを行った。
- ・事務職員で構成された「学務事務電算化推進ワーキンググループ」において証明書自動発行機の導入を検討した結果、同発行機を導入し、各種証明書の即日発行を可能にした。また、事務業務の軽減により、在学生に対する各種証明書郵送サービスを始め、学生の便宜を図った。
- ・事務職員の勤務評定においては、評定者が事務職員と面談をし、業務についての意見等を聞き、評定者はそれに対して助言などを行うことによって、事務職員の業務に対する意欲向上を促すとともに、評定結果を知らせることにより透明性のある人事システムとした。

## 【平成19事業年度】

- ・北海道地区の国立大学間の連携協力について、これまでにも国立大学協会北海道支部会議、学長会議、副学長会議、事務局長会議等に参加し、意見交換を行い、大学運営に反映させてきた。平成19年度は、運営費交付金の効率化減等に関する地方公共団体や産業界に対する支援依頼を共同で行った。また、事務局長による北海道地区国立大学法人等人事交流調整委員会において人事交流のルールを決め、今後も共通課題について意見交換し、大学運営に反映させることとした。
- ・教育開発センターにおいて、キャリア教育開発部門を新設し11名（副学長1名、教員7名、事務職員3名）の構成員を、大学院商学研究科現代商学専攻においては、博士後期課程の設置が認められ専任教員17名を、同博士前期課程は、学生の研究指導上の区分として「博士後期進学類」及び「総合研究専修類」を新設して担当教員を配置した。
- ・「組織体制、人事評価見直しの基本方針」に従い、教員組織・事務組織の見直しを検討し、事務組織については、「小樽商科大学事務組織・機能の再構築プラン」に基づき、再編を進めている。

## 2. 共通事項に係る取組状況

【平成16～18事業年度】

### ○ 戰略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。

- ・学長が行う企画・立案、執行を補佐する体制として、「学長補佐」を設置し、必要とする課題等に応じて適切な教員を任命した。また、2名の理事及び事務局長が、各種主要な委員会の委員長及び構成員となって効率的な学内運営を目指した。
- ・理事が担当していた「大学評価」「中期目標・計画」「教員の業績評価」の業務を、新設した副学長が担当することにより、理事の事務負担軽減及び新規業務の推進を図った。
- ・週に一度、学長、理事、副学長、事務局長による「五者懇談会」を開催し、大学全体に関わる情報交換(法人経営、課題の取組み、学内行事等)を行っている。さらに、月に一度、役員会を開催し、法人経営の状況や問題点を点検し、必要な施策を検討している。

### ○ 法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。

- ・学長が大学全体の戦略的見地から「予算編成方針」を策定し、部門別に申請される予算要求を査定・配分する方法により予算編成等を行った。また、「第1期中期計画期間中における財政計画」を踏まえ、人件費抑制、共通経費及び一般管理費の削減を「予算編成方針」等に反映させた。
- ・学長のリーダーシップの下で運用される学長裁量経費は、「教育研究活性化」「教育研究環境改善」「地域社会貢献推進」の3区分で重点的に配分した。
- ・学外及び学内での各種事業等を実施した部局等に対して、その収入をその部局等に傾斜配分(インセンティブ)する仕組みを構築した。
- ・本学の重点研究領域の策定・支援を行うために「研究推進会議」を設置し、重点領域に研究費を優先的に配分する体制を整備した。

### ○ 法人内における資源配分に対する中間評価・事後評価を行い、必要に応じて資源配分の修正が行われているか。

- ・事業年度当初に配分した予算及び補正予算については、1年間の執行計画に対して、四半期終了時毎に執行状況の調査と検証を行い、計画に対し大きな差異のあった事業部門についてはヒアリングや是正勧告等必要な措置を行い、適正な予算の執行に努めた。
- ・「第1期中期計画期間中における財政計画」を策定し、この計画に従って毎年の予算編成、点検評価を行っている。
- ・「施設整備担当学長補佐」を配置して、学内施設の有効利用に関する点検・調査を行い、大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻(専門職学位課程)も講義室、自習室等及び新組織である「教育開発センター」を設置した。
- ・役員会において、「小樽商科大学組織体制、人事評価見直しの基本方針」が策定され、教員組織・事務組織の改組等について検討した。

### ○ 業務運営の効率化を図っているか。

- ・「業務改善担当学長補佐」を配置し、現行業務の見直しを実施し、各種会議の開催通知・議事要旨のメール配信、広報誌・財務情報・学内情報のホーム

ページ掲載、会議資料参照システムの利用による資料削減を行い事務の効率化を図った。また、教員や学生が学内のパソコンから直接データ入力(履修登録・成績登録等)を行う学務情報システムを導入した。

- ・図書館情報システムや複写機の賃貸借契約の見直しを行い、単年度契約から複数年契約とすることとし、契約事務の軽減を図った。
- ・事務職員の適正配置や業務の遂行状況に関して調査を実施し、その調査結果に基づいて、業務運営と事務サービスの効率化の観点から、事務組織・機能の再編に関する検討を行った。(中期計画【32】参照)
- ・本学の「組織・運営規程」を見直し、教授会等の議題を精選するとともに審議体を統合し、また、新たに大学評価、中期目標・計画及び教員の人事評価を担当する副学長を設置した。

### ○ 収容定員を適切に充足した教育活動が行われているか。

- ・商学部(昼間コース、夜間主コース)の収容定員充足率は、平成16年度115.7%，平成17年度116.6%，平成18年度115.4%であり、適切に充足した教育活動が行われている。
- ・大学院商学研究科現代商学専攻(修士課程)の収容定員充足率は、平成16年度80%，平成17年度85%，平成18年度115%で、収容定員を満たしていない年度があるが、カリキュラムの改善や博士後期課程の設置に向けた取り組みの結果、収容定員充足の向上に繋がり適切に充足した教育活動が行われている。
- ・大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻(専門職学位課程)の収容定員充足率は、平成16年度108.6%，平成17年度110%，平成18年度117.1%であり、適切に充足した教育活動が行われている。

### ○ 外部有識者の積極的活用を行っているか。

- ・月に一度、役員会を開催し、非常勤理事や監事から大学運営・財務・業務等に関して、意見を聞き、業務運営の改善に反映している。
- ・大学評価実施規程に基づき、学外の意見を聞く方法として、経営協議会の学外委員に諮り、教育評価、研究評価の評価項目を決定した。
- ・広報活動に関する助言や指導のための学外有識者1名、就職に関する助言や指導のための就職アドバイザー1名、ビジネス創造センターにビジネス創造のアドバイザーやコーディネート活動に関し、協力と助言のための公認会計士、弁理士、技術士等の学外協力スタッフ15名など、積極的に外部有識者を活用した。
- ・本学広報誌の読者懇談会を開催し、一般読者の他、小樽市、他大学、企業での広報誌を作成している専門家の参加を得て、広報誌に対する感想や意見を聴取し、今後の企画や情報発信方法の改善に役立てた。

### ○ 監査機能の充実が図られているか。

- ・学長直属の組織として「経営監査室」を設置し、監査の実施手続に関する方針や監査結果に対する評価基準を具体的に示した「内部監査手順書」を策定し、監査を行った。また、監事、会計監査人及び経営監査室による監査会議を開催し、監査方針・監査内容等について協議した。

- 教育研究組織の柔軟かつ機動的な編制・見直し等が行われているか。
  - ・教育研究を巡る環境の変化に対応して以下の見直し等を行った。
    - (1)学部改革（夜間主コースの定員・教育課程の改革、商業教員養成課程の廃止）
    - (2)教育開発センター設置
    - (3)大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職大学院）の設置
    - (4)教育開発センターに研究部門設置
  - ・役員会において、「小樽商科大学組織体制、人事評価見直しの基本方針」が策定され、教員組織・事務組織の改組等について、検討した。
  - ・学部、大学院商学研究科現代商学専攻及び大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）における教育方法の研究・開発、教材研究・開発、授業評価法の開発等ファカルティ・ディベロップメント（FD）及び教育課程の編成等に関する検討を行い、本学の教育の活性化を目的に「教育開発センター」を設置した。

○ 法人全体としての学術研究活動推進のための戦略的取組が行われているか。

- ・本学の重点研究領域の策定・支援を行うために「研究推進会議」を設置し、重点領域に研究費を優先的に配分する体制を整備した。

○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

- ・平成16年度の評価で学長補佐体制の充実について指摘を受けた。この指摘に基づき、学長が行う企画・立案、執行を補佐する体制が十分かどうかを検討した結果、2名の理事及び事務局長が学内主要委員会の委員長又は構成員となって効率的な学内運営を行っていることから、必要とする課題に応じて適切な教員を学長補佐として任命し、「施設整備担当学長補佐」「財政問題担当学長補佐」「業務改善担当学長補佐」を配置した。  
(1.特記事項【平成16年度～18年度】参照)
- ・平成17年度の評価結果を受けて、教員業績評価を担当する副学長を設置し、その副学長の下に「教員人事評価ワーキンググループ」を設け、教員業績評価について、検討を開始した。

**【平成19事業年度】**

○ 戰略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。

- ・週に一度、学長、理事、副学長、事務局長による「五者懇談会」を開催し、大学全体に関わる情報交換（法人経営、課題の取組み、学内行事等）を行っている。また、月に一度、役員会を開催し、法人経営の状況や問題点を点検し、必要な施策を審議している。

○ 法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。

- ・平成18年度に引き続き、学長が策定した予算編成方針に基づき、部門別に申請される予算要求を査定・配分する方法により平成19年度当初予算を編成し、実行した。また、平成19年度中において喫緊に対応せざるをえない事業や人勧等による人件費の増など、当初予算では見込み難い事由による補正予算を学長のリーダーシップの下に編成した。

○ 法人内における資源配分に対する中間評価・事後評価を行い、必要に応じて資源配分の修正が行われているか。

- ・平成18年度同様に、四半期毎に執行状況調査を行い予算計画ワーキンググループで検証した結果について財務委員会において審議している。事務の簡素化の観点から、平成19年度より第1四半期について、各予算責任者が行う調査に代えて、財務課において執行状況を把握することとした。なお、平成19年度における四半期毎の執行状況については、概ね計画に沿って執行されていることを確認した。

○ 業務運営の効率化を図っているか。

- ・労使協定を締結し、平成19年4月から教授・准教授・助教を対象に裁量労働制を導入した。
- ・給与支給事務のアウトソーシングを検討した結果、費用対効果の観点から、平成20年3月から人事・給与システムを統合し、データの一元管理を行った。あわせて給与明細書のペーパーレス化を図り、学内LANを利用したWeb明細として閲覧できるシステムを導入した。

○ 収容定員を適切に充足した教育活動が行われているか。

- ・商学部（昼間コース、夜間主コース）の収容定員充足率は、平成19年度は14.2%であり、適切に充足した教育活動が行われている。（平成20年度の充足率は112.9%）
- ・商学研究科現代商学専攻修士課程を改組し、平成19年度から博士（前期・後期）課程を設置した。博士前期課程の収容定員充足率は230%（平成20年度の充足率は175%）、及び博士後期課程の収容定員充足率は133.3%（平成20年度の充足率は133%）であり、適切に充足した教育活動が行われている。
- ・商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）の収容定員充足率は、平成19年度は112.9%（平成20年度の充足率は108.6%）であり、適切に充足した教育活動が行われている。

○ 外部有識者の積極的活用を行っているか。

- ・非常勤理事・監事及び経営協議会学外委員から、各種会議終了後に意見交換を行い、大学運営、業務改善等に関する内容について、意見聴取を行った。

○ 監査機能の充実が図られているか。

- ・「小樽商科大学における研究費の不正使用防止行動計画」並びに「同不正使用防止行動計画を実行するための運用マニュアル」を策定し、行動計画推進部署及び研究費に関する相談窓口の設置を行うとともに、事実確認の手続を定めた。

○ 教育研究組織の柔軟かつ機動的な編制・見直し等が行われているか。

- ・「組織、人事評価見直しの基本方針」に基づき、教員組織の見直しは、「将来構想検討ワーキンググループ」で検討し、事務組織体制の見直しは、「課長・室長・事務長会議」で検討した。その結果、事務組織体制については、チーム制導入などの成案が得られたので、平成20年度から再編を進めるこ

とした。

○ 法人全体としての学術研究活動推進のための戦略的取組が行われているか。

- ・「研究推進会議」で選定された重点研究領域の研究について、研究費を重点的に配分し、年度末において、その研究についての中間報告及び評価を実施し、次年度の予算配分の査定を行った。
- ・平成20年度グローバルCOEプログラム(社会科学分野)において、「社会的価値実現のための総合商学拠点形成」を申請し、また、平成21年度概算要求における研究推進分野への申請をして、学術研究活動の推進を図った。

○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

- ・平成17年度の評価結果を受けて、平成18年度に設置した「教員人事評価ワーキンググループ」において、5つの評価領域及びその評価項目案を作成し、評価方法等について、検討を行った。

## I 業務運営・財務内容等の状況

## (2) 財務内容の改善

## ① 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	外部研究資金その他の自己収入の増加に関する基本方針			
		① 外部研究資金獲得のための組織及び仕組みを整備し、増額を図る。	② 自己収入の増加策については、本学の教育・研究・社会貢献上のサービスの充実に資することを目的とし、費用対効果に配慮しつつ、実施する。	

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期 年度	判断理由（計画の実施状況等）		ウェブ 中期 年度
			平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	
【35】 III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 (1) 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策 ① 外部研究資金に関する情報収集し、学内に情報提供するとともに、平成16年度に、申請や受け入れ等を支援する専任の組織を整備する。		III	<p>（平成16～18年度の実施状況概略）</p> <p>① 平成16年度に、外部研究資金の申請や受け入れに対応するため、総務課研究協力係を設置した。</p> <p>② 総務・財務担当副学長の下に「外部資金獲得ワーキンググループ」を設置し、科学研究費補助金申請率の向上や民間外部資金の獲得方策の検討を行い、学内説明会等の実施、民間外部資金の広報等を実施した。</p> <p>③ 科学研究費補助金の申請件数増加を図るために、科学研究費補助金に関する情報収集の実施、学内説明会の開催など積極的な組織的取組みを実施した結果、各事業年度において、新規申請率は45%～50%で推移している。</p> <p>④ 外部資金獲得に関する基本情報の発信のため、企業等と大学における研究協力制度についての解説等を掲載した「産学連携マニュアル」を作成し、ホームページ掲載や教員に配付等を行った。</p> <p>⑤ 知的財産の取扱い方針を定めた「国立大学法人小樽商科大学知的財産ポリシー」、知的財産の機関帰属・機関管理を定めた「国立大学法人小樽商科大学職務発明等規程」を整備し、獲得した外部研究資金における研究成果の知的財産の保護体制を確立した。</p> <p>⑥ 外部資金獲得における利益相反・責務相反への対応の観点から「国立大学法人利益相反マネジメント委員会規程」を定め、委員会において「国立大学法人小樽商科大学利益相反ポリシー」を制定した。</p> <p>⑦ 民間財團等の助成金や公募型研究助成金の情報等について、国内の情報のみならず国外の情報も収集し、ホームページ掲載やメール配信することにより、最新の情報を周知する体制を整備した。</p>	外部研究資金に関する情報を収集し、学内にメールやホームページ等により情報提供を行う。	
【35】 外部研究資金に関する情報を収集し、学内にメールやホームページ等により情報提供を行う。		III	<p>（平成19年度の実施状況）</p> <p>【35-1】 理事及び教員で組織する外部資金獲得ワーキンググループの構成について、外部資金獲得体</p>		

			<p>制の強化を図るために事務組織との連携が重要と判断し、平成19年4月から事務局長を構成員に加え体制の強化を図った。</p> <p>また、本学教職員の行動規範として、「小樽商科大学における研究活動に係る行動規範」を定め、研究費の不正使用防止に向けて実施すべき行動計画として、「小樽商科大学における研究費の不正使用防止行動計画」及び「運用マニュアル」を定め、研究活動における体制整備を図った。</p> <p>各種研究助成金の情報については、メールとホームページを通じて、教員に最新情報の提供を行い、民間財團等の助成金に3件応募し、1件が採択された。</p> <p>特に外部資金の中心である科学研究費補助金の申請については、組織的に取り組んだが申請者が前年度並みと伸び悩んだため、外部資金獲得ワーキンググループにおいて申請率の向上策の検討を行った結果、申請へのインセンティブを高めるため、科学研究費補助金の申請に係る傾斜配分予算の配分ポイント等の見直しについて、学長が、財務委員会に検討することを指示し、申請率向上を図ることとした。</p> <p><b>【参考】</b> 平成19年度科学研究費補助金の申請は新規51件申請率48.3%（前年度47件50.0%）、継続を含めた申請は64件53.8%（前年度71件60.2%）である。</p> <p>平成19年度の外部資金の獲得状況については、科学研究費補助金32件37,320千円、共同研究9件7,010千円、受託研究2件9,366千円、委託事業1件4,700千円、寄附金31件23,124千円である。</p>	
【36】 ② ビジネス創造センターを中心として、企業や自治体とのネットワークを組織化し、研究ニーズを汲み上げるとともに、外部資金獲得可能な研究を提案する体制を構築する。		III	<p>(平成16~18年度の実施状況概略)</p> <p>①企業等からの研究ニーズ調査のため、小樽商工会議所や札幌商工会議所を通じてアンケート調査を実施、その結果から、「中・長期的な業界等の利益増大に結びつく可能性のあるテーマ」や「地域の活性化に結びつくテーマ」に対するニーズが高く、本学で対応できるであろう研究ニーズ（例：マーケティング、ケーススタディ、ビジネスプランなど）を検討し、ビジネス創造センターと北海道経済産業局とで共同企画した「マーケティングセミナー」等で本学の研究資源について広報を行った。</p> <p>②平成18年度に特にニーズが高い分野に対し、ビジネス創造センターユーザー エクスペリエンス部門を整備し、民間からの資金導入を促進するため、ユーザビリティラボを設置した。</p>	<p>①ユーザー エクスペリエンス研究部門をさらに充実させ、外部資金導入を図る。</p> <p>②商工会議所や自治体と協力して、政府の各種補助金や外部資金の導入を検討する。</p>
【36-1】 札幌商工会議所・北海道経済局・北海道経済産業局との連携を強化し、新技術開発案件の積極的支援を図る。		III	<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>【36-1】 ビジネス創造センターと北海道経済産業局とが地域振興について連携協力をを行い、共同で企</p>	

			画したマーケティングセミナーを3回（8月25日、9月8日・29日）開催し、ビジネス創造センター主任教員2名が講演した。	
【37】 ③本学の研究者、研究活動、研究成果等に関する情報をデータベース化するとともに、共同研究、受託研究、奨学寄附金等の獲得に結びつくような広報戦略を策定する。		III	<p>(平成16~18年度の実施状況概略)</p> <p>①地域貢献推進委員会において策定された広報戦略の一つとして、教員を一元的かつ積極的に派遣する体制を整備するため、教員個別の社会貢献可能な事項について、データの収集を行い、「小樽商大社会連携のための教員ディレクトリー」を作成した。</p> <p>②本学で可能な地域連携を網羅した事例集「小樽商大地域連携事例集」を作成し、外部会議やイベント等で上記①と併せて配付等を行い、積極的な広報活動を実施した。</p> <p>③上記①②は、ホームページにも掲載し、随時更新を行い、最新情報の公開に努めた。</p> <p>④教員の社会貢献可能事項、研究活動情報などを網羅した「研究者情報データベース」を構築し、教員の研究業績等最新情報の入力を行った。</p>	(特に取組の予定はなし)
【37-1】(平成18年度で実施済みのため、平成19年度は計画なし)		III	<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>【37-1】 (地域貢献推進委員会において検討した広報戦略に基づき、「小樽商大社会連携のための教員ディレクトリー」と「小樽商大地域連携事例集」のホームページ掲載データの更新を行い、対外的な広報を引き続き充実させた。)</p>	
【38】 (2)収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 ①学内資源、設備の開放による自己収入の増加方策 ア.通常の各種公開講座・セミナーのほか、情報処理センター・言語センター等の施設を活かした一般市民向け各種有料講習会を、妥当な料金設定で企画し、受講生を拡大する。 イ.教室・体育館・プール・緑丘荘等の貸し付け範囲を大幅に緩和し、妥当な料金設定により利用拡大を図る。		III	<p>(平成16~18年度の実施状況概略)</p> <p>①語学の公開講座を次のとおり開講した。「外国人による集中英会話（前期）」「外国人による集中韓国語講座」「外国人による集中ロシア語会話」</p> <p>②夜間主コースの授業を、社会人のための再教育・生涯学習の場として積極的に位置付け、通常の授業に参加する形の「通常授業公開講座」として、社会人に開放した。</p> <p>③「国立大学法人小樽商科大学財産管理規則」において、本学の財産を申請に基づき原則貸付ける旨明文化し、利用者制限を緩和した。</p> <p>④施設利用料金については、実際の利用人数、光熱水料等を別途加算して徴収する方法を改め、利用者が理解しやすい明瞭な料金設定を行った。</p> <p>⑤大学院の授業等を主に行っているサテライト教室である「札幌サテライト」の学外貸出を実施し、その利用者の利便性を図るために利用状況や設備等の詳細をホームページに掲載した。</p> <p>⑥教室、体育施設の利用については、地域との連携・協力関係の発展を目的として開催している「一日教授会」（一般市民参加型）において、施設概要や利用手続方法等の広報を行った。</p> <p>⑦宿泊施設以外の教育関係施設（教室、課外活動施設等）の施設利用申請窓口の一本化（学</p>	公開講座等の料金設定及び学内施設の利用方法等を再検討する。また、利用拡大を図るために広報方法についても再検討し、より一層の学内施設の利用促進を図る。

				務課)を実施し、利用者の利便性向上を図った。	
	【38-1】 職員宿舎の効率的運用の観点から、貸与基準を緩和し、入居対象者の範囲を職員以外に拡大する。	III		(平成19年度の実施状況) 【38-1】 職員宿舎の効率的運用を図るため、現在の貸与基準の見直しを行い、入居対象者の範囲に常勤職員以外の再雇用職員・嘱託職員、非常勤職員を加えた。	
【39】 ②学生のニーズの高い簿記言語、情報処理等、検定試験向けの有料講座を、小樽キャンパス及び札幌サテライトに開設する。		III		(平成16~18年度の実施状況概略) ①講習会、公開講座を担当する複数の課において、運営体制の一元化等について検討するとともに、特定の事業を実施することにより獲得した収入額について、講習会等の実施主体に対してインセンティブを与え、傾斜配分を行う仕組みを構築した。 ②大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻(専門職学位課程)においてエグゼクティブ・プログラムの開発を検討し、組織経営の多面的・全般的に観察する目を養うことを目的とした「MBAサマーセミナー」を開催した。その収入をインセンティブとして配分を行った。 ③本学の同窓会である「緑丘会」と共同で公務員を目指す学生のために、合格に必要な最重要科目を主とした「公務員受験対策講座」を2コース(2年次生向け15ヶ月コース、3年次向け6ヶ月コース)設け、本学のサテライト教室である「札幌サテライト」において開講した。 ④本学の同窓会である「緑丘会」との共同で有料による資格取得講座(日商簿記3級からコース、日商簿記2級講座、FP(ファイナンシャルプランナー)技能士3級講座)を開講した。	前年度までの講座を実施し、在学生だけではなく卒業生も対象として開講することとし、各有料講座を検証し、充実を図る。
	【39-1】 平成18年度に引き続き、本学学生を対象とした有料講座(公務員受験対策講座、日商簿記2級講座、FP(ファイナンシャルプランナー)技能士3級講座)を開講する。	III		(平成19年度の実施状況) 【39-1】 「公務員受験対策講座」は、5月開始のコースと8月合流コースを開講し、受講者数は18名となつた。また、「資格取得講座(日商簿記3級からコース、日商簿記2級コース、FP(ファイナンシャルプランナー)技能士3級コース)」を開講し、受講者数は、それぞれ簿記3級からコースが4名、簿記2級コースが5名、FP技能士3級コースが8名となつた。	
【40】 ③寄附講座等の設置 ア.専門職大学院等に寄附講座を設置するため、企業等へ具体的な講座を提案するなど、積極的に働きかける。 イ.ビジネス創造センター、専門職大学院等に特定目的の基金について寄付が		III		(平成16~18年度の実施状況概略) ①寄附講座等の受入のため「寄附講座・寄附研究部開規程」を制定し、「寄附講座客員研究員選考方法に関する申し合せ」等、関係諸規程を整備した。 ②株式会社北洋銀行へ寄附講座(研究部門)に関する提案を行い、寄附講座に関する協定を締結し、本学ビジネス創造センターの下に「北洋銀行企業再生寄附研究部門」を設置し、同銀行より客員教授を受け入れ、北海道における取組の予定はなし)	

<p>受けられるよう努力する。その際、講座及び基 金に寄付者名や寄付企業名を付し、特典を提供す るなどの制度を設ける。</p>	<p>③「北洋銀行企業再生寄附研究部門」を受け入れ事例として、さらなる寄附講座等の受け入れを目指すため、本学の広報誌やホームページにこの研究部門の特集記事を掲載し、外部に向けて活動状況等の周知を図った。          ④「北洋銀行企業再生寄附研究部門」で得られた研究成果を「企業価値の劣化とターンアラウンド・マネジメント」報告書として取り纏めて公表した。また、本学ビジネス創造センター主催の産学連携研究成果報告会において、研究成果の発表を実施した。</p>
<p><b>【40-1】</b> (平成18年度で実施済みのため、平成19 年度は計画なし)</p>	<p>(平成19年度の実施状況) <b>【40-1】</b></p>
<p><b>【41】</b> ④研究生・科目等履修生等、 非正規生の増加を図るために、制度についての広報活 動を積極的に行う。</p>	<p><b>III</b></p> <p><b>【41-1】</b> 平成18年度に引き続き、研究生・科目等履修生についてのホームページの内容を検証し、改善・充実する。</p> <p><b>III</b></p> <p><b>【41-1】</b> 平成18年度の実施状況概略 ①研究生・科目等履修生等の非正規生の増加を図るために、出願要項等をホームページに掲載するとともに、市民が参加する「一日教授会」等における広報活動を通じて学外に広く周知を図った。          ②ホームページ掲載に際して、出願予定者等の利便性を考慮し、出願要項等の掲載ページへのアクセス改善、掲載内容の充実を図った。</p>
	<p>(平成19年度の実施状況) <b>【41-1】</b> ホームページの内容を更新し、訪問者別メニューからすぐに科目等履修生等募集のホームページへアクセスできるよう改善した。</p>

ウェイト小計

I 業務運営・財務内容等の状況  
 (2) 財務内容の改善  
 ② 経費の抑制に関する目標

中期目標	経費の抑制に関する基本方針 運営経費について、その使途、支出額等を総体的に分析し、効果的な削減、節減策を講じる。		

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期 年度	判断理由（計画の実施状況等）		ウェブ 中期 年度
			平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	
【42】 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 (1)管理的経費の抑制に関する具体的方策 ① 本学全体の業務を十分に分析、吟味し、さらに外部委託が可能な業務については、費用対効果を考慮の上、外部委託を推進する。	【42-1】 費用対効果や効率性の観点から、事務組織体制の見直しに併せてアウトソーシングの可能性について検討する。	III	<p>（平成16～18年度の実施状況概略）</p> <p>①外注化に適した業務の洗い出しを行った結果、「秘書業務」「情報処理業務」「環境整備業務」「課外活動施設及び大学会館の維持管理業務」を派遣会社との契約を行い外注化を実施した。</p> <p>②さらに外注化促進のため「外注化検討ワーキンググループ」を設置し、業務の洗い出しを行い、「給与計算業務」の外注化が可能か検討を行った。その結果、給与及び人事を一体化して扱う新システムの導入が、長期的な費用対効果が望めると判断されたため、新システム導入を決定した。</p>	事務組織の再編を進めた上で、業務のアウトソーシングの可能性について、費用対効果の観点を含め検討する。	
			<p>（平成19年度の実施状況）</p> <p>【42-1】 現在進めている事務組織の再編を行った上で、費用対効果の観点を含めて業務のアウトソーシングの可能性について、さらに検討することとした。</p>		
【43】 ② 光熱水費、消耗品費、旅費交通費等について、経費の抑制が可能な方策を見直し、該当する経費は、あらゆる観点からの節約削減策を講じる。		III	<p>（平成16～18年度の実施状況概略）</p> <p>①学生・教職員に対して学内広報誌・施設課ホームページ・新任職員ガイダンス等を通じて、省エネ・省資源の啓発活動を行い、併せて省エネシステムの更新により、毎年度、光熱水量の1%削減（前年度比）を行った。</p> <p>②使用エネルギーのデータの更新を行い実態把握をした。一例として、ボイラーの運転方法を見直し、重油、水、薬剤の使用量を削減した。</p> <p>③事務処理業務全般について、IT化及びペーパレス化に該当する業務の洗い出しを実施し、会議の開催通知、議事要旨等のペーパレス化、広報誌・財務情報・学内諸情報のホームページ掲載、履修登録や成績登録を行う学務情報システムの導入等を行い、IT化及びペーパレス化を推進した。</p> <p>④附属図書館情報システムや複写機の賃貸借契</p>	積極的な一般競争入札の導入及び電話料の契約見直しにより、経費削減を図る。	

			約において、単年度契約から複数年契約への変更をし、役務等請負契約において、合理性・経済性等の面から適当であると判断されるものについて順次複数年契約を実施した。
		III	<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>【43-1】</p> <p>①各課に対し過去の印刷物発行の履歴を提示し、今後発行予定の印刷物について、発行部数の見直しやホームページでの公表への移行の可能性等、経費節減の観点で調査・検討を行ったが、現在の発行部数は必要最低限の数であり、見直しを行っても費用対効果の成果が示せない状況であるとの結果が出た。</p> <p>②使用エネルギーデータの更新を行い実態を把握した。</p> <p>③一般校舎便所改修工事において、節水型便器の使用、自動点滅照明などにより省エネを図った。</p> <p>④施設課ホームページに省エネに関する掲示や、新任職員ガイダンス時の省エネに関する周知などにより、啓発を図った。</p> <p>⑤データ収集、分析を行い光熱水量の1%削減を行った。</p>
ウェイト小計			

## I 業務運営・財務内容等の状況

## (2) 財務内容の改善

## (3) 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	資産の運用管理の改善に関する基本方針			
	① 本学の立地条件に適した美しい、学生・教職員にとって快適で、環境に配慮したキャンパスの実現を目指す。			
	② 資産の利用効率を改善し、適切な管理運用方法の工夫を行う。			

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期 年度	判断理由（計画の実施状況等）		ウェブ 中期 年度
			平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	
【44】 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 (1) 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 ① 本学全体の資産を見直し、有効利用化を検討する。	【44-1】 建物等の利用用途に合わせた有効利用化を進める。	III	<p>（平成16～18年度の実施状況概略）</p> <p>①「施設整備担当学長補佐」を設置し、施設の点検・調査を行い、講義棟の実習室の利用状況等から5室ある実習室を4室に集約し、大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）の講義室及び自習室の設置を設置し、新組織である「教育開発センター」の設置場所を確保し、配置した。</p> <p>②保健管理センターの各室の利用内容等を見直し、利用状況の低いX線装置室を取り止め、計測室・資料室の用途へ振り替え、また、トイレ設備内容の改修をするなど、有効利用を図った。</p> <p>③職員宿舎については、入居状況等を常に把握し、適宜入居者の公募を行い、空きが生じないよう、対策を講じた。</p>	建物等の利用用途に合わせた有効利用化を進める。	
			<p>（平成19年度の実施状況）</p> <p>【44-1】</p> <p>①商学部校舎にあった実験室の使用状況から判断し、共用実験室への転用を図ることとなり、必要な整備を行い、有効利用を図った。また、商学部校舎のトイレにおいては、スペースの見直しにより、新たに女性用トイレを4階に設けた。</p> <p>②職員宿舎の効率的運用を図るため、現在の貸与基準の見直しを行い、入居対象者の範囲に常勤職員以外の再雇用職員・嘱託職員、非常勤職員を加えた。</p>		
【45】 ② 施設・備品・実験用器具等の共同利用が可能な資産は、可能な限り共同利用し、利用効率の改善を図る。		III	<p>（平成16～18年度の実施状況概略）</p> <p>①ゼミ室等に保有しているパソコンの実態調査を行い、共同利用についての検討をするとともに、更新の際に返納となったパソコンについて、学内外に利用希望を照会するなど備品の有効利用を図るための取り組みを行った。</p> <p>②施設を長期的に利用するため、普段からの適切な維持・管理を目標とする建物単位の維持管理方針を作成して施設保全を図れるように</p>	維持管理方針に基づき、できるだけ施設の延命化を図る。	

			<p>した。</p> <p>③設備の効率的・効果的運用の観点から、情報処理センターの電子計算機システムの更新にあたって、将来的に図書情報電子計算機システムとの統合を前提にして、貸借期間を、従来の4年間から5年間に変更の上、契約した。</p> <p>④定期的に商学部校舎及びサークル共用施設等の屋上ドレン周りの清掃、屋上防水の改修、屋根の補修等を行い、施設の延命化を図った。</p>	
【45】 平成16年度に作成した維持管理原案に基づき、できるだけ施設の延命化を図る。	III		<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>【45-1】定期的な屋上ドレン清掃などを行い、雨漏り防止を図っていたが、商学部校舎山側で雨漏りが生じたので、部分補修などの対策を講じ、全体補修に関しては、予算の確保について検討した。また、雨漏りの危険性があった図書館について、対策の工事を行った。</p>	快適空間のための環境整備を図る。
【46】 ③施設等を設置する際には、キャンパスの美化に資するデザイン、ソーラーパネルの設置等、環境への配慮、遊び談話空間等の快適さに十分配慮し、また資金調達や管理面においては、PFIを導入する等の検討を行う。	III		<p>(平成16~18年度の実施状況概略)</p> <p>①キャンパス整備に関する基本的目標と実現のための基本方針を定めた「キャンパスマスター・プラン」を策定した。</p> <p>②大学会館前広場を整備し、階段ベンチ及び手摺りを設置した。</p> <p>③老朽化した体育館及び弓道場の改築を行った。</p> <p>④周辺環境と調和する施設等配置計画、車との動線区別のためのインターロッキングブロックの舗装、身障者対応の駐車場や歩道の整備などにより、快適な空間のための環境整備を図った。</p> <p>⑤保健管理センター玄関前にスロープを設置する等、歩行動線上の支障除去等の環境整備を図った。</p>	快適空間のための環境整備を図る。
【46-1】 快適空間のための環境整備を図る。	III		<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>【46-1】漏水や機器の動作不良が生じていた商学部校舎山側のトイレについて改修工事を行うとともに、トイレスペースの見直しを行い、女性用トイレのスペースを確保し各階に男性用と女性用のトイレを配置した。また、節水型便器、自動点滅照明などによる省エネを図り、環境への配慮を施した。</p>	これまでの取組みが効率的・効果的に運用されているかどうかを検証するとともに、更なる利用促進を図る。
【47】 ④学内施設を積極的に開放し、地域社会への貢献を図り、利用率を改善する。さらに、学内ホームページ等により、開放状況を積極的に広報する。	III		<p>(平成16~18年度の実施状況概略)</p> <p>①本学の宿泊施設「緑ヶ丘荘」の利用促進を図るため、当該施設の概要・利用手引き等をホームページに掲載した。</p> <p>②講義棟、体育館等の貸出可能な施設を調査し、貸出可能時間、利用単価等についてデータ収集を行った。</p> <p>③大学院の授業等を主に行っているサテライト教室「札幌サテライト」の学外貸出を実施し、その利用者の利便性を図るために利用状況や設備等の詳細をホームページに掲載した。</p>	これまでの取組みが効率的・効果的に運用されているかどうかを検証するとともに、更なる利用促進を図る。

			<p>④教室、体育施設の利用については、地域との連携・協力関係の発展を目的として開催している「一日教授会」(一般市民参加型)において、施設概要や利用手續方法等の広報を行った。</p> <p>⑤宿泊施設以外の教育関係施設（教室、課外活動施設等）の施設利用申請窓口を一本化（学務課）し、利用者の利便性向上を図った。</p>	
	<p>【47-1】 学内施設の開放にあたって、利用者の利便性を高めるため、貸付申請手続の簡便化を図る。</p>	III	<p>(平成19年度の実施状況) 【47-1】 貸付申請手続きの簡便化を図るため、「緑ヶ丘荘」の使用申込申請をメールまたはFAXでも可能とした。</p>	優先順位の高いものについて、財源確保の方策を図り、改善を実施する。
<p>【48】 ⑤施設の要修繕箇所を把握し、計画的に懸案を解消するため優先順位を整理の上、適切な財源の確保や効果的な方策を講じる。</p>		III	<p>(平成16~18年度の実施状況概略) ①要修繕箇所調査マニュアルを作成し、修繕箇所の調査を行い、優先順位を決定した。 ②「完成後15年経過、延べ面積500m<sup>2</sup>以上」の建物を対象に劣化状況を調査した結果、12棟について改善が必要なことが分かり、その費用の概算額を算出し、緊急度の高いものについて工事費を確保し、商学部校舎及びサークル共用施設の屋上防水改修、合宿研修所の屋根の改修を行った。</p>	優先順位の高いものについて、財源確保の方策を図り、改善を実施する。
	<p>【48-1】 平成18年度に引き続き、優先順位の高いものについて、財源確保の方策を図り、改善を実施する。</p>	III	<p>(平成19年度の実施状況) 【48-1】 屋上防水の劣化・漏水の危険のある商学部校舎については、平成20年度の国立大学財務・経営センター施設費補助金の営繕要求事業とした。</p>	
<p>【49】 ⑥潜在するリスクに対する予防的な施設の点検、保守、修繕等を効果的に実施する。</p>		III	<p>(平成16~18年度の実施状況概略) 施設の劣化防止に向けた既存施設の改修・修繕の年次計画を作成するため、施設の劣化防止計画を検討し、年次計画を作成した。この年次計画に沿って、商学部校舎及びサークル共用施設の屋上防水改修、合宿研修所の屋根の改修を行った。</p>	修繕・改修の計画に基づき、財源確保についての検討を行い、実施を図る。
	<p>【49-1】 修繕・改修の計画に基づき、財源確保についての検討を行い、実施を図る。</p>	III	<p>(平成19年度の実施状況) 【49-1】 漏水や機器の動作不良が生じていた商学部校舎山側のトイレについては、営繕事業費により改修工事を行った。また、雨漏りの危険性があった附属図書館について、施設整備費の残額について手続を行い、承認を得て対策工事を行った。</p>	
<p>【50】 ⑦施設の新增築や修繕の計画において、教育や研究・実験レベルに見合った機能水準を設定し、イニシャルコスト及びランニングコストについて検討する。</p>		III	<p>(平成16~18年度の実施状況概略) ①施設・設備・環境等の維持管理や新たな施設整備を行うための施設機能水準書（「施設の水準」）を策定した。 ②施設機能水準書（案）に基づき、新体育館について、コストを検討し、イニシャルコスト、ランニングコストを算出した。</p>	イニシャルコスト及びランニングコストについての検討、見直しを行う。

			③施設機能水準書（案）に基づく、改修工事における必要な工事費のコストの検討を行った。	
	【50-1】 施設機能水準書（案）に基づくコストの見直し、検討を行う。	III	(平成19年度の実施状況) 【50-1】 商学部校舎トイレ改修におけるイニシャルコスト及びランニングコストについて検討し、今後の参考とした。	
【51】 ⑧ 平成17年度末までに、施設の巡回点検及び利用者の安全性、信頼性に関する意見聴取を実施し、その劣化状況・修繕方法とこれに要する費用の総額を把握する。		III	(平成16~18年度の実施状況概略) ① 営繕工事要求についての学内照会、学生生活実態調査等を通じて施設に関する意見を集計し、系統別に整理した「施設整備の点検調査報告書」を作成し、工事等要望事項についての改善費用算出を行った。 ② 「施設整備の点検調査報告書」に基づき、保健管理センターの改修工事を行い、資産の効率的効果的運用を図った。	改善に必要な費用についての見直しや、修繕方法の工夫などをして、一部の修繕を図り資産の効率的・効果的運用を図る。
	【51-1】 平成17年度に算出した改善に必要な費用についての見直しや、修繕方法の工夫などをして、一部の修繕を図り資産の効率的・効果的運用を図る。	III	(平成19年度の実施状況) 【51-1】 商学部校舎の一部実験室について、共用スペースとしての実験室として整備した。また、一般校舎のトイレについて、營繕費による改修を行い4階に女性用トイレを新たに設けるなどし、3階・4階のトイレをリフレッシュした。	
			ウェイト小計 ----- ウェイト総計	

## (2) 財務内容の改善に関する特記事項等

### 1. 特記事項

#### 【平成16～18事業年度】

- ・学長が大学全体の戦略的見地から「予算編成方針」を策定し、その方針に基づき予算編成するとともに、大学総予算における全ての事業経費は、各事業実施部門からの申請を予算編成方針により査定・配分する方法により実施した。
- ・教員の年齢構成、人件費総額の推移等を考慮して教員の採用上限、学長枠教授ポストの設置、学長保留、採用保留人数等を定めた「学内教員定員管理の基本的枠組み」を策定し、教員の定員管理を行った。
- ・学内施設の利用を拡大するため、貸付申請があった場合は、原則貸し付けることを規程等に明文化して利用者制限を緩和するとともに、分かり易い料金設定に変更した。また、体育施設の利用料金の見直しや、宿泊施設「緑ヶ丘荘」の概要及び利用手続き等について、ホームページに掲載し、利用促進を図った。
- ・教室や体育施設の貸付について、市民との公流の場である「一日教授会」の場において、施設の概要や利用手続方法等について一般市民に対し、広報を行った。
- ・施設有効利用及び地域社会への貢献の観点から、「札幌サテライト」の学外貸出を開始し、利用状況や設備等の詳細をデータ化し、ホームページ上に公開した。
- ・学外及び学内での収入を伴う各種事業等を実施した部局等に対して、その収入の一部をその部局等に配分（インセンティブ）する仕組みを構築した。
- ・外部資金獲得に関する基本情報発信のため、「産学連携マニュアル」を作成した。
- ・知的財産の機関帰属・機関管理を定めた「国立大学法人小樽商科大学職務発明等規程」を制定し、併せて、「国立大学法人小樽商科大学知的財産ポリシー」を策定し、ホームページに掲載・周知を図った。
- ・科学研究費補助金の申請件数増加を図るため、科学研究費補助金に関する情報収集の実施、学内説明会の開催など積極的な組織的取組みを実施した結果、各事業年度において、新規申請率は45%～50%で推移している。
- ・本学の同窓会である「緑丘会」からの助成により、国際交流事業、教員・学生の教育研究の助成を行う学術振興事業等を実施した。
- ・本学の同窓会である「緑丘会」との共同で、公務員を目指す学生のために、「公務員受験対策講座」2コース（2年次生向15ヶ月コース及び3年次生向6ヶ月コース）、「日商簿記3級からコース」「日商簿記2級講座」「ファイナンシャルプランナー（F P）技能士3級講座」を札幌サテライトで開講し、その受講料の一部を本学に還元した。
- ・本学の同窓会である「緑丘会」と共同で、就職支援事業である「緑丘企業等セミナー」を開催し、約200企業等から参加費一社3万円合計約600万円を徴収して、本学の就職支援事業を充実させた。
- ・経費抑制のため、秘書業務、情報処理業務、環境整備業務、屋内プールに関する全ての維持管理業務を外注化した。また、環境整備業務、秘書業務について、契約方法等の見直しを図ることにより経費の抑制を図った。
- ・学生、教職員に対して学内広報誌等を通じて、省エネ・省資源の啓発活動を実施し、併せて省エネ機器の設置や省エネシステムへの更新により、光熱水量を

各事業年度前年比1%の削減をした。また、省エネルギーを進めるために次の取組みを行った。

- (1) 使用エネルギーの実態把握に基づく重油・水・薬剤の使用量の削減
  - (2) ホームページによる省エネルギーの啓發、新任職員への省エネルギー教育
  - (3) 体育館等の改築工事において、照明制御システムによる省エネシステムの一部試行
- ・各種会議の開催通知・議事要旨のメール配信、広報誌・財務情報・学内諸情報のホームページ掲載、教員や学生が学内のパソコンから直接データを入力し履修登録や成績の登録を行う学務情報システムの導入等により、IT化及びペーパーレス化の推進を図った。また、会議資料参照システムの利用による印刷資料削減、事務の効率化を行った。
  - ・外部資金、受託・共同研究の獲得のため、本学教員の社会貢献対応事項を「小樽商大社会連携のための教員ディレクター」として取り纏め、本学ホームページに掲載し、積極的な広報を行った。
  - ・「国立大学法人小樽商科大学利益相反マネジメント委員会規程」を制定し、利益相反マネジメント委員会を設置し、「国立大学法人小樽商科大学利益相反マネジメントポリシー」を制定した。

#### 【平成19事業年度】

- ・理事及び教員で構成する「外部資金獲得ワーキンググループ」の構成について、事務組織との連携が重要と判断し、平成19年4月から事務局長を構成員に加え、体制の強化を図った。
- ・外部資金獲得ワーキンググループにおいて、科学研究費補助金申請率の向上策を検討した結果、申請へのインセンティブを高めるため、科学研究費補助金申請に係る傾斜配分予算の配分ポイント等の見直しを行った。
- ・職員宿舎の効率的運用を図るため、現在の貸与基準の緩和し、入居対象者の範囲に常勤職員以外の再雇用職員、嘱託職員、非常勤職員を加えることとした。
- ・漏水や機器の動作不良が生じていた商学部校舎山側のトイレについて、改修工事を行うとともに、学生構成の変化に対応してトイレスペースの見直しを行い、女性用トイレのスペースを確保し、各階に男性用・女性用トイレを配置した。また、節水型便器、自動点滅照明などによる省エネを図り、環境への配慮を施した。

### 2. 共通事項に係る取組状況

#### 【平成16～18事業年度】

##### ○ 財務内容の改善・充実が図られているか。

- ・「業務改善担当学長補佐」を配置し、現行業務の実態を見直し、教授会等資料・開催通知・議事要旨のほとんどを紙媒体から電子媒体に変更し、会議室予約スケジュール管理システムを導入し、経費の節減を図り、業務改善について検討を継続した。
- ・通信運搬費の抑制を図るため、郵便物の集配送に宅配業者を新たに参入さ

せ、経費を削減した。

- ・施設有効利用及び地域社会への貢献の観点から、「札幌サテライト」の講義室・会議室等の有償貸出を開始した。
- ・「財政問題担当学長補佐」を任命し、「人件費」「物件費」「環境問題」を主要なテーマとして、学内における問題点、その対策、今後新たに取り組む必要のある経費削減策等について検討を行い、「財政問題に関する報告書」を取り纏めて学長に提言した。また同補佐の下で学内アンケートを実施し、関係するすべての部署が、経費削減のアイデアを提出し、一部実行した。
- ・学内施設の利用を拡大するため、貸付申請があった場合は、原則貸し付けることを規程等に明文化して利用者制限を緩和するとともに、分かりやすい料金設定に変更した。また、体育施設の利用料金の見直しや、宿泊施設「緑ヶ丘荘」の概要及び利用手続き等について、ホームページに掲載し、利用促進を行った。
- ・本学の同窓会である「緑丘会」との共同で、公務員を目指す学生のために、「公務員受験対策講座」2コース（2年次生向15ヶ月コース及び3年次生向6ヶ月コース）、「日商簿記2級講座」「FP（ファイナンシャルプランナー）技能士3級講座」を札幌サテライトで開講し、その受講料の一部を本学に還元した。

#### ○ 人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人事管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。

- ・中期計画期間中における財政運営に関する基本方針として、「運営費交付金事業」「外部資金」「施設整備」の3つの予算区分を柱とした「第1期中期計画期間中における財政計画」を策定し、「行政改革の重要方針」である総人件費改革を反映する支出予算の編成、外部資金の獲得、施設整備計画の着実な推進に努めた。
- ・「教員配置適正化ワーキンググループ」の提言により、教育支援体制の強化について検討がなされ、学科事務の一部事務局各課等の業務に含めることができると判断し、教員の事務負担軽減を図った。事務局が、学科事務支援を行う際のマニュアルとして「学科事務支援業務マニュアル」を作成し、ホームページに掲載し、周知を図った。
- ・非常勤講師の1時間単価については非常勤講師ごとに経歴を換算し、26区分の単価から決定していたが、手当縮減及び事務処理の簡素化・効率化を図る観点から、単価の決定方法を見直し、定額制にした。

#### ○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

- ・平成16年度の評価結果を受けて、「第1期中期計画期間中における財政計画」を策定した。その計画内容において、今後の厳しい収入予算を現実的に見込んだ上で、支出予算を事項別にどのように推移させるかを整理し、また、平成17年12月に閣議決定され要請されている人件費削減方法についても盛り込んだ。
- ・平成16年度の評価結果を受けて、外部資金の導入について、次の取組を積極的に行なった。
  - (1) 外部資金獲得に関する基本情報の発信のため、企業等と大学における研究協力制度についての解説と各制度の受け入れ実績を掲載した「産学

連携マニュアル」を作成し、ホームページに掲載・周知を図った。

- (2) 本学教員の社会貢献対応事項を「小樽商大社会連携のための教員ディレクトリー」として取り纏め、ホームページに掲載し、積極的に広報を行った。
- (3) 知的財産の機関帰属・機関管理を定めた「国立大学法人小樽商科大学職務発明等規程」を制定し、併せて、「国立大学法人小樽商科大学知的財産ポリシー」を策定し、ホームページに掲載・周知を図った。

#### 【平成19事業年度】

##### ○ 財務内容の改善・充実が図られているか。

- ・職員宿舎の貸与基準を緩和し、入居対象者の範囲に常勤職員以外の再雇用職員、嘱託職員、非常勤職員を加えることとした。
- ・本学の同窓会である「緑丘会」と共同で、「公務員受験対策講座」「日商簿記3級からコース」「日商簿記2級講座」「ファイナンシャルプランナー（FP）技能士3級講座」を開講し、その受講料の一部を収入として得た。
- ・過去の印刷物発行の履歴を調査し、今後発行予定の印刷物について、発行部数の見直しやホームページでの公表への移行の可能性等、経費削減の観点から調査・検討を行った。

##### ○ 人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人事管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。

- ・「第1期中期計画期間中における財政計画」に則り、人件費削減に向けた取組みを行い、1%の削減を達成した。

##### ○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

- ・平成16年度の評価結果を受けて作成した「第1期中期計画期間中における財政計画」に則り、教員採用保留数の増加を実施した。

I 業務運営・財務内容等の状況  
 (3) 自己点検・評価及び情報の提供  
 ① 評価の充実に関する目標

中期目標	(1) 評価の充実に関する基本方針 ① 評価結果が大学運営の改善に積極的に活用されているかを正確に検証する。 ② 社会的に関心を持たれるような大学評価を行うことによって、本学における大学評価活動をさらに充実させる。				
	平成19年度計画		進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェブ
中期計画	年	度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期

【52】 IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 (1)自己点検・評価の改善に関する具体的方策 平成18年度末までに、評価項目の選定について、広く学内外の意見を聴取するための制度を構築するとともに、緊急性・重大性・即効性の見地から、評価の重点課題の選定を行う。	【52-1】 (平成17年度で実施済みのため、平成19年度は計画なし)	III	(平成16～18年度の実施状況概略) ①大学評価委員会の下に、「評価項目・フィードバック専門部会」を設け、自己点検・評価の基本となる評価項目を検討し、教育研究に関する評価項目を中心とした「自己点検・評価の評価事項及び評価項目」を作成し、評価の重点課題等の選定を行った。また、「自己点検・評価の評価事項及び評価項目」に従つた自己点検・評価の実施に向け、大学評価実施規程の一部改正を行った。 ②「自己点検・評価の評価事項及び評価項目」に基づき、経営協議会の学外委員の意見を聞いた上で、教育評価、研究評価等の評価項目を決定した。 ③教育評価及び研究評価を実施する上の「教育評価実施要項」「研究評価実施要項」を作成した。	(特に取組の予定はなし)	
			(平成19年度の実施状況) 【52-1】		
【53】 (2)評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 ① 平成19年度末までに、評価結果を大学運営の改善に活用するためのフィードバック・システムを構築する。	【53-1】 (平成18年度で実施済みのため、平成19年度は計画なし)	III	(平成16～18年度の実施状況概略) 大学評価委員会の下に、「評価項目・フィードバック専門部会」を設け、教育研究・業務等の自己点検・評価の結果に対して表面化した改善点について、評価実施主体が「改善計画」を立案し、その計画に基づいて実施された改善結果等を大学評価委員会に報告するフィードバックシステムを構築した。また、このシステムを有効に利用するために大学評価実施規程の一部改正を行った。	(特に取組の予定はなし)	
			(平成19年度の実施状況) 【53-1】		
【54】 ② 平成20年度末までに、本学と同じような状況や立場			(平成16～18年度の実施状況概略) 認証評価機関で行われた認証評価の結果(他大学分)、文部科学省国立大学法人評価委員会における他大学の評価結果と本学の課題等を比較	文部科学省国立大学法人評価委員会における他大学の評価結果と本学の課題等を比較	

<p>にあると思われるいくつかの大学に対する評価結果を調べ、本学の結果との比較検討を行い、改善措置を講ずる。</p>	<p>【54-1】他大学との比較システムの確立を図る。</p>	<p>III</p>	<p>で実施された「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」(他大学分)及び大学広報誌・ホームページ等から、本学と同じような状況・立場にある他大学の情報を収集し、評価結果等を分析し、比較表を作成した。</p>	<p>検討し、改善可能な事項について検討する。</p>
		<p>III</p>	<p>(平成19年度の実施状況) 【54-1】文部科学省国立大学法人評価委員会における他大学の評価結果と本学の課題等を比較検討し、改善可能なデータを収集し、改善措置を講ずるシステムの確立を図るために「法人評価比較検討改善要領」を作成した。</p>	
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況  
 (3) 自己点検・評価及び情報の提供  
 ② 情報公開等の推進に関する目標

中期目標	(1) 情報公開等の推進に関する基本方針 ① 大学の説明責任を果たし、社会のニーズに適切に対応した情報公開を積極的に推進する。 ② 大学の知的情報の電子情報化、データベース化を促進する。				

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期 年度	判断理由（計画の実施状況等）		ウェブ 中期 年度
			平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	
【55】 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 (1)大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策 ①本学の使命、教育内容、研究活動、社会貢献活動、入学、卒業後の進路等に関する情報をはじめ、中期目標、中期計画、財務内容、管理運営及び第三者評価の評価結果の情報等を種々の媒体を通じてわかりやすく積極的に提供する。	【55-1】 大学情報をわかりやすく積極的に公開・提供するため、現状の情報公開の内容、提供方法等を検証し、必要に応じて見直し・改善を検討する。	III IV	(平成16～18年度の実施状況概略) ①教職員と外部の専門家による「広報委員会」を設置した。同委員会が定めた「小樽商科大学広報戦略」に基づいて毎年度、事業計画を策定している。 ②事業計画を一元的に担当する事務組織である「広報担当部門」を広報委員会の下に設置し、ホームページやその他の広報活動を実施している。 ③地域との連携・協力関係の発展を目的として開催している「一日教授会」(一般市民参加型)において、様々な大学情報の提供を行った。 ④外部から広報戦略に対する意見を聴取し、広報誌に反映させた。(例えば読者懇談会、記者懇談会)。 ⑤社会に対して、説明責任を果たすため、中期目標、中期計画、財務内容、管理運営及び第三者評価の評価結果の情報等をホームページに公開している。 ⑥本学の使命、教育内容、研究活動、社会貢献活動、入学、卒業後の進路等に関する情報は、各種広報誌、ホームページ等に掲載している。 ⑦広報誌作成にあたって、広報誌専門委員会に学外の広報の専門家をオブザーバーに迎え、編集等に参画した。	大学情報をわかりやすく積極的に公開・提供するため、現状の情報公開の内容、提供方法等を検証し、必要に応じて見直し・改善を検討する。	
			(平成19年度の実施状況) 【55-1】 ①市民と大学の交流の場として平成19年4月に設置した小樽駅前プラザ「ゆめぼーと」を大学情報の発信基地として、各種広報誌、入試情報、イベント情報の広報を行った。また、学長・副学長との余話会やイベントを通して大学情報を市民に提供した。 ②平成19年10月に「一日教授会」を開催し、学生の地域での活動をはじめ様々な大学情報を市民へ提供した。 ③4年後の創立百周年に向けて、ロゴマークや		

				キャラクターを作成し、市民や卒業生等にアピールした。 ④情報提供にあたっては、広報誌専門委員会に学外の広報の専門家をオブザーバーとして引き続き招き編集に参画してもらうほか、学内外のニーズを汲み上げる機会として「一日教授会」における意見交換やアンケート、小樽駅前プラザ「ゆめぼーと」にアンケート用紙を置くなどの工夫を引き続き実施することとした。	
【56】 ② 情報公開及び広報活動の推進のための体制整備・充実を図る。 ア. 様々な情報を適切かつ積極的に公開・提供するため、基本的な広報戦略を策定するため、学外者を含めた情報公開を推進する委員会を設置する。 イ. 上記広報戦略を実施し、学内の様々な情報をわかりやすく公開・提供するため、広報担当部門を設ける。		III		(平成16~18年度の実施状況概略) ①大学情報の積極的な公開及び提供等を実施するために広報委員会規程の一部改正を行い、委員会委員を学外有識者委員1名及び学内委員8名の計9名とし、積極的な広報活動ができる体制を整備した。 ②積極的な広報活動を行うための戦略を実現する体制として、広報委員会委員及び各課広報担当係が参加し、総務課総務係を核とする全学的な「広報担当部門」を設置した。  【56-1】 (平成16年度で実施済みのため、平成19年度は計画なし)	(特に取組の予定はなし)
【57】 ③ 社会のニーズに適切に対応した効果的な広報戦略を策定する。 ア. 広報誌、ホームページ等の様々な広報媒体に関して地域社会のニーズを把握するため、アンケート調査を企画、実施する。		III		(平成16~18年度の実施状況概略) ①広報を一元的に担当する事務組織である「広報担当部門」において、学生、教職員、一般市民、卒業生を対象として、広報誌、ホームページ等広報全般に対するニーズ調査を実施した。 ②広報委員会において、ニーズ調査の集計結果を分析し、「小樽商科大学広報戦略」を策定した。  【57-1】 (平成17年度で実施済みのため、平成19年度は計画なし)	(特に取組の予定はなし)
【58】 イ. 多様な外国語による海外への情報発信を充実・強化する。		III		(平成16~18年度の実施状況概略) 広報を一元的に担当する事務組織である「広報担当部門」と「ホームページ専門委員会」が、ホームページの多言語対応について、検討を進め、英語版の改訂、中国語及び韓国語によるホームページ作成を決定し、構築した。  【58-1】 (平成18年度で実施済みのため、平成19年度は計画なし)	(特に取組の予定はなし)
				ウェイト小計 ----- ウェイト総計	

## (3) 自己点検・評価及び情報提供に関する特記事項等

**1. 特記事項****【平成16～18事業年度】**

- ・本学の広報として、「大学概要」「大学案内」「大学院案内」の他に、大学の広報誌として「ヘルメス・クーリエ」、学生生活状況を広報する「学園だより」、自己点検・自己評価の実施状況を広報する「北に一星あり」、FD活動状況を報告する「ヘルメスの翼に」、ビジネス創造センターの活動内容を広報する「ビジネス創造センターニューズレター」、百年史編纂室ニュース「緑丘アーカイブズ」等を発行することにより、学生、地域住民、高校、地域経済団体、公共図書館、私立大学等に情報提供を行っている。
- ・「広報委員会規程」を整備し、委員の中に学外有識者委員1名を加え、学内委員8名の計9名の構成とし、積極的な広報活動が行える体制を整備した。学外委員からは、情報発信は地域住民への浸透度、内容の評価及び費用対効果について評価軸を設定して確認する必要がある等貴重な提言を得ている。また、広報誌作成等において、外部からの有効な意見を取り入れている。
- ・広報を一元的に担当する事務組織である「広報担当部門」は、学生、教職員、一般市民、卒業生を対象として、広報誌、ホームページ等広報全般に対するアンケート調査及び集計を行い、広報委員会は、集計結果を調査分析し、「小樽商科大学広報戦略」を策定した。
- ・「広報担当部門と「ホームページ専門委員会」が、ホームページの多言語化について、検討を進め、英語版の改訂のほか、中国語及び韓国語によるホームページを作成した。
- ・パブリシティの活用に重点を置く本学の「広報戦略」に基づいて広報活動を開けるため、報道機関の記者と学長との懇談会及び市民向け広報誌「ヘルメス・クーリエ」の読者懇談会を開催した。
- ・大学評議委員会の下に、「評価項目・フィードバック専門部会」を設け、自己点検・評価の基本となる評価項目を検討し、教育研究に関する評価項目を中心とした「自己点検・評価の評価事項及び評価項目」を作成し、評価の重点課題等の選定を行った。また、「自己点検・評価の評価事項及び評価項目」に従った自己点検・評価の実施に向け、大学評価実施規程の一部改正を行った。  
(中期計画【52】参照)
- ・「自己点検・評価の評価事項及び評価項目」に基づき、経営協議会の学外委員の意見を聞いたうえで、教育評価、研究評価等の評価項目を決定し、教育評価及び研究評価を実施する上の「教育評価実施要項」「研究評価実施要項」を作成した。  
(中期計画【52】参照)

**【平成19事業年度】**

- ・文部科学省国立大学法人評議委員会における他大学の評価結果と本学の課題等を比較し、改善可能なデータを収集し、改善措置を講ずるシステムの確立を図るために「法人評価比較検討改善要項」を作成した。
- ・平成19年10月に「商大生の主張～小樽をもっと盛り上げよう！～」をテーマとした「一日教授会」を開催し、学生の地域における活動をはじめ、様々な大学情報を市民へ提供した。
- ・市民と大学の交流の場として平成19年4月に設置した小樽駅前プラザ「ゆめぼーと」を大学情報の発信基地として、各種広報誌、入試情報、イベント情報の

広報を行った。また、学長・副学長との茶話会やイベントを通して大学情報を市民に提供した。

- ・4年後の創立百周年に向けて、ロゴマークやキャラクターを作成し、市民や卒業生等にアピールした。
- ・大学情報提供にあたっては、広報誌専門委員会に学外の広報の専門家をオブザーバーとして引き続き招き編集に参画してもらうほか、学内外のニーズを汲み上げる機会として「一日教授会」における意見交換やアンケート、小樽駅前プラザ「ゆめぼーと」にアンケート用紙を置くなどの工夫を引き続き行うこととした。

**2. 共通事項に係る取組状況****【平成16～18事業年度】****○ 情報公開の促進が図られているか。**

- ・本学に初めて設置された「北洋銀行企業再生寄附研究部門」を受入事例として、さらなる寄附講座等の受け入れを目指すため、本学の広報誌「ヘルメスキーリエ」及びビジネス創造センター（CBC）のホームページに寄附研究部門の活動状況を掲載した。また、当該研究部門の活動報告を平成19年3月開催のビジネス創造センター（CBC）主催の「CBC産学連携研究成果報告会」において発表して、広く外部に周知を図るとともに、研究報告書を作成した。
- ・広報を一元的に担当する事務組織である「広報担当部門」は、学生、教職員、一般市民、卒業生を対象として、広報誌、ホームページ等広報全般に対するアンケート調査及び集計を行い、広報委員会は、集計結果を調査分析し、「小樽商科大学広報戦略」を策定した。
- ・「広報担当部門」と「ホームページ専門委員会」が、ホームページの多言語化について、検討を進め、英語版の改訂のほか、中国語及び韓国語によるホームページを作成した。
- ・「自己点検・評価の評価事項及び評価項目」に基づき、経営協議会の学外委員の意見を聞いたうえで、教育評価、研究評価等の評価項目を決定し、教育評価及び研究評価を実施するための「教育評価実施要項」「研究評価実施要項」を作成した。なお、評価結果は公表することとした。

**○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。**

- ・平成17年度の評価結果を受けて、大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻(専門職学位課程)において、これまで蓄積してきた自己評価データを基に、平成19年度本学職員以外の有識者による検証を実施する方針を決めた。

**【平成19事業年度】****○ 情報公開の促進が図られているか。**

- ・市民と大学の交流の場として平成19年4月に設置した小樽駅前プラザ「ゆめぼーと」を大学情報の発信基地として、各種広報誌、入試情報、イベント情報の広報を行った。また、学長・副学長との茶話会やイベントを通して大学情報を市民に提供した。

- ・4年後の創立百周年に向けて、ロゴマークやキャラクターを作成し、市民や卒業生等にアピールした。
  - ・大学情報提供にあたっては、広報誌専門委員会に学外の広報の専門家をオブザーバーとして引き続き招き、編集に参画してもらうほか、学内外のニーズを汲み上げる機会として「一日教授会」における意見交換やアンケート、小樽駅前プラザ「ゆめぼーと」にアンケート用紙を置くなどの工夫を引き続き行うこととした。
- 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。
- ・平成17年度の評価結果を受けて、大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻(専門職学位課程)における「自己点検・評価書(経営系専門職大学院)」を作成し、外部有識者で構成された「外部評価委員会」において外部評価を実施し、その評価結果を「外部評価報告書」として公表した。

I 業務運営・財務内容等の状況  
 (4) その他業務運営に関する重要事項  
 ① 施設設備の整備・活用に関する目標

中期目標	施設設備の整備・活用に関する基本方針				
	① 教育研究の高度化・多様化に対応し、独創性・実務指向性の高い教育研究拠点の充実を図る。 ② 全学的な経営的視点のもと、施設設備について、重点的・計画的に整備するとともに、その効果的・効率的な利用を図る。				

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期 年度	判断理由（計画の実施状況等）		ウェブ 中期 年度
			平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	
【59】 V その他業務運営に関する重 要目標を達成するためにとる べき措置 1 施設設備の整備・活用に関 する目標を達成するための措 置 (1)施設等の整備に関する具 体的方策 ① 教育研究の重点化のため 専門職大学院整備に必要な スペースは、総合研究棟の 計画及び現有施設の点検評 価の結果に基づく改善等に より整備する。	【59-1】 (平成16年度で実施済みのため、平成19 年度は計画なし)	III	<p>（平成16～18年度の実施状況概略）</p> <p>①大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）の整備のため、学内の各講義棟のスペースを点検・評価し、小樽キャンパスでの授業は、講義棟（4号館）2階フロアを整備して使用し、札幌における授業は、札幌サテライトで実施することとした。</p> <p>②札幌での授業を充実させるため、札幌サテライトの設置場所を立地条件がより優れた札幌駅前のビルに移転・整備した。</p>	<p>（特に取組の予定はなし）</p>	
			（平成19年度の実施状況） 【59-1】		
【60】 ② 健康科学系施設等老朽施 設の改善を図るため、重点 的かつ計画的に整備する。	【60-1】 老朽施設及び設備の改善、耐震性能の 向上、利用者の安心安全を図るため、平 成20年度概算要求を行う。	III	<p>（平成16～18年度の実施状況概略）</p> <p>①健康科学系施設等の老朽施設の改善を図るた め、体育館の改築要求を平成17年度概算要求 において行い、平成16年度補正予算において 措置されたことにより、健康科学系施設である 体育館及び武道場の改築事業を実施し、整 備を行った。老朽化した弓道場についても改 築整備を行った。</p> <p>②耐震性能の低い附属図書館の改善を図るた め、平成19年度概算要求においてその耐震改 修事業を要求し、平成18年度補正予算にお いて措置された。</p>	<p>老朽施設及び設備の改善、 耐震性能の向上、利用者の安 心安全を図るため、平成21年 度概算要求を行う。</p>	
			（平成19年度の実施状況） 【60-1】 平成18年度補正予算において措置された、附 属図書館の耐震改修事業は、予算の繰越手続 を取り平成19年度に実施し、整備を行った。 老朽した基幹の設備の改善、安定したエネル ギー供給及び省エネを目指し、基幹環境整備事 業の要求を平成20年度概算要求で行った。		
【61】			（平成16～18年度の実施状況概略）		

③ 留学生・日本人学生相互の交流の場だけでなく、地域との交流にも提供できる総合交流会館の整備を図る。整備に当たっては、外部資金による施設整備を検討する。		III	留学生、日本人学生相互の交流の場であるとともに、地域との交流にも提供できる総合的交流の場とする施設について、種々検討していたところ、小樽市内のホテル経営者から一室について施設提供協力の申し出があり、検討した結果、平成19年4月から利用できるよう整備した。	
			<p><b>【61-1】</b> 小樽駅前のビルの一室に小樽商科大学駅前プラザを設置し、留学生、日本人学生及び地域との交流の場として利用する。</p>	
【62】 ④ 電力、冷熱源施設及び駐車場等の整備について、PFI事業を前提とした計画を検討する。		III	<p><b>(平成16~18年度の実施状況概略)</b></p> <p>①電力、冷熱源施設及び駐車場等の整備について、PFI事業を前提とした計画を検討したが費用対効果の観点から、不可能との結論を得た。</p> <p>②本学学生の学習環境整備の一環として、学生寮の新設に向けてPFI事業を含めて検討することとした。</p> <p>平成18年度は、学生寮建設検討小委員会を設置し、平成19年度入学生を対象に「学生寮についてのアンケート」調査を実施した。統いて、在学生を対象に調査を実施することとしている。</p>	学生寮新設において、PFI事業等を含めた計画を検討する。
			<p><b>【62-1】(平成21年度実施)</b></p> <p><b>(平成19年度の実施状況)</b></p> <p>【62-1】 (学生寮新設に向けて、在学生に対するアンケートを実施し、学生のニーズを調査した。また、学生寮を新設等している他大学に訪問調査を行い、学生寮の設備等を確認し、新設計画の検討材料とした。)</p>	
【63】 ⑤ 地球環境の保全への取り組みとして、地域社会から信頼される大学の環境管理を行うため、環境整備についての計画を策定する。		III	<p><b>(平成16~18年度の実施状況概略)</b></p> <p>①学内広報誌、ホームページ、課長・室長・事務長会等各種会議で省エネ・省資源の啓発活動を行った。</p> <p>②体育館等の改築整備において、周辺環境との調和を考えた外壁の仕上げや、インターロッキングブロックの舗装などを設計に盛り込んだ。</p> <p>③環境保全に関しての、他大学の取組状況やその内容について、情報収集を行い、本学の取り組み内容についての検討を行った。</p> <p>④財政問題担当学長補佐の提言を受け、ゴミの分別収集、ペーパーレス化を実施した。</p>	環境保全の取り組みとして、環境負荷の低減についての試行を検討する。また、地球環境の保全を意識した環境整備の計画を策定する。
			<p><b>【63-1】</b> 環境保全の取り組みとして、環境負荷の低減について検討する。</p> <p><b>(平成19年度の実施状況)</b></p> <p>【63-1】 環境負荷低減の取り組みの一つとして、平成20年度概算要求事業の基幹環境整備において、</p>	

			ボイラー設備の更新については、重油焚きボイラーから、天然ガス焚きボイラーに更新する計画とした。	
【64】 (2)施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 ① 平成16年度に有効利用に関する規程等を制定し、実施のための組織及び体制を確立するとともに、施設の利用状況等を点検評価し、教育研究スペースの総体的な有効利用を図る。 ② 施設等の有効利用及びスペースを効率的に活用するため、ア・利用頻度の低い施設、イ・新增築・大型改修時に延べ面積の20%以上を確保、等施設設備の有効活用を図る。		III	(平成16～18年度の実施状況概略) ①施設の有効活用の推進を図るため「小樽商科大学施設の有効利用に関する規程」を制定した。 ②新設の教育研究スペースについては、教育研究評議会で、既存の共用スペースについては、研究推進会議で、それぞれ審議・決定することとした。 ③体育館の改築工事において、施設の有効な利用を図るために、共同利用できる共用スペースとして多目的室を設け、教育、研究、生涯学習、公開講座等への有効利用が図れるよう整備を行った。 ④共用スペースの必要な建物の選択及び確保についての可能性を判断するために、既存建物の各部屋の使用用途、面積及び利用頻度について調査・分析を行った。	施設の有効利用、共用スペースの確保についての実施検討を進める。
			【64-1】 平成18年度に行った調査・分析を元にし、施設の有効利用、共用スペースの確保についての検討を始める。	(平成19年度の実施状況) 【64-1】 ①商学部校舎の一部実験室を、共用スペースとしての実験室とした。 ②大学院生の増加に対応して、附属図書館に、大学院自習室を整備した。 ②大学生協の喫茶が撤退し使用されていない大会館の空きスペースを活用し、学生の利便性の向上を図るために、民間業者による喫茶を誘致した。
【65】 ③平成18年度末までに、施設設備の劣化状況等を的確に把握した計画的・段階的な更新計画を策定し、実施するための施設設備管理システムを構築の上、施設マネジメントを推進する。		III	(平成16～18年度の実施状況概略) ①安全性・劣化性等の調査項目、点数化による評点方法を検討して、施設の劣化状況の実地調査を行った。 ②暖房設備や電話設備について、基幹となる設備の更新計画を作成した。 ③施設設備の劣化状況と基幹となる設備の更新計画などを基に、施設設備管理システムの基本設計を行った。	施設等の維持管理のための施設設備管理システムのデータを更新を行い、見直しを図る。
			【65-1】 平成18年度に引き続き、施設等の維持管理のための施設設備管理システムの構築を図る。	(平成19年度の実施状況) 【65-1】 施設設備管理システムの構築を行い、データの充実を図った。
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況  
 (4) その他業務運営に関する重要事項  
 ② 安全管理に関する目標

中期目標	(1) 安全管理に関する基本方針 ① 学内環境を快適で安全に維持するため、安全管理に関する諸規程や組織を再点検する。 ② 学生・教職員に対し、安全意識の啓蒙に努めるとともに、リスク管理体制を整備する。			
	中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期 年度	判断理由（計画の実施状況等）

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期 年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定
			中期 年度	中期 年度
【66】 2 安全管理に関する目標を達成するための措置 (1)労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的の方策 ①労働安全衛生法等に基づき、学内諸規程の見直しと整備を図り、ガイドラインや安全点検マニュアルを整備する。また、安全管理に関する責任部署を明確化し、点検マニュアルによる点検を定期的に行う。		III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>①危機管理委員会において、「危機管理規程」「危機管理ガイドライン」を制定し、ホームページに掲載し、学生及び教職員に対して安全意識の啓発を図った。</p> <p>②職員の安全・健康を確保するため、衛生委員会において「安全衛生管理規程」を制定するとともに、学生の安全管理に特化した「学生のための安全マニュアル」を作成した。</p> <p>③緊急度の高い危機事象の教職員用マニュアルとして、以下のマニュアルを作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害マニュアル(火災、爆発、地震・水害台風等)</li> <li>・事故マニュアル(毒劇物)</li> <li>・疾病マニュアル(食中毒・感染症)</li> <li>・事件マニュアル(不審者侵入)</li> <li>・事故・事件マニュアル(国際交流・海外派遣等)</li> <li>・入学試験ミス防止マニュアル</li> </ul> <p>④学生の安全管理に特化した「学生のための安全マニュアル」を見直し、学生への周知徹底を図るため、新入生向けガイダンス資料として配付した。</p> <p>⑤労働安全衛生法に基づき、衛生委員会において「安全点検マニュアル」を作成し、職場巡回チェックポイントにより、安全点検を継続的に実施した。</p> <p>⑥「安全点検マニュアル」に基づき、学内の避難器具等の設置場所や避難口、緊急連絡先を明記した避難経路図を全教室・セミ室に掲示し、学生・教職員への周知を図った。</p> <p>⑦学生・教職員に対して、以下のセミナー・講習会を実施した。      ア. 学生に対して      ・交通安全・交通マナーセミナー      ・悪徳商法撃退等セミナー      ・救急救命教室      イ. 教職員に対して      ・アカデミックハラスメント防止講演会      ・危機管理に関する講演会</p>	衛生委員会において、学内施設等の安全点検を点検マニュアルにより継続的に実施し、必要に応じ改善対策を講じる。

	<p><b>【66-1】</b> 衛生委員会において、学内施設等の安全点検を点検マニュアルにより継続的に実施し、必要に応じ改善対策を講じる。</p>	<p><b>【平成19年度の実施状況】</b> <b>【66-1】</b></p> <p>①衛生委員会において、安全点検マニュアルに基づき、月1回、学内施設等の安全点検を定期的に行い、問題点がある場合は改善の対策を講じている。</p> <p>②附属図書館では、平成18年4月にアスベストの除去の工事が完了したが、その際に図書館に勤務していた職員を対象に、平成18年10月から大学で実施している定期健康診断において内科の医師がアスベストを考慮した問診・検診を行った。</p> <p>③平成19年末から札幌市内及び近郊の大学で麻疹が発症したこと踏まえ、定期試験・入学試験を控え、感染防止の観点から、平成17年度に作成した疾患マニュアルを参考に、事前策として全教職員を対象に抗体検査を実施した。</p>	
<p><b>【67】</b></p> <p>②平成16年度に施設、備品、傷害、事故等に備え、保険加入を促進する。</p>	<p><b>【平成16～18年度の実施状況概略】</b></p> <p>①大学が所有する財物の損壊等及び傷害・事故等に備えて、国立大学法人総合賠償責任保険に加入した(1年更新、保険内容見直し有り)。また、労働災害総合保険にも加入了。</p> <p>②国立大学法人総合賠償責任保険に関して、本学で必要であると思われる特約等について、以下の特約等を付加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報漏えい賠償責任担保特約</li> <li>・個人情報漏えい費用損害担保特約</li> <li>・学校専門賠償責任担保特約</li> <li>・ヨット・モーターボート総合保険</li> </ul> <p>③労働災害保険に関して、以下の特約等を付加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用者賠償責任保険特約</li> </ul>	<p>(特に取組の予定はなし)</p>	
<p><b>【67-1】</b> 平成18年度に引き続き、発現可能性リスクや費用対効果等を勘案しつつ危機管理委員会等において既加入保険について保険内容、保険金額等の妥当性を再検証のうえ必要となる保険に加入する。</p>	<p><b>【平成19年度の実施状況】</b> <b>【67-1】</b></p> <p>学生・教職員の賠償事故について、費用対効果等の検討も踏まえ再検証し、前年度とほぼ同額の掛金で総合賠償保険の基本補償及び海外活動賠償責任担保特約の免責額を低く設定された補償内容の保険に加入した。</p>	<p><b>【平成16～18年度の実施状況概略】</b> 毒物・劇物を扱う部署の実態把握を行い、既存の要項を見直し、「毒物及び劇物取扱要項」を制定し、使用責任者(担当教員)立会いのうえ、現物の確認、保管状況、受払簿の記載内容等に関する点検を実施した。(定期的に実施)</p>	<p>「毒物及び劇物取扱要項」及び「事故対策マニュアル(毒物及び劇物)」に基づき、本学の保有する毒物・劇物の管理状況に関する点検を実施する。</p>
<p><b>【68】</b></p> <p>③毒物・劇物の取り扱いについて既定の要項を再点検するとともに、要項に準拠した管理方法が行われているかを確認するため、平成16年度に点検マニュアルを整備し、定期的に点検を行う。</p>	<p><b>【68-1】</b> 平成18年度に引き続き、「毒物及び劇物取扱要項」及び「事故対策マニュアル(毒物及び劇物)」に基づき、本学の保有する毒物・劇物の管理状況に関する点検を実施する。</p>	<p><b>【平成19年度の実施状況】</b> <b>【68-1】</b></p> <p>毒物・劇物の保管状況を管理責任者として把握できるよう「保管状況一覧」を作成した。また、生物学実験室及び化学実験室に保有する毒物・劇物について、使用責任者立ち会いのもと、現物の確認、保管の状況、受払簿の記載内容等</p>	

				に関する定期点検を実施した。	
【69】 (2)学生等の安全確保等に関する具体的方策 ①様々な媒体を通じて、安全意識の啓蒙に努めるとともに、学内メール等による学生等からの問題点の指摘や、相談のための窓口を平成16年度に設ける。		III	(平成16~18年度の実施状況概略) ①危機管理委員会で制定した「危機管理ガイドライン」をホームページに掲載し、問題点の指摘や危機管理相談の窓口として、教職員専用窓口、学生専用窓口、留学生専用窓口を設置した。 ②防火訓練や体育系サークルリーダーのための救急救命教室を実施し、その内容等に関する結果に基づく検討課題をホームページに掲載し、学生・教職員に対する危機管理の意識啓発を行った。 ③AED(自動体外式除細動器)を使用した救急・救命を中心に訓練を実施し、AEDの重要性を啓発するため、使用方法等をホームページに掲載した。	各種講演会開催、安全マニュアルの配布、平成16年度に設置した相談窓口を通して、引き続き学生の安全意識啓蒙に努める。	
			(平成19年度の実施状況) 【69-1】 ①学生向けの安全マニュアルを作成し、新入生オリエンテーションで配付した。また、危機管理啓発活動の一環として、交通安全・マナー、悪徳商法撃退等に対するセミナーを開催した。 ②今年度から新たに悪徳商法に関する相談を定期的に受け付ける窓口として学生消費相談室を設置した。 ③麻疹の感染拡大を防ぐため、ホームページに警告文を記載し、啓発を行った。		
【70】 ②学生・教職員の安全意識向上のため、防火訓練、防災訓練、救急救命訓練等を実施する。		III	(平成16~18年度の実施状況概略) ①学生・教職員等の安全に対する意識向上を促すため、全学(学生・教職員参加型)を対象に総合防災訓練を実施した。 ②体育会系サークルリーダーのために、救急救命教室を実施した。 ③AED(自動体外式除細動器)を使用した救急救命を中心とした訓練を実施した。	地震を想定した訓練を実施するとともに、防火訓練・救急救命訓練も学生・教職員を対象に実施する。	
			(平成19年度の実施状況) 【70-1】 ①学生・教職員を対象とした防火訓練及び救急・救命訓練を実施するとともに、自然災害の中でもその発生が不意であり、かつ損害率の高い地震を想定した訓練について平成20年度実施に向けた具体的実行計画案を策定する。		
【71】 ③学生・教職員の傷害事故、自動車事故等に備え、保険加入を促進する。		III	(平成16~18年度の実施状況概略) ①想定しうるリスクを洗い出しリスクマップを作成し、必要な保険に加入了した。 ②若手職員の自動車事故に対する備えを強化するため、公用車運転の際の自動車総合保険の見直しを行い、運転者の年齢条件を従来の「26歳未満不担保」から「21歳未満不担保」へ	(特に取組の予定はなし)	

			<p>③加入している国立大学法人総合賠償責任保険に以下の特約及び保険を付加することで、傷害・自動車事故に備えた。        •学校専門賠償責任担保特約        •ヨット・モーター・ボート総合保険        ④労働災害保険に関して、以下の特約等を付加した。        •使用者賠償責任保険特約</p>	
		III	<p>(平成19年度の実施状況)  <b>【71-1】</b>        平成18年度に引き続き、発現可能性リスクや費用対効果等を勘案しつつ危機管理委員会等において既加入保険について保険内容、保険金額等の妥当性を再検証のうえ必要となる保険に加入する。</p>	
<p><b>【72】</b>        ④万が一の事故に備え、学長をトップとするリスク管理体制を平成17年度末までに整備し、また、リスク管理の在り方についての研究を行う。</p>		III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)        ①「危機ガイドライン」に記載されている学長をトップとするリスク管理体制を構築するため、各危機管理マニュアルにその事象に応じた学長をトップとしたリスク管理体制及び連絡体制を平成17年度に整備した。        (危機管理マニュアルについては、中期計画【66】を参照。)        ②各危機管理マニュアルをホームページに掲載し、学生・教職員に周知した。また、リスク管理に係る講演会を開催した。</p>	(特に取組の予定はなし)
		III	<p>(平成19年度の実施状況)  <b>【72-1】</b>        本学のリスク管理の在り方について危機管理委員会において引き続き研究を行つとともに、危機管理委員会が学内で発生した事件や事故の把握と、原因の分析を行い、必要な措置をとるため、各部署からの対応の結果をフィードバックする仕組みを検討する。</p>	<p>ウェイト小計</p> <hr/> <p>ウェイト総計</p>

## (4) その他の業務運営に関する重要事項に関する特記事項等

**1. 特記事項****【平成16～18事業年度】**

- ・大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）の整備のため、従来、サテライト教室として利用していた「札幌サテライト」（札幌市）の設置場所を、立地条件が優れている札幌駅前ビルに変更した。
- ・留学生、日本人学生相互の交流の場であるとともに、地域との交流にも利用できる総合的交流の場とする施設について検討し、小樽駅前に小樽駅前プラザ「ゆめぼーと」を設置することとした。
- ・安全管理・事故防止のために、「危機管理規程」「危機管理ガイドライン」等を制定し、緊急度の高い危機事象に対応した教職員用「マニュアル」及び学生向け「学生のための安全マニュアル」を作成した。（中期計画【66】参照）
- ・教職員及び学生に対して、安全管理・事故防止の意識向上のため各種セミナーや防火訓練・救急救命教室等を開催し、また、ホームページ等に公表している「危機管理ガイドライン」等の問題点の指摘や危機管理相談をする窓口を設置した。（中期計画【66】【69】【70】参照）
- ・大学が所有する財物の損壊等及び傷害・事故等に備えて、国立大学法人総合賠償責任保険（1年更新、保険内容見直し有り）等に加入した。（中期計画【67】参照）
- ・毒物・劇物を扱う部所の実態調査を行い、既存の要項を見直し「毒物及び劇物取扱要項」を制定し、使用責任者立会いの下の薬品等の現物確認、受払簿等の点検を実施した。

**【平成19事業年度】**

- ・平成19年末から札幌市内及び近郊の大学で麻疹が発症したことを踏まえ、定期試験・入学試験を控えていたことから、疾病の感染防止のマニュアルである「疾病マニュアル」を参考に、全教職員を対象に抗体検査を実施した。
- ・衛生委員会において、「安全点検マニュアル」に基づき、月1回、学内施設等の安全点検を定期的に実施し、問題点等がある場合は改善策を講じた。
- ・学生に対する悪徳商法に関する相談を定期的に受け付ける窓口として、学生消費相談室を設置した。
- ・危機管理委員会において、地震等大規模災害を想定した訓練の実施案を検討し、平成20年度に実施することとした。

**2. 共通事項に係る取組状況****【平成16～18事業年度】****○ 施設マネジメント等が適切に行われているか。**

- ・施設有効利用及び地域社会への貢献の観点から、平成17年4月から札幌サテライトの学外貸出を開始し、併せて、学外利用者の利便性の向上を図るために、利用状況や設備等の詳細（部屋見取図、備品一覧、A V機器操作マニュアル）をデータ化し、ホームページ上に公開した。また、小樽キャンパスの教室や体育施設についても、地域との連携・協力関係の発展を目的として、開催している「一日教授会」（一般市民参加型）において、様々な大学情報の提供

を行った。

- ・講義棟2号館（言語センター、情報処理センター、ビジネス創造センターが利用している。）の実習室等の利用状況を調査し、5室ある実習室を4室に集約することで生み出したスペースを、「教育開発センター」の施設に充て、有効利用を図った。
- ・基本的な施設整備のコンセプトである「キャンパスマスタートップラン」を策定し、これに基づき施設整備を行った。また、インフラの整備計画変更に伴い、このプランの見直しを図った。
- ・暖房設備・電話設備について、基幹となる設備の更新を行った。
- ・施設修繕計画に基づき、既存施設の改修・修繕計画の策定し、施設機能水準書（案）に基づき、体育馆等のイニシャルコスト・ランニングコストの算出等を行った。

**○ 危機管理への対応が適切に行われているか。**

- ・危機管理委員会における「危機管理規程」「危機管理ガイドライン」の制定、緊急度の高い危機事象に対応するための「各種マニュアル」の作成、衛生委員会における「毒物・劇物取扱要項」の制定など、危機管理への対応を適切に行なった。
- ・緊急度の高い危機事象に対応するための「各種マニュアル」等をホームページに掲載し、教職員及び学生に周知を図り、また、学内の避難器具等の設置場所や避難口、緊急連絡先を明記した避難経路図を全教室・ゼミ室に掲示した。
- ・学生の生活面・学習面での相談、苦情等を早期に発見するため、「学生何でも相談室」「投書制度」「学生団体との懇談会」等を実施し、学生にアドバイス等を行っている。また、「学生生活支援セミナー」を事故防止、悪徳商法対処、救急救命などの内容で実施した。

**○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。**

- ・特になし。

**【平成19事業年度】****○ 施設マネジメント等が適切に行われているか。**

- ・本学百周年記念事業として、学生寮新設に向けて、在学生に対するアンケートを実施し、学生のニーズを調査した。また、学生寮の新設等をしている他大学に訪問調査を行い、学生寮新設の検討材料とした。
- ・講義棟3号館（主に教室・ゼミ室を設置）の実験室数を見直し、共用スペースを確保した。
- ・大学院生の増加に対応して、附属図書館に大学院自習室を整備した。
- ・留学生、日本人学生相互の交流の場であるとともに、地域との交流にも利用できる総合的交流の場とする施設である駅前プラザ「ゆめぼーと」（小樽駅）を設置し、「学長・副学長と市民との茶話会」「本学留学生との語学講習会」「北海道薬科大学との合同市民講座」等、様々なイベントを実施した。

○ 危機管理への対応が適切に行われているか。

- ・毒物・劇物の保管状況を管理責任者として把握できるよう「保管状況一覧」を作成した。また、生物学実験室及び化学実験室に保有する毒物・劇物について、使用責任者立ち会いのもと、現物の確認、保管の状況、受払簿の記載内容等に関する定期点検を実施した。
- ・衛生委員会において、「安全点検マニュアル」に基づき、月1回、学内施設等の安全点検を定期的に実施し、問題点等がある場合は改善策を講じた。
- ・平成19年末から札幌市内及び近郊の大学で麻疹が発症したことを踏まえ、定期試験・入学試験を控えていたことから、疾病的感染防止のマニュアルである「疾病マニュアル」を参考に、全教職員を対象に抗体検査を実施した。また、感染拡大を防ぐため、ホームページ上に警告文を掲載し、啓発を図った。
- ・危機管理に関する各種講演会、研修会を開催し、危機管理の意識向上を図った。

○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

- ・特になし。

## II 教育研究等の質の向上の状況

## (1) 教育に関する目標

## ① 教育の成果に関する目標

中期目標	①学士課程 深い専門的知識を身につけ、同時に広い視野を持ち、己の歴史観を養い、豊かな教養と倫理観に基づく識見と行動力を培い、現代社会の複合的、国際的な問題の解決に貢献し、社会の各分野において指導的役割を果たすことのできる品格ある人材の育成を図る。
	②大学院課程 従来の研究者養成の基礎としての役割にとどまらず、現代社会の諸分野において貢献しうる高度な専門的職業人の育成を図る。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1)教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>【73】</p> <p>① 学士課程</p> <p>ア. 教養教育の成果に関する具体的目標の設定 課題を発見し自ら思考・行動することのできる能力、他者との会話能力、異文化を理解する能力等を育成する。</p>	<p>【73-1】</p> <p>①大学で学ぶことの意義の習得及び高校と大学との接続教育を行う「知の基礎」系科目において、「地域」と「職業」をキーワードに、学生の社会への関心と大学で学ぶ意欲を高める講義を展開する。「総合科目Ⅰ」と「総合科目Ⅱ」は、それぞれ2クラス開講する。</p> <p>【73-2】</p> <p>②引き続き交換留学、外国人留学生の受入等を通じた国際交流を図る。</p>	<p>昼間コースでは、「総合科目Ⅰ a (小樽学)」「総合科目Ⅱ a (職業と学問)」及び「総合科目Ⅱ b (現代社会の諸問題)」を前期に開講、本学卒業生を講師とした「総合科目Ⅲ (エバーグリーン講座)」を後期に開講した。夜間主コースでは、「総合科目Ⅰ (学問原論)」及び「総合科目Ⅱ (社会科学への招待)」を前期に開講した。</p> <p>また、昼間コースにおいては、本学及び室蘭工業大学が内閣府と連携し、観光・ブランド・環境を三つの柱として、小樽・室蘭地域が抱える問題点について検討を行う科目として「総合科目Ⅰ b (地域再生システム論)」を夏季集中講義で開講した。</p> <p>ア 平成19年度外国人留学生の受入は68名である。 イ 交換留学における受入学生は17名、派遣学生は18名である。 ウ 語学留学における派遣学生は12名である。 エ 北海道経済連合会主催の「道内留学生との視察、意見交換会」を平成19年9月に実施した。 オ 平成19年11月に、市内の小・中学校の「総合的な学習の時間」との連携で、本学の「日本事情Ⅰ」を受講している留学生が、小樽市内10小学校を訪問し交流を行った。 カ 韓国延世大学との協定を締結し、平成19年11月に延世大学生が60名本学を訪問し、本学学生と交流した。</p>
<p>【74】</p> <p>イ. 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定</p> <p>a. 経済、行政、教育、文化等社会の各分野の発展に貢献できる人材を育成する。</p>	<p>【74-1】</p> <p>①教育課程及び教育方法に関する年度計画の実施を通じて人材育成のための環境の充実に努める。</p> <p>【74-2】</p> <p>②本学出身の中學・高校教諭の研究会(教職研究会)に、教員を目指す現役学生を参加させる。</p> <p>【74-3】</p> <p>③引き続き交換留学、外国人留学生の受入等を通じた教育の国際交流を実施す</p>	<p>『I, 1, (2)「教育内容等に関する目標を達成するための措置」①イ及び①ウの「計画の進捗状況等」参照』</p> <p>平成19年12月に第20回小樽商科大学教職研究会を言語センターを開催し、卒業生、学生、本学教員など、約50名が参加した。</p> <p>ア 平成20年2月、国際協力機構(JICA)研究生をJICA留学生セミナー(研修)の一環として受け入れ、本学教員が「産学官による中小企業振興の取組み等について」の講演を行った。</p>

	る。	イ 経済産業省が実施する、「アジア人財資金構想（高度実践留学生育成事業）」である「札商アジアン・ブリッジ・プログラム」に参加し、留学生の就職に関する支援充実を行っている。
	【74-4】 ④就職支援の現状を検証し、充実を図る。	「就職対策専門部会」を改組して、教育開発センターに「キャリア教育開発部門」を立ち上げ、就職支援体制の充実を図った。
【75】 b. 北海道における経済社会の活性化及び発展に貢献できる人材を育成する。	【75-1】 ①平成18年度に引き続き「小樽商科大学グリーンヒル・プロジェクト」の周知を図り、応募件数を増やすとともに、制度の充実を図る。  ②地域の文化・歴史・経済の授業科目に加えて、新たに室蘭工業大学との連携講義「総合科目I（地域再生システム論）」を開講する。	①「小樽商科大学グリーンヒル・プロジェクト」について、ホームページへの掲載及び掲示等により、周知を図り公募した結果、1) 平成18年5月から本学剣道部が主体となり、小樽地区の青少年を含む一般市民との交流を深め、地域社会との関わりを目的とした「商大剣道部地域交流稽古会」プロジェクト、2) 室蘭市で開催の室蘭工業大学及び一般市民との意見交換会である地域再生フォーラムのワークショップに参加することを目的とした「地域再生フォーラム in 室蘭」プロジェクトの計2件を採択した。  ②地域の文化・歴史・経済に関する授業として、「総合科目I a（小樽学）」「インターネット」「ビジネスデザイン論」「社会情報論」「応用プロジェクト方法論」を開講した。また、夏季集中講義として、室蘭工業大学との連携講義「総合科目I b（地域再生システム論）」を開講した。学生・地方自治体・企業・一般市民等130名が受講し、観光・ブランド・環境をテーマとして、小樽・室蘭が抱える問題点等について講義及びケーススタディを実施し、具体的な地域の活性化策について発表が行われた。なお、2年次学生を対象とした「地域キャリア開発」の科目を新設し、平成20年度入学者から適用することとした。
【76】 c. 大学院において専門的な研究を目指す人材を育成する。	【76-1】 「学部学生の大学院科目履修制度」及び「学部・大学院（博士前期課程及び専門職学位課程）5年一貫教育プログラム」の周知を図り、大学院進学を目指す人材の増加を図る。	「学部学生の大学院科目履修制度」について、平成18年度シラバスから掲載、及び「学部・大学院（博士前期課程及び専門職学位課程）5年一貫教育プログラム」について、シラバス及びホームページに掲載するとともに、新入生向け広報資料「大学案内」「大学院案内」にも掲載、さらに掲示により学生への周知を図った。
【77】 ウ. 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 a. 教育の成果に関する自己点検評価及び外部評価を実施する。	【77-1】 教育に関する外部評価の方法、内容について検討する。	外部評価の方法、内容について、外部評価実施要項を定め、実施主体が作成する自己評価書に従って、「1.自己評価書の説明、質疑応答」「2.自己評価書に対する意見及び質問の取りまとめ」「3.ヒアリングの実施、講評」「4.外部評価結果の承認」「5.外部評価報告書を公表」により実施することを決定した。
【78】 b. 卒業生、地域及び卒業生の就職先等から評価を得るシステムを作る。	【78-1】 教育の自己点検評価の中に、卒業生、地域及び就職先からの評価を取り入れる。	次のアンケート調査等の結果を自己点検・評価を取り入れることとした。 ア. 卒業生対象のアンケート調査 新カリキュラム導入の平成13年度入学生に対してアンケート調査を行う。アンケート回収方法は、FAXにより行う。 イ. 卒業者就職先対象のアンケート調査 毎年行っている企業訪問等において、各企業の担当者にアンケート調査協力の依頼を行う。アンケート回収方法は、FAXにより行う。 ウ. 小樽市民等との一日教授会からの評価 広く市民等から本学に対して意見交換を行う「一日教授会」を平成15年から実施している。本年度は「学生の地域での活動」及び「本学の地域貢献活動」について意見交換を行い、本学の今後の社会貢献活動に資するものとした。

<p><b>【79】</b></p> <p>② 大学院課程</p> <p>ア. 修了後の進路等に関する具体的目標の設定</p> <p>a. 新規事業を創造し、既存企業の変革を担う人材を育成する。</p>	<p><b>【79-1】</b></p> <p>【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】</p> <p>新規事業を創造し、既存事業の革新を行い、組織改革を実行しうる人材を育成する。</p>	<p><b>【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】</b></p> <p>平成19年4月に36名（社会人32名、組織推薦2名）が入学（入学定員35名）し、1、2年生あわせて79名が在籍している。アントレプレナーシップ専攻の教育目的である「新規事業を創造し、既存事業の革新を行い、組織改革を実行しうる人材の育成」を本専攻ホームページやシラバス等で周知し、実施している。</p>
<p><b>【80】</b></p> <p>b. 専門的知識に基づき、地域経済振興政策を担う自治体職員等を育成する。</p>	<p><b>【80-1】</b></p> <p>【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】</p> <p>組織変革のできる自治体職員を育成する。</p>	<p><b>【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】</b></p> <p>平成19年4月現在5名の自治体職員が在籍し、組織変革のできる自治体職員を育成するという、教育目的をシラバス等で周知し、実施している。</p>
<p><b>【81】</b></p> <p>c. 地域文化の担い手となる人材を育成する。</p>	<p><b>【81-1】</b></p> <p>【大学院商学研究科現代商学専攻（博士課程）】</p> <p>博士前期課程及び後期課程において、改正された新しい教育課程の下で、地域の知識基盤社会を支える高度な知的素養を備えた人材の育成を図る。</p>	<p><b>【大学院商学研究科現代商学専攻（博士前期課程）】</b></p> <p>テーマ研究における基本的な素養を涵養するために「アカデミック・トレーニング」、社会科学諸分野の研究を進めていく上で随時必要となる知識を習得するために、人文科学・社会科学・自然科学など諸分野の「コース共通科目」を配した教育課程を編成した。英語関連科目は、現職英語教員の養成のための「英語教育のための言語学」「応用言語学の基礎」「教材開発論」「テスト評価論」などの新設科目を配置するとともに、ビジネス関連科目の大幅な見直しなど、さらなる充実を図り、より多様なニーズに対応できるようにした。</p> <p><b>【大学院商学研究科現代商学専攻（博士後期課程）】</b></p> <p>本年4月、「地域振興のリーダー」を人材育成目的の一つとする博士後期課程を設置し、4名の学生を受け入れた（入学定員3名）。</p>
<p><b>【82】</b></p> <p>イ. 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策</p> <p>a. 教育の成果に関する自己点検評価及び外部評価を実施する。</p>	<p><b>【82-1】</b></p> <p>【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】</p> <p>①引き続き授業改善のアンケートを実施し、成績評価と合わせて自己点検評価を行う。 ②平成18年度に行った自己点検評価に基づき外部評価を実施する。</p>	<p><b>【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】</b></p> <p>平成17年度に実施した授業評価アンケートと教員相互による相互評価をもとに教員自身による自己評価を行った。これをもとに今後、専攻の自己点検評価を行い、自己点検評価書を作成した。外部有識者からなる外部評価委員会において外部評価を行い、外部評価報告書として取り纏めた。</p>
<p><b>【83】</b></p> <p>b. 修了生、地域及び修了生の就職先等から評価を得るシステムを作る。</p>	<p><b>【83-1】</b></p> <p>【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】</p> <p>修了後のケアを行うため、大学からの積極的な情報提供と修了生間、修了生と学生間の情報交換を行えるシステムを検討する。</p>	<p><b>【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】</b></p> <p>アントレプレナーシップ専攻のホームページの改訂を行い、プログ版O B S（小樽商科大学ビジネススクール）ニュースの項目を設けるなど、積極的な情報発信ができるようにした。学生、修了生間で情報交換が行えるシステムについては引き続き検討することにした。</p>

## II 教育研究等の質の向上の状況

## (1) 教育に関する目標

## (2) 教育内容等に関する目標

中期目標

## ①学士課程

- ア. アドミッション・ポリシーに関する基本方針  
 a. 社会科学や人文科学等を学ぶために必要な基本的知識を身につけ、自己の能力や適性を高める意欲を持った学生を受け入れる。  
 b. 異なった文化、異なった人生経験をもった人々との交流が教育に果たす役割を重視し、社会人、留学生等を積極的に受け入れる。

## イ. 教育課程に関する基本方針

- 実践的・国際的商学教育の理念に基づき、教育課程を実現するために、以下のこととに努める。  
 a. 教養教育及び専門教育のための4年間一貫したカリキュラムの確立  
 b. 少人数教育を重視した教育課程の充実  
 c. 専門4学科と人文・社会・自然・言語の各分野の教育を有機的に関連させた商科系単科大学にふさわしい教育課程の確立  
 d. 働きながら学ぶ人々のための、夜間主コースの教育課程の改革  
 e. 大学院との連携の促進  
 f. 実学を重視した教育課程の充実

## ウ. 教育方法に関する基本方針

- a. 教育課程や個々の授業の特性に合致した授業形態、学習指導方法を研究し、実施する。  
 b. 学生の学力や資質に見合った授業形態や教授法を採用することによって講義の充実を図る。

## エ. 成績評価等に関する基本方針

- a. 学生の卒業時の質の確保を図るため、成績評価基準の明示と厳格な運用を行い、有効性のある成績評価を実施する。

## ②大学院課程

## ア. アドミッション・ポリシーに関する基本方針

- a. 豊かな教養と倫理観を備えた高度専門職業人としてのビジネスリーダーを目指す者  
 b. 専門的知識に基づき、地域の国際化や文化振興の実践を目指す者  
 c. 社会科学諸分野の研究を深め、学術の発展に貢献する者を広く受け入れる。

## イ. 教育課程に関する基本方針

- 実践的・国際的商学教育の理念に基づき、MBAを授与できる高度専門職業人教育のための教育課程を整備するとともに、研究型大学院の教育課程の充実を図る。

## ウ. 教育方法に関する基本方針

- a. 高度専門職業人教育においては、社会人の履修に配慮し、MBAにふさわしい実践的な教育方法を開発する。  
 b. 研究型大学院においては、言語センター一般教育系を含めた本学の多様な教育資源を活用した教育方法を開発する。

## エ. 成績評価等に関する基本方針

- 大学院学生の修了時の質の確保を図るため、成績評価基準の明示と厳格な運用を行い、有効性のある成績評価を実施する。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>【84】  <b>(2)教育内容等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>① 学士課程</p> <p>ア. アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策</p> <p>a. 高校教員との恒常的な情報交換、大学の授業の高校生への開放及び大学説明会の開催等を通じた高大連携を積極的に推進し、アドミッション・ポリシーを周知するとともに高校側との意思疎通を図る。</p>	<p>【84-1】     これまでに実施した入試広報・高大連携事業を踏まえ、より適確で効果的な平成19年度事業計画を策定し、事業を実施する。</p>	<p>入試広報・高大連携専門部会で策定した平成19年度事業計画に基づき、以下の事業を実施した。</p> <p>ア. ポスターセッションを中心とした「オープンユニバーシティ」参加者数：札幌100名、旭川33名      イ. 大学を開放して行う「オープンキャンパス」参加者数1,050名      ウ. 高校に出向く「出前講義」実施校12校      エ. 高校訪問：道内39校、道外46校      オ. 高校からの訪問：訪問校22校      カ. 高校生を対象にした「通常授業体験講座」参加者数2名      キ. 高校生を対象にした「夏期連続講義」（2日間）参加者数21名      ク. 手稻高校での「学び体験ゼミ」（4日間）参加者数101名      ケ. 「小樽商科大学教育コンセプト」「商大Campus Life 2007」の2種類のリーフレットを作成し、オープンキャンパス、高校訪問等で配付      コ. 進学説明会への参加 校内ガイダンス24校 受験産業主催合同説明会17回      サ. 北海道進学コンソーシアムへの参加（仙台市100人、札幌市400人）</p>

		シ. 北海道高大連携フォーラムへの参画	
【85】	b. 高大連携の企画・実施のための体制を充実する。	【85-1】 入試広報・高大連携事業を効率的・効果的に実施するため、全学的な協力体制の整備について検討を開始する。	入試広報・高大連携専門部会で検討した結果、現在実施している入試広報・高大連携事業への教員参加状況のデータ化及び分析を行い、次年度以降の事業計画策定の際に協力体制をプラン化することとした。
【86】	c. 入学者選抜方法の研究のための専門的な組織を充実させ、入学者選抜方法の点検評価及び改善の取り組みを促進する。	【86-1】 ①平成19年度入試の選抜結果の分析及び成績調査等を実施する。②少子化における本学の入学者選抜方法の在り方について、引き続き検討する。③道外志願者確保のため東京試験場を設置する。	①平成19年度入学者選抜方法調査報告書を早期に取りまとめ、最新の情報による分析・調査を実施した。②夜間主コース推薦入学、社会人特別選抜、専門高校等卒業生選抜の募集人員、出願資格等の妥当性について検討を行った。③代々木ゼミナール代々木校に東京試験場を設置し、一般選抜前期日程（昼間コース・夜間主コース）及び専門高校・総合学科卒業生選抜を実施した。（受験者19名）
【87】	d. 社会人、留学生に対するアドミッション・ポリシーの周知、入試情報の提供及び日本における就職支援等を積極的に展開し、受験生の増加に努める。	【87-1】 平成18年度入試広報の実績を踏まえて、社会人及び留学生に対する入試広報活動を実施する。  【87-2】 「企業訪問」「学内企業セミナー」等で、外国人留学生の採用依頼に一層努力すると共に、留学生自らの就職活動をより活発化させるための働きかけを行う。	①ホームページ、オープンキャンパス及びオープンユニバーシティ等でアドミッションポリシー及び選抜方法についてPRを行った。②社会人については、PR用チラシを作成し、札幌サテライト、小樽駅前プラザ「ゆめぼーと」、勤労者交流センター等に配布とともに、公開講座参加者へも配布した。③留学生については、日本語学校約200校に大学案内及び私費外国人留学生募集要項を送付した。  企業に対し、外国人留学生の採用依頼を行った。また、経済産業省が実施するアジア人財資金構想に基づく「高度実践留学生育成事業」コンソーシアムに大学として参画した。
【88】	e. 上記事項を機動的・専門的に運営するため、教員・事務職員で構成する専門組織の設置について検討する。	【88-1】（平成18年度で計画終了）	
【89】	i. 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的な方策 a. 専門科目を1年次から配置することにより、基礎から応用に至る学習を可能とし、教養科目については、1年次からの導入・3～4年次での発展を保証する体系化したカリキュラムの編成（いわゆるくさび型）を一層推進する。	【89-1】 平成13年度に導入した現行の教育課程の検証を行う。	平成18年度の「教育課程アンケート」の分析結果を踏まえた検証結果をまとめ、FD活動報告書（ヘルメスの翼（第5集））に公表した。 平成19年12月開催のFDワークショップは「教育課程アンケートの報告内容」をテーマとして検証を行った。
【90】	b. 少人数による授業科目の充実及び少人数による授業法の改善のための検討を進める。	【90-1】 ①これまでの授業時間割を検証し、多角的観点から大人数クラス削減のための適正な科目数配置について検討を行う。②少人数によるグループディスカッション等のし易い環境作りを行う。③平成18年度における教育開発センターFD専門部会での検討結果に基づき、	①昨年に引き続き、教務委員会に時間割ワーキンググループを設け、平成20年度の授業時間割を作成するために、過去の時間割を基に問題点を洗い、改善方法等について検討した。 ②ディスカッション、プレゼンテーションがしやすいよう、252、254、256、258の小教室にプロジェクター、スクリーン等の機器を設置し、設備を充実させた。 ③平成19年9月6日開催の「学生指導研究会」において、本学のセミ運営のあり方について協議題として取り上げた。全学的な組織の構築について協議した結果、

	研究指導教員相互の連携を図るために、全学的な組織の構築について、さらに検討を進める。	新たに組織を立ち上げるのではなく、各学科の代表者が参加する既存の組織の中でゼミ運営の問題を取り上げて、意見交換を行っていくこととした。
【91】 c. 1年次の学生のために、大学で学問をするための基礎的な知的技法を教授する導入科目の充実を図る。	【91-1】 ①「知の基礎」系科目で、地域への関心を高めるための授業内容を立案して実施する。 ②平成18年度の実績をふまえ、引き続き「知の基礎」系科目における大規模クラス解消の一環として複数クラスの開講に努める。	①「中期（年度）計画【73】の『計画の進捗状況』参照」 ②知の基礎系科目における大規模クラス解消の一環として複数クラスを開講した。
【92】 d. 履修モデル等により、学科の垣根を越えた履修を促進する。	【92-1】 (平成17年度で計画終了のため、平成19年度計画はなし。)	(特に取組の予定はなし)
【93】 e. 夜間主コースは、学科の区別のない「総合コース」を検討する。	【93-1】 (平成17年度で計画終了のため、平成19年度計画はなし。)	(特に取組の予定はなし)
【94】 f. 3年次早期卒業制度を併用し、学部と大学院の連携を促進するため、5年制学部大学院一貫コースについて検討する。	【94-1】 (平成18年度で計画終了のため、平成19年度計画はなし。)	(特に取組の予定はなし)
【95】 g. 高度な実践性・国際性を備えた教育の導入を促進する。 ・インターンシップを履修する学生の拡大、企業開拓の促進等、制度の拡充発展を図る。	【95-1】 受講希望学生に対応出来るよう受入企業の開拓を図る。	「インターンシップ専門部会」を教育開発センター「キャリア教育開発部門」の下に改組し、インターンシップ受け入れ企業等の拡大を図った。50企業等に119名の学生を派遣した。また、本学以外の組織等が行う研修（学外インターンシップ）には、2企業等に8名が参加した。
【96】 ・エバーグリーン講座等の実社会と密接に関連した科目を積極的に導入する。	【96-1】 ①本学同窓会との連携のもとに、平成19年度「エバーグリーン講座（総合科目Ⅲ）」のテーマ、講師等について検討し、講義を実施する。 ②平成18年度に行なった「エバーグリーン講座」の実施状況を調査し、問題点があれば検討して充実を図る。	①本学担当教員と同窓会の総合科目Ⅲ（エバーグリーン講座）実行委員会との間で、授業の方針等を協議し、講師、テーマを決定した。平成19年度は、14名の本学卒業生を講師に迎え、10月から授業を開始した。 ②平成18年度に行なわれた「エバーグリーン講座」の実施状況調査をした結果、全13回の講義に毎回課していたレポートを、印象に残った講義について1回のレポート提出に変更した影響で履修者が大幅に増加し、単位が修得しやすい印象を与えたと思われる結果が得られたので、平成19年度からレポートの提出方法等の見直しを実施するなど、適正な履修者数及び教育環境への改善を図った。
【97】 ・実践的な語学教育を充実させるとともに、留学生も参加する授業の拡充に努め、学生の海外留学、語学研修を積極的に推進し、高度な国際理解力の涵養を図	【97-1】 ①英語の授業を基礎クラス、発展クラス、標準クラスに分け、外国人教員担当のクラスを設けて行う。 ②外国語の授業にe-Learning、TOEIC等の検定試験を積極的に活用する。	①1年次英語において基礎、標準、発展の3レベルに分け、また、外国人教員担当クラスを必修として設けている。 ②英語ⅡBの全クラスをe-Learningを利用したクラスとして開講している。また、TOEICの準備ともなるe-Learningシステムを導入し、英語の授業において活用し

		<p>る。</p> <p>③留学生が参加する授業について推進を図る。</p> <p>④学生の海外留学、語学研修を積極的に推進し、高度な国際理解力の涵養を図る。</p>	<p>ている。TOEICの成績によって英語の単位認定を行い、その基準を定めている。</p> <p>③短期留学プログラム協力科目を中心に留学生が参加する授業と研究指導があり、また、外国語のクラスにも留学生をPracticumの単位として参加させている。</p> <p>④学生の海外留学や語学研修における単位修得について、本学外国語の単位として認定するなど積極的に奨励している。</p>
【98】	h. 教育理念に応じた効果的な教育課程を編成するために、必要な範囲で見直しを行う。	【98-1】 (平成17年度で計画終了のため、平成19年度計画はなし。)	(特に取組の予定はなし)
【99】	<p>ウ. 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策</p> <p>a. きめ細かな少人数制指導の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講義科目において大人数講義の削減に努め、演習科目では対話型形式の授業を徹底し、個々の学習到達度に応じた授業運営を工夫する。</li> </ul>	<p>【99-1】</p> <p>①これまでの授業時間割を検証し、多角的観点から大人数クラス削減のための適正な科目数配置について検討を行う。</p> <p>②少人数によるグループディスカッション等のし易い環境作りを行う。</p>	<p>①昨年に引き続き、教務委員会に時間割ワーキンググループを設け、平成20年度の授業時間割を作成するために、過去の時間割を基に問題点を洗い出し、改善方法等について検討した。</p> <p>②ディスカッション、プレゼンテーションがしやすいよう、252、254、256、258の小教室にプロジェクター、スクリーン等の機器を設置し、設備を充実させた。</p>
【100】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎ゼミナールの充実を図り、学生自らの主体的活動を通じた課題探求能力の育成を目指すとともに、研究指導教員相互の連携を図るために全学的な組織を構築する。</li> </ul>	【100-1】 平成18年度における教育開発センターFD専門部会での検討結果に基づき、研究指導教員相互の連携を図るために全学的な組織の構築について、さらに検討を進める。	<p>平成19年9月6日開催の「学生指導研究会」において、本学のゼミ運営のありかたについて、協議題として取り上げた。</p> <p>全学的な組織の構築について協議した結果、新たに組織を立ち上げるのではなく、各学科の代表者が参加する既存の組織の中で、ゼミ運営の問題を取り上げて意見交換を行っていくこととした。</p>
【101】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究指導(ゼミナール)に対し、本学教育の中核としての位置づけを一層強めるとともに、研究指導教員相互の連携を図るために全学的な組織を構築する。</li> </ul>	【101-1】 平成18年度における教育開発センターFD専門部会での検討結果に基づき、研究指導教員相互の連携を図るために全学的な組織の構築について、さらに検討を進める。	「中期（年度）計画【100】の『計画の進捗状況』参照」
【102】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員による明確なオフィスアワーの設定や履修指導教員制の整備により、学生に対する履修指導を効果的に推進する。</li> </ul>	【102-1】 履修指導教員からの意見を基に現状を検討し、履修指導対象者及び履修指導の方法等について、必要に応じて見直す。	履修指導教員からの意見を基に、履修指導の学生呼出基準等を検討し、「履修指導マニュアル」を見直した。
【103】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の段階的かつ多様な履修と学業のきめ細かな支援を可能とするセメスター制の実施について検討する。</li> </ul>	【103-1】 半期開講の検討を引き続き行い、セメスター制の段階的導入について検討する。	セメスター制への対応、教育内容の充実、学生の履修機会の増加等を図るために、専門共通科目について、通年4単位を半期2単位に改め、教職共通科目について通年4単位を半期2単位に分割、また語学(英語)についても、通年2単位を半期1単位に分割し、平成20年度入学者から適用することとした。
【104】	<p>b. 教育に関する情報公開とそのフィードバックの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シラバスに記載する項目の検討及び内容の精査を行い、学生に対する詳しい授業内容の事前周知に努める。</li> </ul>	<p>【104-1】</p> <p>①平成18年度の年度計画に基づき、「成績評価の基準」をシラバスに記載する。</p> <p>②学生が意見・苦情を申し立てる制度、「学生の声」を通じて、授業に関する意見を求め、必要な情報を提供する。</p>	<p>①教務委員会において、「成績評価の基準」に関する項目の新設を検討し、導入し、学習到達度を平成19年度シラバスから記載した。平成19年度はこの内容を集約し、良い記載例について検討を行った。</p> <p>②「学生の声」での教育全般に係る苦情・意見に対する回答を行うとともに、「学園だより」149号で学生からの質問・要望・意見等の特集を企画し、それに対して回答を行った。</p>

【105】	・インターネットを用いたシラバスの公開など、シラバスの電子情報化を拡充する。	【105-1】 (平成18年度で計画終了のため、平成19年度計画はなし。)	(特に取組の予定はなし)
【106】	・学生の「授業改善のためのアンケート」や授業担当教員からの要望等を活用し、授業改善に生かす取り組みを進める。	【106-1】 授業改善のためのアンケートの設問項目の見直しを行い、新たなアンケートを実施してその結果を分析し、授業改善の方策を検討して公表する。	学部教育開発部門にワーキンググループを設置し、授業アンケートのあり方、設問項目の見直しについて検討した。検討案は、学科等に照会・了承後、新たな設問項目のアンケートを平成19年7月及び平成20年1月に実施した。公表について、前期のアンケート結果等は、教育開発センターホームページに掲載し、後期については、前期分と併せてFD報告書「ヘルメスの翼に」で公表することとした。
【107】	c. 多様なメディアによる授業科目の提供 ・基本的なAV教育機器を各教室に設置し、多様なメディアを利用した授業学独自の言語センター、情報処理センターを存分に活用することにより、より高度なAV・コンピュータによる授業支援の拡充を図る。	【107-1】 ①授業に必要なマルチメディア関係機器を必要に応じて段階的に整備する。  【107-2】 ②言語センターの情報提供・広報活動を段階的に行う。  ③講義室のマルチメディア化を拡充し、高度な授業支援の推進を図る。 ④マルチメディア化を中心とした言語センター施設を活用した授業支援の拡充を図る。  【107-3】 ⑤実習室環境で利用可能なソフトウェアのオンライン詳細マニュアルを作成する。	①不具合のあった講義室のプロジェクターを交換した。  ②言語センターの施設案内のパンフレットを増刷し、ヘルメスクーリエ第12号に言語センターの特集を掲載し、その後のオープンユニバーシティ、オープンキャンパス等で広報に役立てている。大学院商学研究科現代商学専攻の「異文化理解とコミュニケーション」のホームページについては、言語センターのホームページと相互にリンクしている。 ③一般講義室においても最近需要の高くなった貸出用DVDプレーヤーを2セットを用意した。 ④授業、出前講義、会議等でPower Pointの使用が増えたため携帯用プロジェクターを用意した。  3年目を迎えたマルチメディアLL教室のメンテナンスを継続実施し、快適化を維持している。  ⑤従来、紙で配布していた実習室利用手引きの電子化を行い、ホームページ上（情報処理センター学生用ページ）で公開した。
【108】	d. 単位制を実質化するための組織的な取り組み ・単位制・履修登録上限制（キャップ制）の意義を教員・学生に周知し、教室外での学習を実質化する講義法を開発する。	【108-1】 教育開発センター「研究部門」において、単位制を実質化する講義法としてのe-Learningシステムの開発を更に進めます。	セキュリティ機能の強化、データベース機能の強化、ユーティリティの開発などについて計画し、平成19年9月より開発を開始した。 平成19年10月より、ezプレゼンテータによる授業映像記録・配信の試行を大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）の授業で試験的に開始した。
【109】	工. 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 a. 成績評価基準の過度のばらつきを是正するため、成績評価基準を明示し厳格に運用するとともに、基準を用いて算定された成績評価の情報開示を進める。	【109-1】 シラバスに、「成績評価の基準」の項目を設け、明示する。	教務委員会において、「成績評価の基準」に関する項目の新設を検討、導入し、学習到達度を平成19年度シラバスから記載した。平成19年度は、この内容を集約し、良い記載例について検討を行った。
【110】	b. より客観的で厳密な評価を与えるため、現4段階である成績評価の細分化を進め、GPA制度の導入を図る。	【110-1】 (平成18年度で計画終了のため、平成19年度計画はなし。)	(特に取組の予定はなし)

<p><b>【111】</b></p> <p>②大学院課程 ア. アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 a. アドミッション・ポリシーに応じた人材を選抜するための入学者選抜方法について、意欲、目的、学力を重視するなど類型化して実施する。</p>	<p><b>【111-1】</b> 【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】 ①社会人選抜においては意欲、目的を、一般選抜においては目的、学力を重視した選抜方法を実施する。 ②合否判定に過去の受験成績を評価の対象とするなど、優秀な受験生の確保を目指す方策について検討する。 ③前期と後期の合格判定について、より合理的な方策を検討する。 【大学院商学研究科現代商学専攻（博士課程）】 ①学力及び意欲を重視した選抜方法について検証し、検討する。</p>	<p><b>【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】</b> ①社会人には、小論文・口頭試験を、また一般学生には、学力試験・面接試験をそれぞれ課すとともに、配点のバランスを考慮した入試を実施した。 ②③受験者増及び優秀な学生確保のため、前期試験の得点再利用及び組織推薦入試の願書受付通年化等、具体的な方策を引き続き検討し、平成21年度入試からの実施を目指す。</p> <p><b>【大学院商学研究科現代商学専攻（博士課程）】</b> ①成績優秀者を対象に実施している特別選抜において、夜間主総合コース卒業者を対象とした出願資格の見直しを行い、平成20年度入試から実施した。</p>
<p><b>【112】</b></p> <p>b. 学力試験においては、TOEFLや経済学検定試験等の客観的な外部試験を活用する。また、留学生向けに英語による出題解答、書類提出を併用する。</p>	<p><b>【112-1】</b> 【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】 TOEFL、TOEICの導入、日本語能力試験等の資格条件化の効果につき、その評価を取り組む。 【大学院商学研究科現代商学専攻（博士課程）】 外部試験の活用をより一層重視した学力試験について検討する。</p>	<p><b>【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】</b> これまでの受験者のTOEFL等外部試験の成績と合否の相関関係、入学者の英語の履修状況等を調査・分析し評価した結果に基づき、平成21年度入試の見直しを行う。</p> <p><b>【大学院商学研究科現代商学専攻（博士課程）】</b> 博士前期・後期課程において、平成21年度入試から英語試験をTOEIC等外部試験のみで判定することとした。</p>
<p><b>【113】</b></p> <p>c. 入試広報「大学院案内」の充実、対象別の大院説明会の開催、主々の広報媒体の活用を通じて、アドミッション・ポリシーの周知を図る。</p>	<p><b>【113-1】</b> 【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】 これまで実施してきた効果的な大学院入試広報を継続し、さらにOBS（小樽商科大学ビジネススクール）の知名度アップ方策に取り組む。 【大学院商学研究科現代商学専攻（博士課程）】 大学院が博士前期課程と後期課程となつたため、ホームページの拡充とともに効果的な入試広報のあり方を検討する。</p>	<p><b>【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】</b> 新聞広告、授業参観、インターネットによる検索エンジンのスポンサーサイト登録、ホームページの更新等により、知名度アップを図った。</p> <p><b>【大学院商学研究科現代商学専攻（博士課程）】</b> ア. 博士前期課程及び後期課程のPR用パンフレットをそれぞれ作成し、他大学や関係企業に配付した。 イ. 博士後期課程の説明会にOBS（小樽商科大学ビジネススクール）の学生や学外者が多数参加できるよう、札幌サテライトを利用し、開催した。 ウ. 博士課程の情報を効果的に発信するため、ホームページをリニューアルした。</p>
<p><b>【114】</b></p> <p>d. 企業との連携を密にして、志願者の確保に努める。</p>	<p><b>【114-1】</b> 【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】 企業、地方公共団体、NPO等を対象に個別訪問等の方法により入試制度の説明を実施し、組織推薦に対する理解を深め更に推薦組織の幅を広げる。</p>	<p><b>【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】</b> アントレプレナーシップ専攻入学試験委員会で策定した「志願者倍増アクションプラン」により、北海道経済連合会、中小企業家同友会、札幌商工会議所に加え、企業や地方公共団体等を各教員が分担し、訪問することで、組織推薦のPRを行った。また、これら団体の会員企業に電子メール等で組織推薦入試制度を説明するなど、志願者増加のための取り組みを行った。</p>
<p><b>【115】</b></p> <p>イ. 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 a. 高度専門職業人教育の徹底を図るために、従来の「課題解決型総合指導制」を発展させ、また</p>	<p><b>【115-1】</b> 【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】 (平成18年度で計画終了のため、平成19年度計画はない。) 【大学院商学研究科現代商学専攻（修士</p>	<p>(特に取組の予定はなし)</p>

	<p>ビジネス創造センターに蓄積されたノウハウを活かした実践的カリキュラムを編成し、MBAを授与できる教育課程を構築する。</p> <p>b. 研究型大学院においては、研究重視のカリキュラムを維持しながら、地域文化振興を担う人材を育成するなど、地域のニーズに即した生涯教育にも対応するカリキュラムを編成する。</p> <p>c. 上記を実践するために平成16年度を目途に専門職大学院の設置と併せて大学院の改組拡充・整備を図る。</p>	<p>【課程】 (平成18年度で計画終了のため、平成19年度計画はなし。)</p>	
【116】 ウ.	<p>授業形態、学習指導法等に関する具体的方策</p> <p>a. 高度専門職業人教育（専門職大学院） 社会人の履修に配慮したモジュール型授業形態を採用し、eラーニングにより補足する。ビジネス・プランやインターンシップ等の実践科目を相当数配置するとともに、通常のクラスにおいても、ケース・メソッドやケース・スタディなど実践的な教育方法を取り入れる。</p>	<p>【116-1】 【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】 ①e-Learningシステムの運用管理体制を整備する。 ②入学後に通学が困難な状況になった学生への履修方法に係る検討を行う。</p>	<p>①「e-Learningシステム運用に関する申し合わせ」及び「e-Learningシステム運用細則」を制定・施行して、運用管理体制を整備した。 ②遠隔教育について、遠隔教育実験を講義の中で実施した。</p>
【117】 【117】 エ.	<p>b. 研究型大学院 専門4学科を基礎とする研究中心の教育方法に加えて、言語センター及び一般教育系教員を含めた、国際化や文化振興に貢献する人材育成のコースを設置し、地域の多様なニーズに応える。教育上、有益と認められる場合には、専門職大学院との単位互換を認める。</p>	<p>【117-1】 【大学院商学研究科現代商学専攻（博士前期課程）】 ①平成19年度からの新カリキュラムに基づき、修士論文指導における計画的・組織的な研究指導を実施する。 ②専門職大学院との単位互換に係る検討を行う。</p>	<p>①修士論文審査要項、修士論文及び課題研究の審査基準、中間報告会実施概要様式を策定して施行している。また、各コースにおける「修士論文・課題研究審査基準」及び「最終試験の要項」を整備した。 ②大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）との単位互換に係る問題点を両専攻の教務委員会で協議した。</p>
【118】 エ.	<p>適切な成績評価等の実施に関する具体的方策</p> <p>a. シラバスを充実させ、FDによる教育方法、内容の標準化を進め、評価の公平性、透明性を高めるとともに、現行の4段階評価を改め、GPA制度の導入を図る。</p>	<p>【118-1】 【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】 (平成18年度で計画終了のため、平成19年度計画はなし。) 【大学院商学研究科現代商学専攻（博士課程）】 平成18年度の検討結果に基づき、GPA制度の導入について、更に検討を行う。</p>	<p>【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】 (特に取組の予定はなし)</p> <p>【大学院商学研究科現代商学専攻（博士課程）】 平成20年度のGPA制度導入を決定した。</p>

【119】 b. 研究成果又は研究論文優秀者に対する表彰又は奨学金給付制度の具体化を図る。	【119-1】 平成18年度に制定された「小樽商科大学緑丘奨励金給付実施要項」に基づき、優秀学生に奨励金を給付する。	平成18年度に制定した「小樽商科大学緑丘奨励金給付実施要項」に基づき、1年次の学業成績が優秀で他の学生の模範となる2年次生に対し、奨励金を給付した。(大学院学生2名：1人当たり5万円)
--	---	--

## II 教育研究等の質の向上の状況

- (1) 教育に関する目標  
 ③ 教育の実施体制等に関する目標

中期目標	<p>①教職員の配置に関する基本方針        ア. 効果的な教育課程の実施に必要な範囲で、教職員組織及び教育支援体制を検討し、整備する。        イ. 必要に応じて大学院学生、研究生等を教育支援者として雇用し、教育サービスの向上及び将来教育者となる人材の育成に努める。</p> <p>②教育環境の整備に関する基本方針        ア. 教育設備の活用・整備          本学の特色ある教育の実現とさらなる発展のため、必要な教育設備について重点的・計画的に整備するとともに、その効果的・効率的な利用を図る。        イ. 教育に必要な図書館の活用・整備          広い領域にまたがる学生の学習に対する援助を確保し不足図書の充実を進め、貴重図書の保存と閲覧の両立を図る。        ウ. 情報処理センターの活用・整備          a. 現在の学内情報ネットワークを維持する。          b. 今後の需要が見込まれる音声や画像情報等の快適な送受信に対応できるネットワークの大容量高速化を推進する。          c. 安定的な情報の収集・発信を保証し、障害時においても迅速な対応ができ、得られた情報を有機的に活用できる環境の整備を目指す。</p> <p>③教育の質の改善のためのシステム等に関する基本方針        ア. 学生に対するアンケート調査を行い、教育の質の把握に努め、教育活動にフィードバックするために調査結果を分析する。        イ. 教育に関する自己点検評価を行い、学生に対するアンケート調査とともに、評価結果を教育の質の改善につなげる。        ウ. 21世紀における実学の探求を基礎にした教育の改善策としてFDを展開する。</p>

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【120】 (3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 ① 適切な教職員の配置等に関する具体的方策 ア. 教員の最適配置を促進するための制度(客員教授制度、任期制等), 教員のジェンダーバランスを改善するために有効な制度, 教員の事務負担を軽減するための事務局体制のあり方等を確立するために専門委員会を設け, 平成17年度末までに検討を終える。また, 教育能力の適正な評価の基準及び評価方法についても実施可能なシステムを検討する。	【120-1】 教育能力の適正な評価の基準及び評価方法について検討する (教員の最適配置を促進するための制度については、平成18年度で計画終了)	教員人事評価ワーキンググループにおいて、教育活動を含めた教員業績評価の5つの評価領域及びその評価項目（案）を策定し、教員業績評価システムの検討を行った。
【121】 イ. 教育支援者の具体的配置方策 a. 教員が教育活動を行う上で必要となる支援業務を研究・調査する委員会を設け、必要に応じ、事務職員の配置又は教育支援者	【121-1】 (平成18年度で計画終了のため、平成19年度計画はなし。)	(特に取組の予定はなし)

の雇用を行い、教育環境を整備する。		
【122】 b. 高度専門職業人教育での実践的教育を効果的に行うため、札幌サテライトに教務及び研究支援のための人員を複数人配置する。また産学官との、より柔軟な人的ネットワークを形成できるよう、客員教員、研究員などを幅広く機動的に配置できるようにする。	【122-1】 (平成17年度で計画終了のため、平成19年度計画はなし。)	(特に取組の予定はなし)
【123】 c. 一般院生を可能な限り広く学部TAに採用する。	【123-1】 (平成17年度で計画終了のため、平成19年度計画はなし。)	(特に取組の予定はなし)
【124】 ② 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 ア. 講義用機器マニュアルの拡充及びそれに対する予算措置を行い、多彩なメディアによる授業活性化を支援する。	【124-1】 ①講義用機器マニュアルを拡充・整備する。 ②授業担当教員に対し講義用機器に関するアンケート等を行い授業に必要なマルチメディア関係機器を必要に応じて段階的に整備する。 ③e-Learningの学部授業への導入と拡張範囲について、平成18年度の検討結果に基づき、さらに検討を進める。	①機器の更新等必要に応じて講義用機器マニュアルの拡充・整備を行っている。 ②教員からの要望等により、マルチメディア機器について、支障なく使用できるよう、メンテナンスを実施した。 ③教育開発センター研究部門において、e-Learningシステムの学部への導入にあたり、システムは全科目対応としてインフラ整備を行った。現在のアクセスベースのデータベースからSQLサーバーに移行し、強化するとともに、履修者データの取り込み・管理などのユーティリティ開発を併せて行った。
【125】 イ. 情報ネットワークや情報サービス機器等を活用した授業を進めるための方策について検討する。	【125-1】 情報ネットワークや情報サービス機器等を活用した授業の方策について、更に検討を進める。	セキュリティ機能の強化を図るため、認証システム導入のための整備を行った。
【126】 ウ. 本学教育の中核をなす研究指導(ゼミナール)の内容充実を図るために、ゼミ室における設備の点検を行い、拡充を図る。	【126-1】 ゼミ室における物品の調査・点検を実施し、老朽化物品の更新・整備を必要に応じて段階的に整備を行う。	ゼミ室における物品のうち緊急を要するものについて整備を行った。 卒業論文作成、定期試験の勉強等、ゼミ室における自習機会が増える時期(1月～定期試験終了時(土、日、祝日は除く))にゼミ室の暖房通気時間を21時30分まで延長した。
【127】 エ. 教育に必要な図書館の活用・整備に関する具体的方策 ア. 期間中に蔵書目録全てにつき、検索のための電子化を完了するとともに、貴重図書について、1年度1万ページを目処として電子化を行い、同時にインター	【127-1】 ①未入力図書8,500冊の目録所在情報の電子化及び入力を行う。	①未入力図書の電子化及び入力は、平成19度において12,332冊を処理した。平成19年度末現在の未入力図書は、マイクロ資料や稀観本等、作業難度の高い資料を中心に17,049冊(蔵書447,292冊の3.8%)が残っており、2年後の完了を目指している。なお、入力したデータは即日蔵書検索(OPAC)に反映し、WEB上で公開されている。また、現在未入力のマイクロ資料5,758点については、簡易一覧表をホームページ( <a href="http://www.otaru-uc.ac.jp/htosyo1/siryo/micro.html">http://www.otaru-uc.ac.jp/htosyo1/siryo/micro.html</a> )で公開し利用の便を図っている。

	<p>ネット配信を行う。</p>	<p>②西洋古典の経済学書を中心に貴重資料約3,000頁の電子化を図り、インターネット上に公開する。</p>	<p>②貴重資料の電子化作業は、9点3,938頁のMF化、電子化が完了した。12月にホームページ上に公開した。 ③学術機関リポジトリとして小樽商科大学研究成果コレクション「Barrel」事業の構築、稼働を行った。</p>
【128】	b. 学生用図書予算を確保し、学生用図書の充実を図るとともに、各種予算により、参考図書の充実を図る。	【128-1】 ①学生用図書、参考図書の充実を図るために、予算確保を図るとともに、授業・シラバス等を考慮した選書の在り方について引き続き検討する。 ②図書館共通費で購入の電子資料（電子ジャーナル及び学術用データベース等）の見直しについて引き続き検討する。	<p>①前年度比大幅減額の予算配分の中で電子資料等の見直しにより予算確保を行い、平成19年度シラバス掲載図書の整備を行った。</p> <p>②電子資料の見直しに関するアンケート調査結果を踏まえて、附属図書館運営委員会において、電子資料（電子ジャーナル及び学術用データベース等）の見直しを図った。</p>
【129】	c. 日曜祝日・休業期間における開館時間延長の試行を行う。	【129-1】 地域住民を含めた図書館利用者のために、休業期間における休日開館の試行を行う。	休日開館の試行を実施した（平成19年度4月～12月末日迄、11日間実施。利用者延べ464名。）。
【130】	d. 新入生を主たる対象として、図書館利用に関する講習を行うとともに、全学生を対象に、図書館の概要に関する広報を行う。	【130-1】 ①新入生を対象に、オリエンテーション・プログラムの一環として、図書館利用案内を行うほか、館内ライブラリー・ツアー及び全学生を対象とした情報検索講習会を継続して実施する。 ②図書館ホームページの整備・充実を継続して行い、英語版を作成する。 ③図書館概要と利用案内を更新し、多言語対応の利用案内作成について検討する。	<p>①館内ライブラリー・ツアーを18回（223名参加）及び情報検索講習会を16回（91名参加）実施した。</p> <p>②附属図書館ホームページの一部について、英語版を作成した。</p> <p>③附属図書館概要と利用案内の更新を行った。利用案内の多言語対応について、中国語版、韓国語版を作成した。</p>
【131】	e. 障害者・高齢者等の利用に配慮した施設改善を進める。	【131-1】 附属図書館施設について、障害者・高齢者等の利用に配慮した改善策を継続して検討する。	耐震補強工事の一環として、2階ロビーに身障者用トイレの新設及び館内既設トイレの改修を行った。
【132】	f. これまで進めてきた地域への開放政策を一層促進する。	【132-1】 ①大学が所蔵する貴重資料を地域社会に公開するため、展示会の開催等について検討を行う。 ②小樽駅前プラザ「ゆめぼーと」での図書の貸出・返却サービス、展示会開催等を検討する。 ③学外利用者の利便性向上のため、貸出期間の拡大を検討する。	<p>①「小林多喜二と小樽高商」をテーマに、平成19年12月に展示会と講演会を実施した。</p> <p>②小樽駅前プラザ「ゆめぼーと」での図書の貸出・返却サービスを平成19年4月から実施した。さらに同プラザにおいて、①の展示会・講演会を実施した。</p> <p>③学外利用者の利便性向上のため、平成19年4月から貸出期間の拡大を試行した。</p> <p>④市立小樽図書館と連携協力の覚書を調印し、連携貸出サービスを実施した。</p>
【133】		【133-1】	

<p>オ. 情報処理センターの活用・整備に関する具体的方策 a. 情報処理センター内のみならず、既存の講義室からもネットワークにアクセスが可能となるよう情報コンセント等の整備を行う。</p>	<p>(平成18年度で計画終了のため、平成19年度計画はなし。)</p>	<p>(特に取組の予定はなし)</p>
<p>【134】 b. Webを利用しての情報収集やメール等での情報交換が円滑に行えるよう、利用状況を見ながら、対外回線速度の高速化を図る。</p>	<p>【134-1】 (平成17年度で計画終了のため、平成19年度計画はなし。)</p>	<p>(特に取組の予定はなし)</p>
<p>【135】 c. e-ラーニングを利用する多様な学習形態の実現に向けてハード及びコンテンツ作成のための環境整備を行う。</p>	<p>【135-1】 【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】 ①e-Learningシステムを利用する多様な学習形態を実現するための環境整備を検討する。  【135-2】 ②学部・現代商学専攻における単位制を実質化する講義法として、e-Learningシステムの開発を進める。</p>	<p>【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】 授業風景の動画をe-Learningシステム上で公開できるよう、システム開発を行い、e-Learningシステム上で試行している。</p> <p>大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）で開発されたe-Learningシステムを、同現代商学専攻（博士課程）用にカスタマイズを行うこととし、学科等の意見を踏まえた後、カスタマイズを行った。平成19年12月及び平成20年2月にセミナーを開催して利用促進を図った。 学部に導入したe-Learningシステムについて、全科目に対応できるインフラ整備として、データベースの強化を図り、アクセスベースからSQLサーバーへの移行を行った。また、履修登録・管理におけるユーティリティ開発も手がけた。</p>
<p>【136】 d. 情報セキュリティ・ポリシーに基づいた、安全かつ利便性の高いネットワーク環境を実現するための監視・保守体制の強化を行う。</p>	<p>【136-1】 ①情報セキュリティポリシーの実施手順書を作成する。  ②スパムメール、ウイルスメール対策を強化する。</p>	<p>①「高等教育機関の情報セキュリティ対策のためのサンプル規程集」を参考に情報セキュリティ・ポリシーの元となる情報セキュリティ基本方針の策定を行った。 ○情報セキュリティの基本方針 ・組織・体制（責任、権限の明確化） ・情報の分類と管理 ・物理的セキュリティ（不正な立ち入り、妨害から情報資産を保護する） ・人的セキュリティ（教職員にポリシーの周知により教育・啓蒙活動） ・技術的セキュリティ（アクセス制御、ネットワーク管理） ・運用（ネットワーク監視の必要性、緊急事態に対する対応） ・自己点検（評価）・見直し（情報システムの変更、新たな脅威に対する対応） この基本方針に基づき、実施手順書を作成中である。 ②平成19年5月にスパムメール・ウイルスメール対策用システムを導入し、対策強化を図った。</p>
<p>【137】 ③ 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策</p>	<p>【137-1】 【学士課程】 ①授業改善のためのアンケートは、設問</p>	<p>【学士課程】 ①学部教育開発部門にWGを設置し、授業アンケートのあり方、設問項目の見直しに</p>

<p>ア.「授業改善のためのアンケート」調査を毎年実施し、調査結果を分析して教育活動の問題点を把握する。把握した問題点を整理して教育活動の改善策を策定する。</p>	<p>項目の見直しを図り、新たなアンケートを実施してその結果を分析し、授業改善の方策を検討して公表する。</p> <p>②学科単位での授業改善の取組を促進する。 【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】 ①アンケート調査を実施し、データを蓄積する。 ②データを分析して問題点を把握し、効果的な教育活動について検討する。</p>	<p>について検討した。検討案は、学科等に照会・了承後、新たな設問项目的アンケートを平成19年7月及び平成20年1月に実施した。公表について、前期のアンケート結果等は、教育開発センターホームページに掲載し、後期については、前期分と併せてFD報告書「ヘルメスの翼に」で公表することとした。</p> <p>②平成19年度当初に、学科単位で実施計画が出され、計画に沿った取り組みが実施された。取り組んだ内容は、平成19年度末に報告された。 【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】</p> <p>①セメスター終了直前に、「授業評価アンケート」を実施し、データの蓄積を行った。 ②蓄積したデータを分析して問題点を把握し、効果的な教育活動について検討を行った。データの蓄積と分析、問題点の把握に基づいてセメスター終了後にFD研修会を開催し、意見交換を行った。</p>
<p>【138】 イ. 教育活動に関する自己点検評価を行い、評価結果を教育の質の改善のためにフィードバックするシステムを検討する。</p>	<p>【138-1】 教育に関する外部評価の方法、内容について検討する。  【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】 学生による「授業評価法」、教員自身による「自己評価法」に基づく評価を実施し、教育評価を行い、改善に努める。</p>	<p>外部評価の方法、内容について、外部評価実施要項を定め、実施主体が作成する自己評価書に従って、「1.自己評価書の説明、質疑応答」「2.自己評価書に対する意見及び質問の取りまとめ」「3.ヒアリングの実施、講評」「4.外部評価結果の承認」「5.外部評価報告書を公表」により実施することを決定した。 【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】 学生による「授業評価」、教員自身による「自己評価」、同僚教員による「相互評価」に基づく評価を実施し、教育評価を行い、授業改善の方策を検討した。</p>
<p>【139】 ウ. 教育の質と成果に関する外部評価を実施する。</p>	<p>【139-1】 教育に関する外部評価の方法、内容について検討する。</p>	<p>外部評価の方法、内容について、外部評価実施要項を定め、実施主体が作成する自己評価書に従って、「1.自己評価書の説明、質疑応答」「2.自己評価書に対する意見及び質問の取りまとめ」「3.ヒアリングの実施、講評」「4.外部評価結果の承認」「5.外部評価報告書を公表」により実施することを決定した。 この要項に基づき、外部評価委員会を設置し、大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）の自己点検・評価報告書により、外部評価を実施した。</p>
<p>【140】 ④教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策 ア.「授業改善のためのアンケート」調査結果を分析して効果的な教授法を研究する。</p>	<p>【140-1】 【学士課程】 授業改善のためのアンケートは、設問项目的見直しを図り、新たなアンケートを実施してその結果を分析し、授業改善の方策を検討して公表する。  【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】 アンケートの質問項目を検討し、必要であれば新しいアンケートを作成する。</p>	<p>【学士課程】 学部教育開発部門にワーキンググループを設置し、授業アンケートのあり方、設問项目的見直しについて検討した。検討案は、学科等に照会・了承後、新たな設問项目的アンケートを平成19年7月及び平成20年1月に実施した。公表方法について、前期のアンケート結果等は、教育開発センターホームページに掲載し、後期については、前期分と併せてFD報告書「ヘルメスの翼に」において公表することとした。 【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】 授業評価のアンケート項目の見直しを行い、新しいアンケートを検討することにした。</p>
<p>【141】 イ. FD研修・講習会やFD講演会など</p>	<p>【141-1】 【学士課程】</p>	<p>【学士課程】</p>

のFD活動を通じて、教授法改善に対する教員の意識の向上を図る。	平成19年度のFD活動方針を策定し、FD研究、FD研修、FD講演会等を実施する。  【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】 教育評価結果に基づいて、各セメスター終了後にFD研修を実施する。	第1回及び第2回の学部教育開発部門会議において策定された平成19年度の活動方針に基づき、FD研究は、「知の基礎系科目の再生」をテーマとして検討され、報告書をまとめた。FD講演会は、授業アンケートをテーマとし、平成20年3月に開催、FDワークショップは、教育課程アンケートの報告内容をテーマとして、平成19年12月に開催した。 【大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）】 前期については平成19年9月にFD研修会を実施し、後期については平成20年3月に実施した。
---------------------------------	--	---

## II 教育研究等の質の向上

(1) 教育に関する目標  
④ 学生への支援に関する目標

中期目標	①学生の学習支援に関する基本方針 学習に関する環境や相談体制を整え、学習支援を効果的に行う。
	②学生の生活支援に関する基本方針 学生生活に関する環境や相談体制を整え、学生生活支援を効果的に行う。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【142】 (4)学生への支援に関する目標を達成するための措置 ① 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策 ア. 大学入学当初に少人数制のオリエンテーションを行い、具体的な履修モデルを策定し、学生への周知徹底を図る。	【142-1】 新入生オリエンテーションの他、入学後一定時期を経てからの少人数制のオリエンテーションを引き続き実施する。	①平成19年4月に行った新入生オリエンテーションの他に、少人数制のオリエンテーションを後期開始直後の平成19年10月に実施し、履修モデル等の周知を図った。 ②履修モデル等を学生に周知するため、シラバス及びホームページに掲載した。
【143】 イ. 履修指導教員（1, 2年次生担当）及びゼミ指導教員（3, 4年次生担当）が修学指導担当員と密接に連携し、履修方法等も含め、学生との面談を日常的に行うなど修学指導体制の充実を図る。	【143-1】 ①履修指導教員からの意見を基に現状を検討し、履修指導対象者及び履修指導の方法等について、必要に応じて見直すとともに、ゼミ指導教員、修学指導担当員との連携をとるため、情報の共有化を検討する。 ②「履修指導マニュアル」を見直す。	①過去の履修指導の結果について学務課において収集・保管し、今後の履修指導に必要であれば各教員に閲覧可能であることを教務委員会を通じて周知した。 ②履修指導教員からの意見を基に、履修指導の学生呼出基準等を検討し、「履修指導マニュアル」を見直し、実施した。
【144】 ウ. 平成16年度に履修指導を中心としたホームページを立ち上げ、各学科の履修モデルや履修指導教員のオフィスアワー等を掲載して、利用しやすい履修相談システムを確立する。	【144-1】 ①履修指導関係のホームページを必要に応じて拡充・整備する。 ②学生の質問に対する回答をデータとして蓄積し、ホームページのQ & Aを充実する。	①平成19年度に担当する履修指導教員の氏名、研究室番号、電話番号に加えてオフィスアワーをホームページに掲載した。 ②平成19年度前期までに蓄積された分を精査し、ホームページのQ & Aに追加した。
【145】 ② 生活相談・就職支援等に関する具体的方策 ア. 多様な学生に対応できる相談体制をより一層充実させるとともに、学生が相談しやすい環境を整える。	【145-1】 学生何でも相談室の相談員を充実させることにより、相談体制をより一層充実させる。	平成19年度から学生消費相談室を設け、消費者センターの相談員が、月1回来学し、相談に応じた。

【146】 イ. 学生からのアンケートや学生生活実態調査等を実施し、学生生活支援の改善に向けての施策を講ずる。	【146-1】 平成19年度学生生活実態調査を実施する。	学生生活実態調査専門委員会において調査項目、実施方法等について検討し、平成19年10月に学部学生（昼間コース、夜間主コース）に対し、調査を実施した。その結果を分析し、「学生生活に関する調査報告書」を作成・公表した。
【147】 ウ. 学生生活支援のための各主セミナーや講演会を実施する。	【147-1】 平成18年度に引き続き「学生生活支援セミナー」を開催し、内容の充実を図る。	実施計画に基づき、講演会「あなたを狙う悪質商法撃退教室」の実施及び「学生生活安全マニュアル」の説明を、新入生対象のオリエンテーションの1プログラムとして開催した。他に「商大生のための交通安全・交通マナー教室」「救急救命教室」を開催した。
【148】 エ. 学生の心身の健康を保持するため、保健管理センター業務（診療・健康診断・健康精神相談・健康診断証明・健康セミナーなど）の充実を図る。	【148-1】 平成18年度の実施内容を検討し、下記事項について実施する。 ①定期健康診断について昨年の改善点を引き継ぎ、更にスムーズな方法を検討し、実施する。 ②定期健康診断結果の個人通知の方法を検討し、実施する。 ③健康・病歴調査を継続し、健康管理に役立てる。 ④個別指導及びミニ健康ゼミナールについて、内容・方法等について分析し、効果的なプログラムを検討する。 ⑤ホームページを有効活用する。 ⑥他機関や他大学との保健活動上の交流を推進する。	①新入生の定期健康診断の受診を徹底するよう、新入生オリエンテーションの際、保健管理センターの紹介とともに健康診断について説明と受診勧奨を行い、受診日として土曜日を設け実施した。その結果、新入生（昼間学部生）の受診率は昨年同様99%台を確保することができた。さらに、在学生対象の健診日を1日から2日間に増やすことで2年次以上の受診率も向上した。 ②定期健康診断の結果通知票を作成し、希望者に配布した。 ③今年度から新入生の健康診断票に健康調査票を組み入れるという改編を行った。これにより学生の入学時から卒業までの健康情報を一覧することができるようになり、健康管理により役立つものとした。 ④ 個別指導、ミニ健康ゼミナールは以下のとおり実施した。 1)「喫煙を防止するパネル展」 2)アルコールパッチテスト 3)体組成測定 ⑤現在学内広報誌である「学園だより」に「ヘルシージャーナル」を毎号載せているが、過去の記事をホームページ上で閲覧できるようにした。 ⑥昨年度同様「全国大学保健管理研究集会」等諸会議に出席し、保健活動上の情報交換を行った。
【149】 オ. 学生の自主的活動の支援体制の確立と積極的な方策を講じ、課外活動の活発化を促す。	【149-1】 平成18年度に引き続き学生の自主的活動の支援策を検討し、内容の充実を図る。	①毎月1回、「教育担当副学長と学生代表との懇談会」を開催し、その都度可能な支援策を講じた。 ②地域社会における学生の課外活動を支援するための「小樽商科大学グリーンヒルプロジェクト」について公募した結果、3件の応募があり、2件を採択し、助成した。
【150】 カ. 職業観の育成やキャリア教育の充実を図る。	【150-1】 入学前3年、学部4年、卒業後3年のキャリア教育を行う「キャリア・デザイン10年支援プログラム」を企画し、実施する。	「就職対策専門部会」を教育開発センターの「キャリア教育開発部門」に改組し、キャリア教育を体系的に実施するために2年次対象の新科目（地域キャリア開発）を各学科の発展科目として設置した。
【151】 キ. 同窓会と協力し、就職関連情報の収集を強化するとともに、就職に係る相談体制の整備等就職支援の充実を図る。	【151-1】 ①3年次学生の就職活動の把握と就職支援の充実を図るため、学生個々の情報を集積した「カルテ」の構築を図る。 ②小樽商科大学同窓会（社団法人緑丘会）	①データベースソフトを利用し、学内LAN上に就職課職員が共有できるカルテを試行的に構築し、成績、サークル、資格講座の受講履歴、緑丘会賛助会員の加入履歴、各種企画講座の参加状況等の情報を入力した。 ②「緑丘東京企業セミナー」の開催日数を増やし、出席企業及び参加学生の増加を

	と連携し、「緑丘東京企業セミナー」の充実を図る。	図った。 ③札幌サテライトに春休みを利用して「臨時就職支援室」を開設した。
【152】 ③ 経済的支援に関する具体的方策 ア. 現行の経済的支援制度について調査研究を行い、当該制度の迅速かつ的確な情報提供を図るとともに、民間、自治体に働きかけ、支援制度の拡大を促進する。	【152-1】 平成18年度引き続き、教育ローンの学生への周知を図り、学生の経済支援を行う。	教育ローンの周知を図るため、平成18年度同様、新入学生には、入学手続書類にチラシを同封、在学生には、ホームページへの掲載、掲示板への掲示により行い、経済的理由により休学する等、生活困窮の学生に対しては、その都度、窓口で制度の案内を行った。
【153】 イ. 外部資金の積極的導入に努めるとともに、本学独自の奨学金制度を検討し、優秀な学生の確保に努める。	【153-1】 ①平成18年度に制定された「小樽商科大学緑丘奨励金給付実施要項」に基づき、優秀学生に奨励金を給付する。 ②北洋銀行から財政的支援を受け、学生の優れた研究成果に学術研究奨励金を給付する「学生論文賞」を実施する。	①平成18年度に制定した「小樽商科大学緑丘奨励金給付実施要項」に基づき、1年次の学業成績が優秀で他の学生の模範となる2年次生に対し、奨励金を給付した。(学部学生10名(1人当たり10万円)、大学院学生2名(1人当たり5万円)) ②教育開発センターとビジネス創造センターにおいて、「平成19年度小樽商科大学学術研究奨励事業学生論文賞募集要項」を制定し、学生論文賞実施委員会を設置し、ホームページへの掲載及び掲示板への掲示により、大学院学生及び学部学生に応募方法等の周知を図った。実施委員会において、プレゼンテーション等論文審査を実施し、受賞者の決定・表彰式を行い、ヘルメス賞(1等)受賞者は学位記授与式において特別表彰を行った。第1次のエントリーとして、学部学生40件、大学院生5件の計45件の応募があった。
【154】 ④ 社会人・留学生等に対する配慮 ア. 図書館、大学会館の開館時間の延長、自習室・ゼミ室の確保等社会人が働きながら学べる環境の整備・充実に努める。	【154-1】 地域住民を含めた図書館利用者のために、休業期間における休日開館の試行を行う。	「中期(年度)計画【129】の『計画の進捗状況』参照」
【155】 イ. 留学生のために、国際交流ラウンジの充実・利用の拡大等の学習環境の整備、日本人学生との交流機会の場の確保、健康・安全面の各種制度についての周知徹底及び個々の留学生に対するきめ細かなサービス提供等の充実を図る。	【155-1】 (平成18年度で計画終了のため、平成19年度計画はなし。)	(特に取組の予定はなし)
【156】 ウ. 託児所設置を含む、子供を持つ学生が学びやすい環境について検討する。	【156-1】 (平成18年度で計画終了のため、平成19年度計画はなし。)	(特に取組の予定はなし)
【157】 ⑤ 「学生何でも相談室」の充実 学生への周知徹底、人員の適正化	【157-1】 学生何でも相談室の相談員を充実させることにより、相談体制をより一層充実	「中期(年度)計画【145】の『計画の進捗状況』参照」

配置等を通じて、学生の学習生活支援等に関する相談窓口としての「学生何でも相談室」の機能の充実を図る。

## II 教育研究等の質の向上の状況

## (2) 研究に関する目標

## ① 研究水準及び研究の成果に関する目標

中期目標	①目指すべき研究の水準に関する基本方針 基礎及び応用に関わる研究を総合的・学際的に行い、産業の興隆と学術文化の発展に貢献する。
	②成果の社会への還元等に関する基本方針 社会が提起する課題に対して具体的で実践的な処方箋を提供するという方針のもとに、研究成果を地域社会の活性化のために還元する。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【158】 2 研究に関する目標を達成するための措置 (1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 ① 目指すべき研究の方向性及び大学として重点的に取り組む領域 本学の研究は以下の3つの方向を目指す。 ア. 商科系単科大学の特徴を生かした総合的及び学際的研究を進め る。 イ. 社会が提起する諸課題に対し、具体的で実践的な解決策を提供する実学の精神に基づく研究を進め る。 ウ. 以上の研究の基礎となる理論的及び基礎的研究を、人文・社会・自然・言語の諸分野において、国際的な視野のもとに進める。	【158-1】 研究推進会議において採択された重点領域推進研究の研究進捗状況の検証をするとともに、引き続き研究支援体制について検討する。	研究推進会議は、採択した4件の重点領域研究について、次年度も継続計画とする3研究について評価を行った結果、順調に進んでいると判断し、3件の研究については、引き続き当該研究を支援することを決定した。 研究推進会議は、昨年度と同様に、「平成20年度重点領域推進研究公募要領」を作成し、本学の重点領域推進研究プロジェクトを公募し、支援することとした。今後もこの方法により実施する。
【159】 ② 成果の社会への還元に関する具体的方策 ア. ビジネス創造センターを中心に産学官連携を促進し、北海道経済の活性化及び産業の競争力強化に貢献する。	【159-1】 ①ビジネス創造センターを中心に産学官連携を促進する。 ②小樽商科大学地域連携協議会と協力し、地域経済の活性化等に貢献する。	①産学官連携として、平成19年9月に国立大学法人室蘭工業大学と、平成19年10月（私立）北海道薬科大学とそれぞれ文理融合型包括協定を締結した。 ②地域経済の活性化として平成19年9月に学生、一般市民も対象として「地域再生システム論」の講義を開講した。室蘭工業大学と「地域再生フォーラムin室蘭」を共催した。 ③東アジアマーケットリサーチ事業で、香港のマーケットリサーチを実施、東アジアマーケットリサーチ研究会(小樽商工会議所)において報告を行った。
【160】 イ. 地域の諸団体や自治体の各プロジェクト、各種審議会・委員会に参画し、北海道経済の活性化に貢献する。	【160-1】 (平成18年度で計画終了のため、平成19年度計画はなし。)	(特に取組の予定はなし)
【161】	【161-1】	

<p>ウ. 社会人大学院生の受け入れ、セミナー・ワークショップ・公開講座等の開催により、大学の資源を地域社会に開放し、地域社会の変革に貢献する。</p>	<p>①夜間主コースの講義を、社会人のための再教育・生涯教育の場として積極的に位置付け、公開講座として社会人に開放する。 ②テーマ別等（語学を含む。）公開講座の充実を図る。</p>	<p>①夜間主コースの授業を、社会人のための再教育・生涯学習の場として積極的に位置づけ、通常の授業に参加する形の「通常授業公開講座」として、社会人に開放した。その結果、前期科目：27科目に55名、後期科目：10科目に16名、通年科目：3科目に8名、延べ40科目に79名が受講した。 ②語学の公開講座を次のとおり開講した。 「外国人による集中英会話（前期）」（受講者数10名）「外国人による集中韓国語講座」（受講者数14名）「外国人による集中ロシア語会話」（受講者数9名）</p>
<p>【161】</p> <p>③ 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 定期的な自己点検評価、外部評価により研究活動の検証を行う体制を平成16年度に整備する。</p>	<p>【161-2】 【大学院商学研究科現代商学専攻（博士前期課程）】 専修免許取得を目的とする社会人を受け入れるために、入試広報を積極的に実施する。</p>	<p>【大学院商学研究科現代商学専攻（博士前期課程）】 ①本学出身の高等学校等教員で組織する「教職研究会」で、参加者約50名に対し、大学院案内及び学生募集要項を配布し、PRを行った。 ②インターネットによる検索エンジンのスポンサーサイトに登録することにより、知名度アップを図った。 ③入試説明会及びホームページで広くPRを行った。</p>
	<p>【162】</p> <p>③ 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 定期的な自己点検評価、外部評価により研究活動の検証を行う体制を平成16年度に整備する。</p>	<p>【162-1】 (平成18年度で計画終了のため、平成19年度計画はなし。)</p>

## II 教育研究等の質の向上の状況

(2) 研究に関する目標  
② 研究実施体制等の整備に関する目標

中期目標	①研究者等の配置に関する基本方針 効果的な研究の推進及び研究の質の向上に必要な範囲で、研究者の配置、研究組織のありかた、人事制度のありかたを検討し、見直しを行う。
	②研究環境の整備に関する基本方針 効果的な研究の推進及び研究の質の向上に必要な範囲で、研究環境の整備を行う。
	③研究の質の向上のためのシステム等に関する基本方針 教員の研究の質を維持し、向上につなげるためのシステムの確立に向けて全学的に取り組む。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【163】 (2)研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 ①適切な研究者等の配置に関する具体的方策 効果的な研究の推進及び研究の質の向上に必要な制度（客員研究員制度等）を整備する。	【163-1】 研究推進会議が定める重点領域推進研究について、効果的な研究の促進に必要な体制整備等についての検討を行う。	研究推進会議が重点領域推進研究とした定めた「ユーザー エクスペリエンス研究」について、研究組織をビジネス創造センターの研究部門に位置付けるよう平成19年4月に関係規程を整備した。併せて研究施設であるユーザビリティ・ラボの研究員を「学術研究員」として雇用することができるよう規程の整備を行い、大学として当該研究を支援するために必要な体制整備を図った。
【164】 ②研究資金の配分システムに関する具体的方策 ア. 研究のインセンティブを与えるような研究費の配分システムの方針を策定する。	【164-1】 平成18年度に引き続き教員研究費の傾斜配分を行う。また、重点領域推進研究の審査決定に基づき本学が重点的に推進すべき研究課題に対して配分を行う。	平成18年度に行った教員研究費の傾斜配分の評価項目に、大学院商学研究科現代商学専攻（博士後期課程）における授業担当及び研究指導と論文審査にかかる項目の追加、さらに、翻訳・科学研究費補助金申請の各項のポイントを見直し、平成19年度教員研究費の傾斜配分を行った。 また、重点領域推進研究の審査結果に基づき、選定された4件の事業に対し、総額420万円の配分を行った。
【165】 イ. 平成16年度に外部研究資金の獲得のための体制を確立する。	【165-1】 (平成16年度で計画終了のため、平成19年度計画はなし。)	(特に取組の予定はなし)
【166】 ③研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策 研究用図書の充実、学情ネットワークシステムの整備等を行う。	【166-1】 (平成18年度で計画終了のため、平成19年度計画はなし。)	(特に取組の予定はなし)
【167】 ④知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策 ア. ビジネス創造センター等既存の産学連携機関を活用し、大学発シーズをもとにした起業支援を推進する。	【167-1】 ①文部科学省派遣の産学官連携コーディネーターを「地域の知の拠点再生担当」として申請する。 ②札幌医科大学へ派遣中のリサーチアドバイザーを通じ、引き続き札幌医科大学のシーズ発掘に努める。 ③札幌医科大学・北海道東海大学との協	①札幌医科大学と共同で文部科学省産学官連携コーディネーター「地域の知の拠点再生担当」で申請を行った。 ②札幌医科大学と本学に共同配置されている文部科学省派遣産学官連携コーディネーターと札幌医科大学へ派遣中のリサーチアドバイザーが協力して札幌医科大学の医学系シーズ集を作成した。 ③ビジネス創造センター長を中心として、札幌医科大学、小樽商科大学、製薬企

	働くにより、研究プロジェクトを推進する。	業との産学連携による札幌医科大学の癌ワクチン研究の事業化に向けた取り組みを開始した。また、3大学の協同による研究プロジェクトを検討しているところである。
【168】 イ. 产学連携の強化を図るため、学内の規制緩和について検討する。	【168-1】 「小樽商大社会連携のための教員ディレクトリー」の公開により、引き続き新たな研究獲得を図る。	「小樽商大社会連携のための教員ディレクトリー」を最新のデータに更新し、最新の情報を発信した。 平成19年度のビジネス相談実績は14件と、前年度実績（6件）を大きく上回った。
【169】 ウ. 大学の知的財産権政策の確立を図るため、機関管理に向けた体制整備を行う。	【169-1】 (平成18年度で計画終了のため、平成19年度計画はなし。)	(知的財産審査委員会の審議において、平成18年度に発足させた知的財産管理委員会と知的財産審査委員会の構成員が、学内委員で構成され、ほぼ同じ委員であることから、両委員会の牽制を諂う必要があるとの結論を得て、知的財産審査委員会に学外の有識者を参画させることとした。このため、知的財産業務に精通している者として、本学配置の文部科学省産学官連携コーディネーターを平成19年4月から委員に加え、知的財産に係る機関管理に向けた体制強化を図った。 平成19年度においては、本学が所有する共同出願申請済の特許1件について、審査請求期限を迎えたため、その取扱いについて知的財産管理委員会の審議で原案を策定し、知的財産審査委員会において審議を行い、取扱いを決定した。)
【170】 ⑤ 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策 ア. 平成16年度に本学の研究活動全般に関する自己点検評価体制を確立する。	【170-1】 (平成18年度で計画終了のため、平成19年度計画はなし。)	(特に取組の予定はなし)
【171】 イ. 平成16年度に個々の教員の研究活動に関する自己点検評価体制を確立する。	【171-1】 (平成18年度で計画終了のため、平成19年度計画はなし。)	(特に取組の予定はなし)
【172】 ⑥ 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策 ア. ビジネス創造センターを通じて全国の研究機関との共同研究体制を確立する。	【172-1】 文理融合型連携協定に基づく共同研究に加え、他大学との共同研究を促進する。	国立大学法人室蘭工業大学、(私立) 北海道薬科大学と包括協定を締結し、共同研究体制が強化された。 地域再生をテーマとした株式会社北洋銀行との共同研究に、室蘭工業大学の教員も、研究協力者として参加した。
【173】 イ. 共同研究、研究会の開催等を通じた他大学の研究者との交流を促進する。	【173-1】 文理融合型連携協定に基づく、提携先大学の教員によるセミナー、特別講義等を企画する。	①札幌医科大学においてヘルスケアマネジメント研究会教員による特別講義を実施した。 ②室蘭工業大学と共同で地域再生フォーラム、地域再生システム論を実施した。 ③札幌医科大学においてビジネス創造センタースタッフ教員による特別講義を実施した。
【174】 ウ. 客員研究員の充実を図る。	【174-1】 ビジネス創造センター（CBC）研究部のユーザーエクスペリエンス研究部門にて、客員研究員を受け入れる。	ユーザーエクスペリエンス研究部門規程を整備し、学術研究員5名（客員研究員）を受け入れた。

【175】 エ. 外国の大学、研究機関との研究者交流を促進する。	【175-1】 ①国際シンポジウムの開催実施により、大学間交流協定締結校との研究者交流について協議する。  ②日本学術振興会等が実施している研究者の招聘及び派遣に関する事業等への参加を促進する。	①本学において、協定校である東北財経大学と忠南大学との初のシンポジウム「東アジアにおける大学のビジネス教育について」を、平成19年9月20日・21日の日程で開催した。今後、本シンポジウムは持回り開催(来年度は韓国忠南大学で開催予定)とし、研究者の一層の交流を図ることとしている。 ②協定大学である中国東北財経大学から、研究者を受け入れた。また、中国河北大学からも、2名の客員研究員を受け入れ、活発な交流が行われた。
-------------------------------------	--	--

## II 教育研究等の質の向上の状況

## (3) その他の目標

## 社会との連携、国際交流等に関する目標

中期目標	<p>①教育研究における社会との連携・協力に関する基本方針 時代の要請や社会のニーズに応えるため、以下の諸活動を基本方針とする。</p> <p>ア. 北海道経済の活性化、事業・産業の競争力強化に貢献すること。 イ. 地域における優位性ある技術や事業シーズの起業化及び新規事業の創出・育成を支援すること。 ウ. 大学の資源を、時代や地域のニーズに応じて開放し、地域社会の多様な要請に応えるとともに変革への諸活動に貢献すること。</p> <p>②国際交流・協力等に関する基本方針 ア. 国際交流における本学の特色を生かした大学間交流協定の締結を促進する。 イ. 外国人留学生受け入れの量的拡大から質的充実への転換を図る。 ウ. 教育研究上の交流を通じた国際貢献を追求する。 エ. 大学における国際開発協力活動の基盤整備を行い、学内における国際開発協力活動の理解増進及び体制の強化を図る。 オ. サポートセンター等の国際援助機関（連携機関）との関係を強化する。 カ. 大学における分野別の国際開発協力戦略を構築する。</p>

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【176】 3 その他の目標を達成するための措置 (1)社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置 ① 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策 ア. ビジネス領域に限らず、幅広い社会科学系諸分野及び自然科学系研究領域においても地域社会に密着した共同研究を積極的に行う。	【176-1】 小樽市・小樽商工会議所・札幌商工会議所・北海道中小企業家同友会との連携を引き続き継続し、小樽の活性化に資する共同研究を図る。	ビジネス創造センター長及び同センター主任が、平成19年度 J A P A N ブランド育成支援事業プロジェクト実行委員会副委員長、小樽MOT推進協議会委員などの各種委員会及び協議会の委員等の委嘱を受け、その参加・協力を通じて、小樽市・小樽商工会議所・札幌商工会議所・北海道中小企業家同友会のほか、北海道・札幌市との連携が深まった。連携を通じて小樽活性化の施策に参画した。
【177】 イ. 本学の教員が中心となって組織化し実践している各種研究会をさらに多様化し、地域住民に開放することで、市民参加型の研究会を増やす。	【177-1】 小樽・後志地方、札幌圏、北海道の活性化に資する研究活動に積極的に参加する。	平成19年度は、小樽のまちづくり会議、札幌市のさっぽろまちづくりトーカ、東アジアマーケットリサーチ事業等に積極的に参加・協力した。
【178】 ウ. 地域社会活性化へのニーズを汲み、地域住民を対象とする各種公開講座をより積極的に開催する。	【178-1】 ①市民との交流を図り地域社会活性化へのニーズを汲み上げるために開催してきた「一日教授会」の在り方について検証し、必要に応じて見直しを行う。 ②小樽商科大学駅前プラザを設置し、市民との交流を図る。  【178-2】 ②夜間主コースの講義を、社会人のための再教育・生涯教育の場として積極的	①②これまでの活動について検証した結果、地域社会活性化へのニーズを汲み上げる機会として「一日教授会」における意見交換やアンケート等は有効との判断から、今後も継続して開催することとした。また、今後も本学キャンパスや「札幌サテライト」において各種公開講座等を行うとともに、「一日教授会」の成果である小樽駅前プラザ「ゆめぼーと」を活用し、地域住民を対象とする茶話会やオープンゼミ、留学生との交流会等を引き続き積極的に開催することとした。  「中期（年度）計画【161】の『計画の進捗状況』参照」

	に位置付け、公開講座として社会人に開放する。 ③テーマ別等（語学を含む。）公開講座の充実を図る。	
【179】 エ. 自治体や諸団体が設置する各種審議会、委員会、プロジェクトに対し、各分野の専門家である本学教員を積極的に派遣し、地域社会の活性化に貢献する。	【179-1】 「小樽商大社会連携のための教員ディレクトリー」を充実させるとともに、対外的な広報に活用し、自治体等の審議会委員に本学教員を派遣する。	「小樽商大社会連携のための教員ディレクトリー」の更新を行い充実を図ることによって、自治体等の審議会委員に本学教員18名（延べ30件）を派遣した。
【180】 オ. ビジネス創造センターが中心となって、地域社会の組織や個人等が抱える課題やアイディアを事業に具体化することを支援する「ビジネス相談」に係る実施体制の一層の充実を図る。	【180-1】 ①小樽市及び札幌商工会議所でのアンケート結果をベースに、本学CBCの「ビジネス相談制度」を広く市民に周知・徹底する。  ②「小樽商大社会連携のための教員ディレクトリー」を充実させる。 ③札幌サテライト及び小樽商科大学駅前プラザでのビジネス相談を定例化する。	①本学CBCの「ビジネス相談制度」を広く市民に周知・徹底するため、 ア. ホームページ上での表記を見直した。 イ. CBC関連のセミナー、フォーラム等において同制度をPRした。 ウ. 札幌サテライトに加え、新設した小樽駅前プラザ「ゆめぼーと」でもチラシを置き、同制度の周知・徹底に努めた。 上記の周知を行った結果、平成19年度のビジネス相談件数は14件と、前年度実績6件を大きく上回った。 ②本学教員に「小樽商大社会連携のための教員ディレクトリー」の最新の情報更新を依頼、アップデートを通じ、充実を図った。 ③札幌サテライト及び小樽駅前プラザ「ゆめぼーと」におけるビジネス相談の定例化を検討した。検討の結果、日時を決めた定例化は、顧客サービスの観点から、ベストとは言えないとの判断を得た。それに替えて「案件ベース」での対応として相談者の要望に応じて札幌サテライト、小樽駅前プラザ、CBCの三か所でビジネス相談を行うこととした。
【181】 カ. 起業・新規事業を中心とする企業経営に関わるセミナー、ワークショップ等をビジネス創造センターが中心となって開催する。	【181-1】 ①CBCセミナーを開催する。開催形式については平成17年度（小樽開催）、平成18年度（札幌開催）を参考にして検討する。 ②他大学との連携の進捗状況を見極め、必要に応じてセミナー・フォーラムの開催を検討する。	①平成20年3月に小樽市運河プラザ三番庫においてCBCセミナー「“小樽の魅力”を売り込む工夫」を実施した。地域活性化をテーマに「マーケティング入門」「インターネットの活用」についての講演、「小樽の魅力」についてのパネルディスカッションを行い、市民約60名が参加した。 ②平成19年9月に本学札幌サテライトにおいて「マーケティングのノウハウやテクニック」についてのマーケティングセミナーを北海道経済産業局と共に開催し、約50名が参加した。CBC主任2名が講師として参加して「価値創造のマーケティング」「企業連携による売れる商品開発」と題して、それぞれ講演を行った。 ③本学教員と札幌医科大学との共同研究の成果を、平成20年3月に札幌サテライトで開催した産学官連携研究成果報告会において「看護師の経験学習プロセスに関する研究」として報告した。
【182】 キ. 本学の共同研究等に関する成果報告会の開催やニュースレターなど、社会への情報還元の充実を図る。	【182-1】 ①研究成果報告会の実施、ニュースレターの年2回発行は引き続き実施する。 ②ニュースレターの編集体制、内容見直しは引き続き検討する。	①平成20年3月に札幌医科大学の共催を得て、札幌サテライトにおいて産学官連携研究成果報告会を開催し、約50名が参加した。ニュースレターは平成19年11月、平成20年3月に発行を行った。 ②ニュースレターの編集体制、内容見直しについては、平成20年度も引き続き検討することとした。なお、平成19年度の検討の結果、発行回数を年2回から年3回とすることとした。
【183】	【183-1】	地域ブランド振興の重点的取り組みを実施した。

<p>② 産学官連携の推進に関する具体的方策 ア. 北海道地域における新産業・事業の創出と成長支援を行うために大学発ベンチャー企業の創出と成長支援を今後とも継続する。</p>	<p>研究シーズの事業化に関して、これまでの取り組みの実績・内容を精査し、今後の取り組みに必要な修正を加える。</p>	<p>ア. 小樽ガラスのブランド化戦略の策定、アジア圏への販売支援を実施した。 イ. 小樽観光大学校の取り組みによる地域振興支援を実施した。 ウ. 小樽ガラスについて、香港にて現地マーケティングを実施した。</p>
<p>【184】 イ. これまで蓄積された大学発ベンチャー企業創出のノウハウを集約して、起業に関する学問的知見として広く公表し、教育研究へのフィードバックを図る。</p>	<p>【184-1】 大学発ベンチャーに関するテキストを発刊し、教育・研究へのフィードバックを図る。</p>	<p>大学発ベンチャーに関する情報の教育・研究へのフィードバックを図る観点から、テキストとしてビジネススクールでの講義等で活用した。</p>
<p>【185】 ウ. 地場中小企業の経営トップや経営管理者層に対し、積極的な新事業・新商品・新サービスの開発、道外への販路拡大・マーケティング、体质改善のための財務戦略構築等の支援を行う。</p>	<p>【185-1】 CBCセンター長を始め本学の教職員が広く各種公的機関・関係諸団体への支援・協力を図る。</p>	<p>平成18年度実績をベースに、更に上位の役職等に就任し、責任を持って活動している（さっぽろ産業振興財団さっぽろ企業家総合支援協議会会長、札幌商工会議所北のブランド選考委員会副委員長など）。</p>
<p>【186】 エ. 本学の知的資源の制約を克服するためにビジネス創造センター学外協力スタッフを質・量ともに強化・補強する。</p>	<p>【186-1】 学外協力スタッフ会議の定期的開催に加え、学外協力スタッフ制度を充実させる為、各スタッフに対するヒアリングを行い、本学への貢献事業内容をさらに検討し、纏める。</p>	<p>本学ビジネススクール修了予定の社会人学生を、CBC学外協力スタッフとして登録した。平成19年3月に学外協力スタッフ会議を開催し、学外協力スタッフとの連携について検討を進めている。</p>
<p>【187】 ③ 地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策 道内公立大学の優れた技術シーズの起業化や経営戦略面からの成長支援ニーズの実態を的確に捉え、公立大学発のベンチャー企業の創出と成長支援にビジネス創造センターのノウハウを活かして支援する。</p>	<p>【187-1】 ①引き続き「社会科学系大学地域共同研究センター定期情報交換会」を実施する。 ②札幌医科大学・北海道東海大学との連携を継続し、具体的な事業化に向けて取り組みを進める。 ③CBCスタッフ及び関係教職員の協定大学との交流促進を図る。</p>	<p>①平成19年度は9月に滋賀大学で「社会科学系地域共同研究センター定期情報交換会」を開催した。本学からも4名が参加した。社会科学系大学の連携が顕著である。 ②札幌医科大学が法人化し、更に具体的な案件での連携が進んでいる。北海道東海大学を加えた提携3大学での看護プロジェクトは研究を継続した。平成19年度前期には国立大学法人室蘭工業大学と、下期に（私立）北海道薬科大学と包括連携協定締結をした。 ③札幌医科大学との共同研究の成果を、平成20年3月に札幌サテライトで開催した産学官連携研究成果報告会において「看護師の経験学習プロセスに関する研究」として報告した。協定校以外においても、苫小牧工業高等専門学校において、ビジネス創造センター長が同校現代GP評価委員長として協力を行ったほか、同校開催の地元密着型地域活性化シンポジウムにおいて講演を行うなど交流促進を図った。現在も同校との協定締結を視野に入れた交流を行っている。</p>
<p>【188】 ④ 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策 ア. 本学の特色を十分に生かした大學間交流協定の締結を促進するた</p>	<p>【188-1】 MBAプログラムを持つ大学と折衝及び協議を継続する。</p>	<p>大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻(専門職学位課程)と韓国成均館大学校経営専門大学院(EMBA)で共同開発した「韓日比較経営研修課程」に基づいたセミナー(講義と日本企業訪問で構成され、試験も課される)が、平成19年8月に本学で開催され、両大学の学生からの評価が高く、このセミナーの継続及び学術交流の発展を鑑み、平成19年12月に成均館大学校と交流協定を締結した。成均館大学校は、国際的な第三者評価機関であるAACSBの認証を受けている。</p>

<p>めの具体的方策 a. 先進的なMBAプログラムをもつ海外の大学との大学間交流協定を締結し、研究者交流と大学院レベルでの学生の受け入れ及び派遣の促進を図る。</p>		
<p>【189】 b. 環太平洋地域において協定締結校を持たないカナダの大学との協定を締結し、アジア太平洋交流機構（UMAP）参加大学としての交流促進を図る。</p>	<p>【189-1】 協定締結可能なカナダの大学と折衝及び協議を継続する。</p>	<p>平成20年3月に、本学教員がウィニペグ大学(カナダ)を訪問し、協定締結の可能性について意見交換を行ったが、継続して協議することとなった。</p>
<p>【190】 c. 国際交流センター、事務組織及び委員会組織の整備・充実を図る。</p>	<p>【190-1】 ①引き続き協定締結大学との事務担当職との人事交流の在り方等を検討する。  ②引き続き国際交流センターの充実に努める。</p>	<p>①常に相手校事務担当職と情報交換に努めており、11月に実施したオセアニア地区協定校への学長訪問及び、平成20年2月に協定締結した韓国均成館大学、延世大学への学長訪問には全て事務を同行させて情報収集や相手校の事務担当者との連携を深めている。 ②外国人留学生の居住する国際交流会館の環境整備（破損個所の修繕、高圧洗浄による配管掃除、床・窓の清掃、掃除用具の更新など）を行った。</p>
<p>【191】 イ. 外国人留学生受け入れの量的拡大から質的充実への転換のための具体的方策 留学生（大学院生）のための英語による特別コースの設置を検討する。</p>	<p>【191-1】 ①大学間交流協定締結に対するニーズ調査結果を精査する。 ②先行大学の実地調査に基づき、本学大学院における留学生の状況を踏まえて、英語による特別コースについて検討する。</p>	<p>①調査結果が集まっている状況である。すでに回答をもらった情報については整理・精査中である。 ②先行大学の実地調査の結果、本学で同様の形で（研究科等の単位で英語の授業を行い、かつ学位を授与するもの）プログラムを運用することは困難であるとの見通しとなつたが、継続して可能性について検討していくこととした。なお、大学院商学研究科現代商学専攻（博士前期課程）の国際商学コースにおいては、一部の授業がすでに英語にて提供されている。</p>
<p>【192】 ⑤ 教育研究活動に関する国際貢献に関する具体的方策 ア. 平成16年度に帰国外国人留学生のフォローアップ体制を整備し、研究者交流及び国際共同研究の促進を図る。</p>	<p>【192-1】 本学からの国際交流ニュースレター等を通じて帰国外国人留学生の情報収集を行い、データベースを整備する。</p>	<p>平成18年度末に帰国した留学生に対し「商大ニュースレター」を発送し、本学状況等を紹介した。また、留学生の現在の状況について、情報収集を行うため、ニュースレターに本学の連絡先を記載し、現在の状況について、本学に連絡してくれるよう依頼した。なお、収集した情報は、留学生情報としてデータベースに登録した。</p>
<p>【193】 イ. アジアの開発途上国の大学と大学間交流協定を締結し、留学生の受け入れを促進することによって、教育面における国際貢献の役割を担う。</p>	<p>【193-1】 引き続き協定校の開拓を図る。</p>	<p>国際交流センター長を代表とする3名の訪問団が、平成20年3月にベトナム国家大学ホーチミン市国際大学を訪問し、協定締結に向けて意見交換を行い、おおむね締結の合意を得た。また、同大の学生の学習意欲などを確認し、教育面における国際貢献の観点から受入学生数の増を検討した。</p>
<p>【194】 ⑥ 大学における国際開発協力活動の基盤整備を行い、学内における国際開発協力活動の理解増進及び体制の</p>	<p>【194-1】 (平成18年度で計画終了のため、平成19年度計画はなし。)</p>	<p>(特に取組の予定はなし)</p>

強化を図るための措置 ア. 大学への国際開発協力に関するコンサルティングを実施する。		
【195】 イ. 国際援助機関等に対する専門的な提案の発信を強化する。	【195-1】 (平成18年度で計画終了のため,平成19年度計画はなし。)	(特に取組の予定はなし)
【196】 ウ. 国際援助機関等からの照会に対応するための窓口を創設する。	【196-1】 (平成18年度で計画終了のため,平成19年度計画はなし。)	(特に取組の予定はなし)
【197】 エ. 教員が協力活動に携わることを評価の対象とする。	【197-1】 (平成18年度で計画終了のため,平成19年度計画はなし。)	(特に取組の予定はなし)
【198】 ⑦ サポートセンターや国際援助機関(連携機関)との関係を強化するための措置 ア. 連携機関からの照会への対応を促進する。	【198-1】 (平成18年度で計画終了のため,平成19年度計画はなし。)	(特に取組の予定はなし)
【199】 イ. 連携機関との交流を促進する。	【199-1】 引き続き、国際協力支援機関が主催する研修等に参加する。	平成20年2月に、国際協力機構（JICA）研究生をJICA留学生セミナー(研修)の一環として受け入れ、本学教員が「産学官による中小企業振興の取組み等について」の講演を行った。
【200】 ウ. コンソーシアム形成の際の連携に関する課題の研究・助言を行う。	【200-1】 (平成18年度で計画終了のため,平成19年度計画はなし。)	(特に取組の予定はなし)
【201】 エ. 国際機関等との契約や交渉における大学の実務能力を向上させる。	【201-1】 引き続き国際協力支援機関が主催する実務研修に参加する。	各国際協力支援機関が行う実務研修は、平成19年度に実施されなかったため、参加できなかったが、平成20年度以降に同様の研修があれば、積極的に参加することとした。
【202】 ⑧ 分野別の国際開発協力戦略を構築するための措置 分野別の国際開発協力のための人材をデータベース化する。	【202-1】 (平成18年度で計画終了のため,平成19年度計画はなし。)	(特に取組の予定はなし)

## II 教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

### 1. 特記事項

#### ① 教育研究の高度化、個性豊かな大学づくりなどを目指した、教育研究活動面における特色ある取組

平成19年4月から、大学院商学研究科現代商学専攻に博士後期課程を設置し、従来の修士課程を博士前期課程に改組した。

##### 《大学院商学研究科現代商学専攻（博士前期課程）》

(1) カリキュラムを、研究者を目指して博士課程に進学する学生のための「博士後期進学類」と前期課程で修了し、社会の様々な分野で活躍する学生のための「総合研究専修類」に分け、それぞれのニーズに応じた履修ルールを設定した。学習面では、科目区分を設け、基礎から応用にいたる体系的な学習を可能とするとともに、研究指導においては、組織的かつ段階的な進捗管理ができる体制にした。

(2) 学部の専門4学科、言語センター、一般教育の教員すべてが大学院教育に関わる体制を確立している。

##### 《大学院商学研究科現代商学専攻（博士後期課程）》

(1) 授業科目を「現代商学」「組織マネジメント」「企業情報戦略」「現代ビジネスの理論と制度」の4教育研究分野に分け、複数の教育研究分野からの履修を義務づけ、テーマ研究を行うための高度かつ幅広い理論の修得を可能にした。

(2) 博士論文指導の面では、「博士論文指導I～III」「博士論文執筆計画（プロスペクタス）」「中間報告会」「博士論文事前審査」等を通じた段階的な指導、組織的な進捗管理を行う制度を導入した。

##### 《大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）》

(1) 授業科目を基本科目、基礎科目、発展科目及び実践科目の4区分と内容に着目した13分類で整理し体系的に編成した。より実践的な人材を育成するために、リサーチワークショップ（実践科目）を実践的な分析・戦略検討・計画立案を実施するビジネスワークショップ（実践科目）に変更した。

##### 《学士課程》

(1) 教養教育、特に大学入学後の初年次教育に力を入れ、大学での学びの意義や動機付け、知的スキルを涵養するための基礎科目・知の基礎系に属する授業科目（「総合科目I～III」「基礎ゼミナール」等）を全学協力方式で開講した。

##### 《研究分野》

(1) 学際的・実学的研究のあり方、その推進の方策等を検討するため研究推進会議を設置し、重点研究領域の策定・選定等研究支援体制を検討し、重点領域推進研究応募要領を作成して学内公募を行い、研究推進会議で選定している。

#### ② 国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫

##### 《大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）》

- 北海道経済連合会、中小企業家同友会、札幌商工会議所、日本貿易振興機構等に「組織推薦入試制度」の意義を説明するなど、志願者の増加に取り組んだ。

##### 《学士課程》

- 平成18年度の入試広報・高大連携事業計画を立て、各種大学説明会、高校生を対象とした本学独自の「通常授業体験講座」「夏期連続講義」等を実施し、高校生に本学のアドミッション・ポリシーを周知するとともに、社会科学に対する関心を高める努力を行った。

別添2 関係

### 1. 教育方法等の改善

#### ○一般教養教育の指導方法改善のための組織的取組状況

初年度教育・高校から大学への接続教育を目的とする基礎科目「知の基礎系」において、次の授業を行った。

- 昼間コースでは、「総合科目I a（小樽学）」「総合科目II a（職業と学問）」及び「総合科目II b（現代社会の諸問題）」を前期に開講、本学卒業生を講師とした「総合科目III（エバーグリーン講座）」を後期に開講した。夜間主コースでは、「総合科目I（学問原論）」及び「総合科目II（社会科学への招待）」を前期に開講した。
- 昼間コースにおいては、本学及び室蘭工業大学が内閣府と連携し、観光・ブランド・環境を三つの柱として、小樽・室蘭地域が抱える問題点について検討を行う科目として「総合科目I b（地域再生システム論）」を夏季集中講義で開講した。

#### ○学部教育や大学院教育の指導方法改善のための組織的取組状況

・教育開発センターに設置されている「学部教育開発部門」「大学院教育開発部門」において、FD研修会、授業評価アンケートの見直し・実施、同僚教員による「相互評価」による評価等を行った。

#### ○学部学生や大学院学生の成績評価方法等の改善のための組織的取組状況

- 学部においては、全ての教員が、GPA制度導入に伴い、シラバスに「成績評価の基準」「学習到達度」を記載・公表した。
- 大学院現代商学専攻においては、5段階の成績評価を導入し、シラバスに「成績評価の方法」を明示している。GPA制度については、平成20年度シラバスから明記することとした。
- 大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）では、平成18年度から5段階評価を導入しており、成績評価に対して一定期間内に異議を申し立てる制度を設けている。

#### ○各法人の個性・特色の明確化を図るための組織的取組状況

- 入試広報・高大連携のための専門的な教職員組織をつくり、本学の教育の特徴を社会に周知するとともに、高校の段階から初年次教育・接続教育の実験を行っている。
- 単一の学部に経済学、商学、法律学、情報科学、語学、人文自然科学等の多様な教員組織が置かれていることを生かし、これらの教員を動員する教育課程を設置している。
- 実学の伝統を背景に、ビジネス創造センター（CBC）や専門職学位課程を設置し、北海道経済や地域社会に貢献するよう、努力している。
- 学部4年に、入学前3年、卒業後3年を加えた「キャリアデザイン10年支援プログラム」を設けている。
- 本学の同窓会である「緑丘会」と連携して、国際交流、教育支援、就職支援等を行っている（以下2）。

- ・札幌医科大学、北海道東海大学と文理融合型連携協定を締結し共同研究、2大学のシーズを基本にした大学発ベンチャーや事業創出の支援を行っている。

#### ○他大学等での教育内容、教育方法等の取組の情報収集及び学内での情報提供の状況

- ・教育開発センターにおいて、他大学等からの情報誌を整理整頓し、閲覧に供した。

### 2. 学生支援の充実

#### ○学生に対する学習・履修・生活指導の充実や学生支援体制の改善のための組織的取組状況

- ・本学の同窓会である「緑丘会」から財政的支援を受け、学部と大学院の成績優秀者（学部10名、大学院2名）に奨励金を交付する「緑丘奨励金」制度を運用している。
- ・株式会社北洋銀行から財政的支援を受け、優れた研究成果を挙げた学生を褒賞する学術奨励事業「学生論文賞」を運営している。
- ・教育ローンの周知を図るため、平成18年度同様、新入学生には、入学手続書類にチラシを同封、在学生には、ホームページへの掲載、掲示板への掲示により行い、経済的理由により休学する等生活困窮の学生に対しては、その都度窓口で制度の案内を行った。
- ・学生の生活面、学習面でのトラブル、悩み、苦情等を早期に発見し対処するために、「学生何でも相談室」「教育担当副学長への投書制度」「学生団体との懇談会」等の制度を設け運用している。
- ・平成19年度から学生消費相談室を設け、臨時相談窓口を設置し、消費者センターの相談員が月1回来学し、相談に応じた。

#### ○キャリア教育、就職支援の充実のための組織的取組状況

- ・本学の同窓会である「緑丘会」及び学生の就職支援団体キャリア・デザイン・プロジェクト（CDP）と連携して、就職ガイダンス、企業セミナー、就職アドバイザーによる就職相談、就職支援融資、各種資格講座の開講等の就職支援事業を行っている。
- ・学部4年に、入学前3年、卒業後3年を加えたキャリア教育「キャリアデザイン10年支援プログラム」を設けている。平成19年度からは、そのための専門的な組織として教育開発センターに「キャリア教育研究開発部門」を設置している。

#### ○課外活動の支援等、学生の厚生補導のための組織的取組状況

- ・本学の同窓会である「緑丘会」と提携して、地域における学生の活動を支援するために公募型の財政支援制度「グリーンヒル・プロジェクト」を運用している。
- ・学生の健康、安全に資する目的で毎年「学生生活支援セミナー」を開催するとともに、「学生のための安全マニュアル」を作成し、配布している。

### 3. 研究活動の推進

#### ○研究活動の推進のための有効な法人内資源配分等の取組状況

#### ○研究活動の推進のための有効な組織編成の状況

#### ○研究支援体制の充実のための組織的取組状況

- ・研究活動の推進のための有効な組織として、「研究推進会議」を設置し、重点

領域推進研究プロジェクトの公募を行っている。

- ・研究推進会議において、本学の重点研究領域を決定し、その研究に対して重点的に研究費を配分している。
- ・研究推進会議が重点領域推進研究とした定めた「ユーザーエクスペリエンス研究」について、研究組織をビジネス創造センターの研究部門に位置付けるよう、平成19年4月に関係規程を整備した。併せて研究施設であるユーザビリティ・ラボの研究員を「学術研究員」として雇用することができるよう、規程の整備を行い、大学として当該研究を支援するために必要な体制整備を図った。

#### ○若手教員、女性教員等に対する支援のための組織的取組状況

- ・若手研究者のうち、採用後1年以内の教員に対して初動経費として25万円を研究費とは別に配分している。
- ・平成17年度に女性教員の採用目標値を20%と設定し、公募書類に女性教員の勤務支援体制について記載することとした。

### 5. 社会連携・地域貢献・国際交流等の推進

#### ○大学等と社会の相互発展を目指し、大学等の特性を活かした社会との連携、地域活性化・地域貢献や地域医療等、社会への貢献のための組織的取組状況

- ・「小樽商科大学地域連携協議会」の連携事業として、東アジア・マーケットリサーチ事業（小樽市・東アジア経済協議会、小樽商科大学）及び体験型アクセスマント事業（北海道、後志支庁、小樽市、岩内町、余市町、小樽商工会議所、北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部、小樽商科大学）等を実施した。
- ・大学と地域との交流の場として、小樽駅前プラザ「ゆめぼーと」を設置し、学長・副学長との茶話会、市民参加型ゼミナール等を実施した。

#### ○産学官連携、知的財産戦略のための体制の整備・推進状況

- ・産学官連携の推進母体であるビジネス創造センター（CBC）が毎年「産学連携研究成果報告会」を開催している。
- ・株式会社北洋銀行と相互の発展及び地方経済の発展に資することを目的として「包括連携協定」を締結し、研究交流、人材交流、人材育成等の分野において相互協力している。

#### ○国際交流、国際貢献の推進のための組織的取組状況

- ・学生の国際交流事業は、国際交流委員会と国際交流センターを中心に行われている。本学の同窓会である「緑丘会」から毎年財政的支援を受けている。
- ・学生交換協定により受け入れた留学生のために講義を英語で行う「短期留学プログラム」を全学協力体制で運用している。

### 6. その他

#### ○以上の事項に関する他大学との連携・協力についての状況

- ・札幌医科大学及び北海道東海大学と文理融合型連携協力に関する大学間協定を締結しており、平成18年度から共同研究「訪問看護分野における看護器具、用品の改良」研究プロジェクトを継続して実施している。
- ・平成19年度には、国立大学法人室蘭工業大学及び（私立）北海道薬科大学との包括協定を締結し、共同研究等の推進を目指している。

**III 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画**

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

**IV 短期借入金の限度額**

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
1 短期借入金の限度額  4 億円	1 短期借入金の限度額  4 億円	実績なし。
2 想定される理由  運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	2 想定される理由  運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	

**V 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画**

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
な し。	な し。	実績なし。

**VI 剰余金の使途**

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	平成18年度において発生した剰余金については、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に一部充当した。

**VII その他の  
1 施設・設備に関する計画**

中 期 計 画			年 度 計 画			実 績		
施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
小規模改修 災害復旧工事	総額 100	施設整備費補助金 (100百万円) 船舶建造費補助金 ( ) 長期借入金 ( ) 国立大学財務・経営センター施設費補助金 ( )	小規模改修	総額 80	施設整備費補助金 (80百万円) 船舶建造費補助金 ( ) 長期借入金 ( ) 国立大学財務・経営センター施設費補助金 ( )	小規模改修	総額 80	施設整備費補助金 (64百万円) 船舶建造費補助金 ( ) 長期借入金 ( ) 国立大学財務・経営センター施設費補助金 (16百万円)
(注1)金額については見込みであり、中期目標を達成するためには必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。 (注2)小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。	(注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加される。							

## ○計画の実施状況等

小規模改修として、附属図書館の耐震補強工事及び障害者用トイレの設置を行った。(施設整備費補助金)  
 また、商学部一般校舎のトイレの改修を行った。(国立大学財務・経営センター施設費補助金)

VII その他の  
2 人事に関する計画

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
<p>(1) 教員の雇用については、本学の教育方針に沿った最適配置を促進するため客員教授制度の導入、任期制の活用・基準等について検討する。なお、その際、ジェンダーバランスの改善、外国人の登用等についても考慮し、有効な方策を検討する。</p> <p>(2) 事務職員の雇用については、国立大学法人等職員採用統一試験からの採用を基本としながら、本学の特殊性を考慮し、語学、情報処理等特殊な能力・技能を有する者を民間から選考採用するため必要な制度を検討する。</p> <p>(3) 人材育成については、民間の手法を調査・研究することはもとより、北海道地区各国立大学法人等共同実施事業や新国立大学協会主催の研修を通じて、国立大学法人運営の基礎となる法務、財務、労務等専門性の高い業務に精通する人材育成に努める。</p> <p>(4) また、人材育成の一環として大学運営に関する知識・経験を有する職員を養成するため、民間企業、独立行政法人、政府各府省等との人事交流の実施体制の整備を検討する。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 11,872百万円（退職手当を除く）</p>	<p>人材育成については、民間の手法を調査・研究することはもとより、北海道地区各国立大学法人等共同実施事業や新国立大学協会主催の研修を通じて、国立大学法人運営の基礎となる法務、財務、労務等専門性の高い業務に精通する人材育成に努める。</p> <p>(参考1) 平成19年度の常勤職員数 204人 また任期付き職員数の見込みを1人とする。</p> <p>(参考2) 平成19年度の人件費総額見込み 1,998百万円（退職手当を除く）</p>	<p>『「(1)業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」中期計画【15】～【24】参照』</p>

○ 別表 (学部の学科、研究科の専攻等の定員未充の状況について)

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員 (a) (人)	収容数 (b) (人)	定員充足率 (b) / (a) ×100 (%)
商学部 (昼間コース) 経済学科	548	477	87.04
	592	542	91.55
	424	370	87.26
	296	253	85.47
		472	
	48	45	93.75
	40	33	82.50
	48	42	87.50
	64	65	101.56
		54	
学士課程 計	2,060	2, 353	114.22
商学研究科 経営管理専攻		4	
修士課程 計		4	
商学研究科 現代商学専攻博士前期課程	20	37	185.00
	3	4	133.33
博士課程 計	23	41	178.26
商学研究科 アントレプレナーシップ選専攻	70	79	112.85
専門職学位課程 計	70	79	112.85

○ 計画の実施状況等

- ・学部の昼間コース・夜間主コースとともに、卒業不可能者が多く在籍しているため、学士課程計の定員充足率が高い。
- ・学部の昼間コース・夜間主コースの「教育課程」は、初年次学科所属を行わないため、このように表記した。
- ・大学院経営管理専攻は、平成16年度に現代商学専攻に名称を変更し、平成16年度から学生募集を停止し、経過措置により学生が在学しなくなるまで存続する。
- ・大学院現代商学専攻博士前期課程は、留学生が多い。
- ・学部夜間主コース及び大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）において、長期履修制度を利用した学生がいる。